

令和元年度

主要な施策の成果説明書



高知県四万十町

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第５項の規定に基づき、
令和元年度における主要な施策の成果説明書を提出します。

令和２年９月９日

四万十町長 中尾 博憲

目 次

所 管 課 ・ 事 業		頁
1 企画課		
まちの情報発信推進事業		1
2 町共同テレワーク（モバイルワーク）構築事業		2
四万十CATV開局10周年記念事業		3
広報戦略等策定事業		4
四万十町スマート定住対策事業		5
地域公共交通網形成計画策定事業		6
地域コーディネーター活動支援事業		7
四万十川水産資源回復事業		8
四万十川イメージ向上事業		9
人材育成推進事業「未来塾」		10
人材育成推進事業「四万十塾」		11
人材育成推進事業「産業振興塾」		12
2 危機管理課		
地域安全推進事業		13
消防設備等整備事業		14
自主防災育成事業		15
津波避難対策推進事業		16
避難所運営体制加速化事業		17
防災施設整備事業		18
3 町民課		
乳幼児・児童医療費助成事業		19
ひとり親家庭医療費助成事業		20
安心子育て支援事業「出産祝い金」		21
人権対策推進事業		22
国民健康保険特別会計繰出金（財政調整繰出金）		23
特定健康診査等事業費		24

目 次

所 管 課 ・ 事 業		頁
4 健康福祉課		
あったかふれあいセンター事業		25
四万十町中山間地域介護サービス確保対策事業		26
在宅介護手当		27
高齢者等外出支援事業		28
配食サービス事業		29
重度心身障害児者医療費助成事業		30
地域生活支援事業		31
障害児通所給付事業		33
障害者自立支援給付事業		34
障害者医療費助成事業（更生医療、育成医療、療養介護医療）		35
在宅障害者支援事業		37
高齢者安心生活支援住宅（金上野）管理運営事業		38
母子保健事業（妊婦・乳児一般健康診査、育児相談、母乳相談）		39
健診・がん検診事業		40
健康増進計画策定事業		41
健康づくり事業（健康増進事業）		42
健康ステーション事業		44
介護保険事業介護認定		45
介護保険事業保険給付		46
介護予防・生活支援サービス事業		48
一般介護予防事業		49
包括的支援事業・任意事業		51
認知症総合支援事業		53
地域支え合いネットワーク事業		54
5 農林水産課		
人・農地問題解決推進事業		55
新規就農定着推進事業		56

目 次

所 管 課 ・ 事 業		頁
	複合経営拠点支援事業	57
	農業競争力強化農地整備事業	58
	地域まるごと6次産業化推進事業	59
	四万十町レンタル畜産施設等整備事業	60
	四万十町畜産環境対策推進事業	61
	町有林管理育成事業	62
	鳥獣被害対策事業	63
	森林環境譲与税活用事業	64
	自伐林業者等育成支援事業	65
6 にぎわい創出課		
	地域おこし協力隊推進事業	66
	ふるさと支援推進事業	67
	移住定住促進事業	68
	四万十町企業立地促進事業（コールセンター等立地促進事業を含む）	69
	商工会育成補助金	70
	商工業振興助成金	71
	地産外商推進事業	72
	四万十町プレミアム付商品券事業	74
	観光拠点施設整備事業	75
	各種イベント助成事業	76
	観光協会育成補助金	77
	観光周遊促進事業	78
7 建設課		
	吉見川浸水対策事業	79
	社会資本整備交付金事業	80
	地域ため池総合整備事業（負担金）	81
	農地耕作条件改善事業	82

目 次

所 管 課 ・ 事 業		頁
	住宅整備事業（奥内第1団地）	83
	住宅耐震化促進事業	84
	国土調査事業	85
8	環境水道課	
	十川簡易水道統合・区域拡張事業	86
	合併処理浄化槽設置整備事業	87
	四万十川方式維持管理事業	88
	一般廃棄物の適正処理推進事業	89
	不法投棄対策事業	90
	環境学習実施事業	91
9	学校教育課	
	四万十町キャリアアップ事業	92
	四万十町校内研究支援事業	93
	学校適正配置推進事業	94
	英語力向上対策事業	95
10	生涯学習課	
	幼児教育無償化	96
	小鳩保育所移転整備事業	97
	文化的施設整備事業	98
	重要文化的景観集落見直し調査	99
11	大正地域振興局	
	大正地域まちづくり推進協議会	100
12	十和地域振興局	
	四万十の栗再生プロジェクト推進事業	101
	四万十川アドベンチャーパークプロジェクト事業	102
	三島キャンプ場再生計画基本計画策定業務	103
	十和地域まちづくり推進協議会	104

1.主管課（所）	企画課											
2.総合振興計画 の位置付け	基 本 方 針											
	政 策 目 標											
	施 策 目 標	（１） 協働によるまちづくりの推進										
3.事業名	まちの情報発信推進事業											
4.決算額	4 1 7 , 2 1 8 円											
5.事業の目的及 び概要	まちの情報（町の課題や政策及び施策等）を積極的に発信することにより、まちづくり基本条例で目指す、町民との情報共有、協働によるまちづくりの推進を図る。 また、様々なメディアからの発信機会を増やすとともに、四万十町の魅力や情報を町内外の多くの方々に自発的に発信してもらう機会を増やし、町内外へ四万十町の魅力を広く発信する。それにより、四万十町の知名度及び魅力度の向上、交流人口の拡大、ふるさと納税のPRなど、様々な波及効果を目指す。											
6.事業の実施内 容	四万十町公式 SNS（インスタグラム、フェイスブックなど）を活用した情報発信 四万十町公式インスタグラムフォトコンテストの開催 ・年間を通じたコンテストを開催 〔毎月〕抽選で5名に景品（地元産品）を贈呈 〔年間〕年間大賞5名を決定し景品（地元産品）を贈呈 <table><tr><td>景品代</td><td>364,732 円</td></tr><tr><td>送 料</td><td>19,386 円</td></tr><tr><td>消耗品費</td><td>33,100 円</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td colspan="2">計 417,218 円</td></tr></table>		景品代	364,732 円	送 料	19,386 円	消耗品費	33,100 円			計 417,218 円	
景品代	364,732 円											
送 料	19,386 円											
消耗品費	33,100 円											
計 417,218 円												
7.事業の成果	■四万十町公式インスタグラムのフォロワー数が県内トップになり、町内外から四万十町の様々な写真や情報に対して好感コメントや関心を示す反応が得られている。 ■3,000 件を超える投稿（応募）があり、観光で訪れた方々をはじめ、町内外の多くの方々（出身者など）が四万十町の食や自然など、様々な魅力を発信していただけたことで、人から人へ、四万十町の魅力を広めていくことができた。 ■景品で四万十町の特産品を送ることや、四万十町公式インスタグラムでその景品を紹介したことで、応募いただいた方々やフォロワー（四万十町公式インスタグラムを見ている人）に四万十町の特産品を広く伝えることができた。											

1.主管課（所）	企画課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(18) まち・くらしの基盤整備の推進
3.事業名	2町共同テレワーク（モバイルワーク）構築事業	
4.決算額	559,896円	
5.事業の目的及び概要	平成31年度（令和元年度）高知県中西部電算協議会（中土佐町・四万十町）の主要事業として2町共同でのテレワーク（モバイルワーク）を検討し、災害時における避難所利用や執行部などの出張先利用、イントラ網未整備各出先機関での住民サービス提供など、庁舎外での利用による利便性の向上や働き方改革の実現を目指す。 セキュリティ強化対策により仮想デスクトップ（VDI）利用運用が始まった事で、パソコンのセキュリティ強化が一定できた。この事により庁舎外での利用（災害時における避難所利用・執行部など出張先利用）について本年度は3台のパソコン（企画課管理での貸出形式）を導入し利用する。 主な利用方法としては、 ① 執行部・職員など出張先利用 ② 災害時における避難所等での利用 ③ イントラ網未整備各出先機関での住民サービス提供 を予定している。	
6.事業の実施内容	①事業名：2町共同テレワーク（モバイルワーク）構築事業 事業内容：テレワーク（モバイルワーク）タブレット型ノートパソコン（2台） 事業費：344,736円（内消費税額25,536円） 委託業者：四国情報管理センター株式会社 契約期間：令和元年6月17日から令和元年8月8日 ②事業名：令和元年度 テレワーク（モバイルワーク）構築委託業務 事業内容：テレワーク（モバイルワーク）軽量ノートパソコン（1台） 事業費：215,160円（内消費税額19,560円） 委託業者：四国情報管理センター株式会社 契約期間：令和2年3月23日から令和2年3月31日	
7.事業の成果	危機管理課長・企画課広報情報係長の2名で、2019年10月2日（水）～10月4日（金）京都府「KYOTO SMART CITY EXPO 2019」への出張の際に、庁舎職員とのWeb会議（ZOOM）を行うため、テレワーク（モバイルワーク）パソコンを持参した時に、四万十町では2019年10月2日（水）深夜から台風接近に伴う災害対策本部が設置され、2019年10月3日（木）早朝、宿泊先のホテルより、Web会議（ZOOM）で四万十町災害対策本部へ参加できた。 また、昨年度当初には想定されていなかったコロナウィルス感染拡大に伴う在宅勤務にも対応できる。	

1.主管課（所）	企画課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(18) まち・くらしの基盤整備の推進
3.事業名	四万十CATV開局10周年記念事業	
4.決算額	3, 260, 860円	
5.事業の目的及び概要	平成21年5月に町内の情報の格差是正や行政サービスの向上を目的として開局した四万十ケーブルテレビが令和元年5月で10周年を迎えた。町民の皆さまに日頃の感謝の意味を込め、 ①加入促進キャンペーン ②四万十CATV開局10周年記念イベント ③四万十CATV開局10周年記念プレゼント企画委託業務を実施した。	
6.事業の実施内容	①事業名：加入促進キャンペーン 事業内容：新規加入者の加入金と工事費を半額とする。 事業費：2, 062, 160円（指定管理料） 契約期間：平成31年3月11日～令和元年5月31日 ②事業名：四万十CATV開局10周年記念イベント委託業務 事業内容：イベントを開催し、放送スタジオ見学や4K8K視聴体験など 事業費：550, 800円 契約期間：平成31年4月15日～令和元年5月20日 ③事業名：四万十CATV開局10周年記念プレゼント企画委託業務 事業内容：アンケート調査。回答者に対してプレゼント送付。 事業費：647, 900円 契約期間：令和元年11月1日～令和2年3月27日 ①+②+③=3, 260, 860円	
7.事業の成果	・四万十CATVは役場からのお知らせや地域のお知らせ等さまざまな情報を日々発信し今では情報伝達ツールの一つとなっている。多くの情報を住民の皆さまへ届けるため加入促進を行ってきたがここ数年の加入率が伸び悩んでいた。加入促進キャンペーンを行った結果、77件の新規加入があり6月1日現在で7,492世帯（加入率約89.3%）となった。 ・記念イベントでは日常生活ではなかなか経験できないアナウンサー体験や高所作業車体験、ドローン体験など行った。当日はスポレクしまんと2019とイベント同時開催することにより多くの来場者を迎えることができた。 ・アンケート調査では自主放送に対して多くの高い評価をいただいた。しかしながら、インターネットの遅延、メニューの追加等の要望が多くいただいた。次期再構築の際には今回頂いた意見も重視して改善していく。	

1. 主管課（所）	企画課	
2. 総合振興計画 の位置付け	基本方針	
	政策目標	
	施策目標	（１） 協働によるまちづくりの推進
3. 事業名	広報戦略等策定事業	
4. 決算額	2, 9 4 8, 0 0 0 円	
5. 事業の目的及び概要	観光や産業振興・移住定住促進といった各分野において、シティプロモーションを効果的に展開していく。そのためには、町としての統一された方針や戦略が必要不可欠であると考え、これまで、統一されていなかった戦略を「広報戦略」として取りまとめ、地域や企業を巻き込んだ取り組みとして展開していくことで、「外部から見た四万十町の統一されたイメージの定着」を図る。 また、あわせて行政情報の発信・共有についても点検・見直しを行い、改善を図る。 ①まちづくり基本条例の基本理念（知る権利の保障・積極的な情報提供・十分な説明責任と協働によるまちづくり）に基づく、町の統一された「広報戦略」の策定 ②広報戦略に基づく行政（役場）としての実行プランの策定 ・専門家による助言及び改善点等の取りまとめ → 可能なものから順次対応 ・体制や仕組みの改善と職員の意識改革	
6. 事業の実施内容	①広報戦略策定委託事業 公募型プロポーザルにて委託業者選定 ※委託料 1, 628, 000 円 ■委託業者：四万十川流域企画広告研究所 4 KEN ・庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げ、戦略会議を開催（６回） ・町の統一された、ロゴやエンブレムを作成 ・翌年度以降の取り組みについての協議等 ②情報共有促進プラン策定委託事業 公募型プロポーザルにて委託業者選定 ※委託料 1, 320, 000 円 ■委託業者：株式会社 WHERE ・町民や町外に対して発信している広報物（広報紙やホームページ、SNS など）の改善点の洗い出しと改善策の協議 ・改善策の実行や翌年度以降の継続した実行に向けての協議および体制づくり	
7. 事業の成果	■「四万十町広報戦略マニュアル」及び「ロゴマーク等の使用方法等を定めた L G I マニュアル（企業等への取扱説明書を含む）」を策定。 ■四万十町公式インスタグラムのフォロワー数が県内トップになり、町内外から四万十町の様々な写真や情報に対して好感コメントや関心を示す反応が得られている。 ■四万十町公式ホームページや広報紙（特集記事）の編集を工夫し、「地域の情報が分かりやすい。」「見やすくなった。」との声が寄せられている。	

1. 主管課（所）	企画課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施策目標	(10) 住民主体の地域づくりの推進
3. 事業名	四万十町スマート定住対策事業	
4. 決算額	8, 3 6 5, 2 1 4 円	
5. 事業の目的及び概要	情報通信技術（ＩＣＴ／ＩｏＴ）の利活用（スマート化）により、中山間部での農業経営を効率化し、生活環境の利便性を高めることで新規就農及び移住者の増加を促進する。 また、町民の意見を集約する任意団体「四万十町スマート定住対策協議会」を組織する。協議会の運営は、農林水産省が実施する「令和元年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）事業」を活用し、協議会に係る運営経費を町が補助する。	
6. 事業の実施内容	町補助金： 257, 214 円 協議会貸付金： 8, 108, 000 円 ※貸付期間：4 年間 （農林水産省による交付金事業は3 か年継続し、令和元年度は1 年目となる） ■令和元年度における協議会の事業実施内容 〔事業費〕 7, 832, 702 円（うち、事業経費として国交付金：7, 575, 488 円、協議会運営経費として町補助金：257, 214 円） 〔構成員〕 地元ＮＰＯ（特定非営利活動法人）、福祉・公共交通の事業所、商工会、農業協同組合、高知県改良普及所、四万十公社、役場等 ①「地域の活動計画」の策定 年間を通じてワークショップを実施し、ＩＣＴの利活用で町内の課題を解決する「地域の活動計画」を策定した。 ②農業分野でのＩＣＴの利活用導入 都内を中心とする飲食店への見送り仲介サービス「クロススマート」を農家に無償提供し、生産物の販路開拓を支援した。 ③農家対象アンケートの実施 町内でのＩＣＴ利活用に向け整備すべき条件を明らかにするため、農家を対象として農業経営及び生活環境に関するアンケートを実施した。	
7. 事業の成果	■定住条件強化のためのモデル構想の策定 「地域の活動計画」が策定され、ＩＣＴ／ＩｏＴを使って解決できる町内の課題が明らかになった。また、定住条件の整備と対応強化に向け、町の理想状態が定義されたため、具体的な施策を検討できる段階に入った。 ■町内でのＩＣＴ利活用の条件明確化 農産物の販路開拓を目的として、町内の農家・事業所計7 か所が「クロススマート」を利用した。都市部の飲食店との取引が中心となるため、都市近郊の仲卸業者と競合し、効果が得にくかった。移動費が一定以下の圏内でのサービス利用が望ましいと明らかになった。 また、農家対象アンケートからは、農家の経営実態及びＩＣＴの整備状況が確認できた。ＩＣＴ活用のためには情報機器の導入が必須であり、日常の生活環境におけるＩＣＴ利用がまず重要であるという見解が得られた。 なお、令和2 年度には、協議会主体で生活の利便性を向上させる事業者（移動販売事業等）による実証活動が行われるため、町民が日常的に利用できるデータベースの構築について検討を行う。	

1. 主管課（所）	企画課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(18) まち・くらしの基盤整備の推進
3. 事業名	地域公共交通網形成計画策定事業	
4. 決算額	4,256,904円	
5. 事業の目的及び概要	四万十町では移動手段を持たない移動制約者の生活を支援するべく、平成21年3月に「四万十町生活交通再編基本方針」及び「四万十町生活交通再編行動計画」をとりまとめ、町全体の公共交通網の再編に取り組んできた。 しかし、平成30年度末で計画期間が満了したことにより次期計画の策定が求められていた。そこで、交通事業者、関係機関、専門的な知見・知識を有した方々を委員とした法定協議会を設置し、協議・意見交換・合意のもとに、新たな課題である「高速道路網の充実による観光流入への対応」、「路線のさらなる再編による移動ニーズへの対応」、「福祉輸送の検討」などへの対応を盛り込んだ、四万十町地域公共交通網形成計画（以下：計画）を策定し、体系立った戦略のもとに取り組むことを目的とする。	
6. 事業の実施内容	○第1回四万十町地域公共交通活性化協議会 日当¥75,490 ○プロポーザル委員謝金 ¥13,400 ○第2回四万十町地域公共交通活性化協議会 日当¥71,330 ○第3回四万十町地域公共交通活性化協議会 日当¥64,530 ○第4回四万十町地域公共交通活性化協議会 日当¥66,610 ○地域公共交通網形成計画策定委託料 ¥3,965,544 合計 4,256,904円	
7. 事業の成果	四万十町がより暮らしやすい町にしていくため策定されたもので、基本方針は利便性の高い公共交通網の整備としてこの計画を実施することにより、公共交通網が沿線の住民や来訪者にとって使いやすいものとなる。 さらに乗り物同士が路線、ダイヤ、サービスの情報でつながり、より快適で利便性の高いものとなる。そして、持続する公共交通網を確立することにより、地域と積極的に関わり、利用者の移動ニーズの変化に合わせて形を変えながら、いつまでも地域の移動手段として機能していけることを目指す。もう1つがまちづくりと連携する公共交通網を目指し、福祉、観光、教育、まちづくり施策と公共交通網が連携することにより、公共交通が人の流れを支え、「賑わいの創出」、「地域コミュニティの活力向上」などの効果を得られること目指す。この3つの基本方針を軸に四万十町が抱える交通の課題への取り組みを考え、1つ1つの課題を解消・または適正化していくための計画書として今後5年間、活用していく。	

1.主管課（所）	企画課	
2.総合振興計画 の位置付け	基 本 方 針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政 策 目 標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施 策 目 標	(10) 住民主体の地域づくりの推進
3.事業名	地域コーディネーター活動支援事業	
4.決算額	3, 5 0 0, 0 0 0 円	
5.事業の目的及 び概要	町民が主体となった地域の現状把握及び課題解決の取組を支援するため。	
6.事業の実施内 容	補助対象者 一般社団法人 四万十農産 コーディネーター人員 6 名 補助金額 3, 500, 000 円 補助内容 人件費、活動費、事務費 活動内容 地域コーディネーター会（7回） 影野地域農業・農村活性化協議会設立・研修会の開催（5回） 広域農業の実践活動（36回） 「農業発信による地域活性化構想」の策定会議（11回）、 地域づくり・美化活動 みらい会議事務局	
7.事業の成果	地域コーディネーターを活用することで、10年先の姿を想定した農業からの地域づくりを実践するために、影野地域農業・農村活性化協議会を立ち上げ、「農業発信による地域活性化構想」を策定し、地域づくりの一環として駅前整備や広報活動など実践することが可能となった。 今後具体的な実践計画書を策定するとともに、地域住民への周知、実践活動への参加、意識の向上につなげていく必要がある。	

1.主管課（所）	企画課四万十川対策室																						
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	3	日本が誇る四万十川流域の環境委づくり																				
	政 策 目 標	7	広大な自然環境と共生するまち																				
	施 策 目 標	(16)	自然環境の保全																				
3.事業名	四万十川水産資源回復事業																						
4.決算額	14,043,217円																						
5.事業の目的及び概要	四万十川の水産資源の中でも近年漁獲量が激減しているアユ資源について持続的な水産資源の生産と積極的な回復を図るために、資源の底上げや遊漁客の増加を目的とした種苗放流の実施、町内における遡上や降下状況調査、漁場の整備等を行うことで内水面漁業の振興による町内活性化を目的とする。 また、四万十川産アユの消費拡大を目指した取組を行うことで、資源の有効活用についても図るものとする。 ※「四万十町四万十川保全活用基本計画」に基づく事業実施																						
6.事業の実施内容	<table><tr><td>○四万十川対策事務補助（パート）</td><td>729,236円</td></tr><tr><td>○アユ適正放流アドバイザー等謝金</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>○アドバイザー旅費費用弁償</td><td>18,740円</td></tr><tr><td>○消耗品費</td><td>30,098円</td></tr><tr><td>○鮎生息分布調査委託</td><td>3,776,300円</td></tr><tr><td>○カワウ対策業務委託</td><td>1,373,843円</td></tr><tr><td>○四万十川産アユPR事業</td><td>490,000円</td></tr><tr><td>○水産業振興事業費補助金（放流）</td><td>4,500,000円</td></tr><tr><td>○水産業振興事業費補助金（環境整備）</td><td>3,075,000円</td></tr><tr><td colspan="2">合計 14,043,217円</td></tr></table>			○四万十川対策事務補助（パート）	729,236円	○アユ適正放流アドバイザー等謝金	50,000円	○アドバイザー旅費費用弁償	18,740円	○消耗品費	30,098円	○鮎生息分布調査委託	3,776,300円	○カワウ対策業務委託	1,373,843円	○四万十川産アユPR事業	490,000円	○水産業振興事業費補助金（放流）	4,500,000円	○水産業振興事業費補助金（環境整備）	3,075,000円	合計 14,043,217円	
○四万十川対策事務補助（パート）	729,236円																						
○アユ適正放流アドバイザー等謝金	50,000円																						
○アドバイザー旅費費用弁償	18,740円																						
○消耗品費	30,098円																						
○鮎生息分布調査委託	3,776,300円																						
○カワウ対策業務委託	1,373,843円																						
○四万十川産アユPR事業	490,000円																						
○水産業振興事業費補助金（放流）	4,500,000円																						
○水産業振興事業費補助金（環境整備）	3,075,000円																						
合計 14,043,217円																							
7.事業の成果	種苗放流によるアユ漁解禁直後の漁場形成を目指した取組を始めてから、上流淡水漁協の遊漁券販売数については徐々に増加している。 （H29 346枚、H30 380枚、H31 403枚） しかしながら、H31は天然遡上アユが激減しており、漁獲量及び漁協への出荷量自体は大幅に減少していた。（H30 1,815kg → H31 755kg） 引き続き漁場形成のための取組を継続的に行うとともに、四万十川流域全体での資源回復に向けた活動を提案・実証していくために、広域での連携を図っていく。																						

1.主管課（所）	企画課四万十川対策室		
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	3	日本が誇る四万十川流域の環境委づくり
	政 策 目 標	7	広大な自然環境と共生するまち
	施 策 目 標	(16)	自然環境の保全
3.事業名	四万十川イメージ向上事業		
4.決算額	6,191,824円		
5.事業の目的及び概要	「最後の清流」として全国的な知名度を持っている四万十川であるが、実際にその知名度に対して町外の人から求められている四万十川のイメージや実態を調査し、その結果を踏まえて町外向けの四万十川の利活用やアピール手法に反映させる。また得られた調査結果を基に、四万十川の水辺の体験活動として求められている、あるいは実施できる内容を検証し、流域全体の水辺に町民や観光客が訪れやすい環境整備を目指すために、上記分析内容と合わせた商品・環境づくりの提案を行う。 ※高知大学との連携事業として実施する。		
6.事業の実施内容	○地域振興実践アドバイザー謝金		465,890円
	○技術アドバイザー謝金		50,000円
	○アドバイザー等旅費		650,740円
	○研修旅費		22,000円
	○燃料費		5,000円
	○消耗品費		43,194円
	○高知大学事業連携業務委託料		3,300,000円
	○四万十川PR委託料		1,650,000円
	○駐車場使用料		5,000円
			合計 6,191,824円
	7.事業の成果	高知大学との事業連携による業務実施において、川での遊び体験などの実践とそのPRを行い令和2年度に向けた、四万十川の現在のイメージ等についての調査を行った。 その成果として、四万十川のネームバリューの再確認と、最後の清流としてのイメージが薄れてきており、四万十川らしいPR方法等について再検討する必要があることが分かった。 また、支流部などの比較的安全な場所での川遊び開発を行い、実際に小学生に体験してもらった感想を得て、複雑な仕組みなどがなくても楽しんでもらえる遊び方を発信していくことを今後の展開として、商品化までを目指すように検討している。	

1. 主管課（所）	人材育成推進センター	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(9) 現在と未来を担う人材育成の推進
3. 事業名	人材育成推進事業「未来塾」	
4. 決算額	58,382,677円	
5. 事業の目的及び概要	四万十町人づくり戦略の「未来塾」を進めるにあたり、魅力ある教育環境の充実と、地域に誇りと愛着を持ち主体的に行動できる次代を担う子どもたちの育成を目指している。特に、人材育成の重要な教育現場である町内高校2校の持続可能な魅力づくりを「四万十町高校応援大作戦」として展開している。	
6. 事業の実施内容	■ 四万十町高校応援大作戦の実施 1) 町営塾「じゅうく。」運営（スタッフ8名：塾長、講師、高校魅力化支援隊） ・開塾日数：くぼかわ教室167日、しまんと教室137日 ・通塾状況：くぼかわ教室45/77名、しまんと教室25名/58名 ・指導内容：個人面談、個別学習（ICT教材活用）、集団学習、高校と情報共有 [支援隊報酬・旅費・住居借上料等16,946,888円、委託料22,000,000円] 2) 高校魅力化コーディネーター配置（窪川高校2名、四万十高校1名配置） ・キャリア教育や学校広報、生徒募集等の支援、地域・行政との連絡調整 3) 高校生通学費助成… 対象生徒30名 [補助金2,813,100円] 4) 高校生海外研修事業（生徒13名：窪川高校8名、四万十高校5名） ・事前研修、現地研修（カナダ・カルガリー8/5～8/19）、報告会等 [委託料8,187,200円] 5) 高等教育体験事業…大学オープンキャンパス（生徒17名）、大学交流 6) 教育振興会補助事業 ・窪川高校…試験対策、学校管理バス、校外交渉経費 [補助金1,860,434円] ・四万十高校…進路・部活動指導、学校車両、寮運営経費 [補助金3,359,242円] ■ 教育イベント（「じゅうく。」特別事業含む） ・数学講座 「明日の数学をもっとおもしろく！」 令和元年7月21日（日） 大手予備校講師 野田亮太氏 中高生16名 ・シゴトフェス 「シゴトを知ろう&グループディスカッション」ほか 令和元年9月8日（日） 高校生45名、中学生5名、保護者等30名 ・窪川高校教育講演会 「問いを立てるスキルを身につけよう」 令和元年12月19日（木） NPO法人ハテナソン共創ラボ 佐藤賢一氏 ・英語の勉強方法 「人生が変わる英語勉強法」 令和2年1月29日（水） 同時国際通訳者 小熊弥生氏 高校生等30名 ・プログラミング体験教室 「講演会、ワークショップ、プログラミング体験」 令和2年2月10日（月） 保護者、教職員12名 令和2年2月11日（火） 児童生徒及び保護者38名	
7. 事業の成果	地元高校の存続要件が示される中、放課後学習機会の提供（町営塾「じゅうく。」）などにより、定期通塾生の成績アップをはじめ、個々の学力向上に寄与できていることから、保護者からも評価をいただいております、高校応援大作戦の認知度は向上している。 また、町内高校2校に魅力化コーディネーターを配置し、地域との連携による教育環境づくりに向け、学校内部との関係性を構築することができた。 高校存続には、地元からの入学者率向上を基本とした生徒数確保が喫緊の課題であり、「未来塾」では町営塾の役割を明確にしながら、さらに質の高い学習機会の提供や特色ある教育環境の拡充等に努めていく。	

1. 主管課（所）	人材育成推進センター	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(9) 現在と未来を担う人材育成の推進
3. 事業名	人材育成推進事業「四万十塾」	
4. 決算額	7, 6 1 7, 0 7 9 円	
5. 事業の目的及び概要	四万十町人づくり戦略の「四万十塾」実施計画に基づき、町内の活性化や地域課題をジブンゴトとして捉え「チャレンジする人材」への支援や交流の場を設定し、地域で核となるリーダー人材や次世代の町政を担う人材の育成を進めている。	
6. 事業の実施内容	■ 地域イノベーター養成事業 ※高知大学受託研究事業[委託料等 2, 931, 500 円] ・運営及び講師：高知大学地域協働学部 須藤 順 氏 ・講座の開設（連続 6 回：7/13、8/3、10/5、11/2、12/7、1/26） ・講座間のメンタリング（随時：学生メンターの参画） ■ 四万十ビジネスプランコンテスト事業 ※高知大学受託研究事業 応募件数：10 件 [委託料等 1, 207, 000 円] ・ブラッシュアップ会の開設（2 回） ・プレゼンテーション講座の開設（1 回） ・金融機関、クラウドファンディングに関する講座（2 回） ・最終選考会（R2. 2. 22 開催） ＜大賞＞ 中平 麻衣 氏 ～親子カフェ「のどまる」in 四万十町～ 吉田 健一 氏 ～都市型市民工房アートガルデン～ ■ トライセクター人材育成事業 [委託料等 600, 000 円] 様々な講座等への参加を促し、「学ぶ事」への関心を高め、その他の人材育成事業への参加するきっかけとして開催している。 ・「伝統文化・異文化体験（子ども住職）（子ども糀職人）」、「職業体験（子どもシェフ&パティシエ）」「議会・行政体験（子ども議会）」等を実施。（参加者延べ 7 8 名） ■ しまんと未来大学事業（トライセクター人材育成事業分） 町の将来を考える上で、必要な自由な発想やおもしろいテーマでの学びや、住民の皆さまが交流できる場を提供する事を目的としている講座。 ・「椎茸のミライ学」「まちづくりナニナニ学」「最先端データ分析学」「e スポーツ学」「キギョウサイ」等を実施。（参加者延べ 141 名） ■ 高知大学連携事業 ・スポーツ交流事業（参加者延べ 90 名） 11/14, 2/11 サッカー教室（金上野）	
7. 事業の成果	地域イノベーター養成事業では、受講生への知見と大学教員・学生との交流機会の提供により、新たな関係性の構築と受講生各自のプロジェクトの磨き上げに繋がった。ビジネスプランコンテスト事業は、新たな事業創出（1 件）にも繋がり町内の活性化に寄与している。また、応募者同士を交流させることにより、新たな関係性の構築も図られた。（大賞受賞者同士で新たなプロジェクトを実施） トライセクター人材育成事業は、これまで行政が提供する講座から一線を画すテーマを敢えて設定し、学ぶ意欲と楽しさを提供する事を目的とし、新たに人材育成事業に参画する住民を増やす取り組みとして実施し一定の評価も得た。 今後も興味・関心を持てる内容と交流と挑戦できる機会の創出を図っていく。	

1. 主管課（所）	人材育成推進センター	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(9) 現在と未来を担う人材育成の推進
3. 事業名	人材育成推進事業「産業振興塾」	
4. 決算額	2, 9 2 7, 3 5 0 円	
5. 事業の目的及び概要	四万十町人づくり戦略「産業振興塾」の方針に基づき、地域資源を生かし、産業を支え発展させる人材を育成するため、町内外の知見を結集するとともに、希望する分野での実践の場づくりに努め、研究と試行を積み重ねながら、個々の目標実現に向けた支援を行っている。	
6. 事業の実施内容	■ 暮らし・産業承継人材創出事業 ※高知大学受託事業〔委託料 1, 685, 255 円〕 (1) 人材育成支援事業（契約期間：R1. 5. 13～R2. 3. 31） ・戦略フォローアップ支援（企画会議 5 回、先進事例調査 1 回） ・産業振興塾支援（ネットワーク会員ヒアリング、アグリフード EXPO 大阪出展支援等） (2) 四万十町農業者ネットワーク [講師等謝金 605, 010 円] 【研修会・勉強会】 戦略マネジメントゲーム農業経営版研修： R1. 5. 18 会員 12 名、会員外 2 名 バリエーション資料に関する勉強会： R1. 8. 21 会員 17 名 【物流販売部会】※にぎわい創出課との連携事業 産直試験①：《県外量販店一推奨販売》 R1. 10. 12～10. 13 産直試験②：《都内青果店フェア開催》 R2. 2. 4～2. 12 アグリフード EXPO 大阪：《ATC ホール会員出展》 R2. 2. 18～2. 21 【生姜部会】※農林水産課との連携事業 高知大学受託研究 「ショウガ圃場の土壌特性および微生物環境に関する研究」 研究期間等：R1. 4. 19～R2. 3. 31 / ネットワーク会員 9 名 研究内容：土壌試料採取 20 圃場 / 土壌断面調査 6 圃場 高南農業改良普及所連携事業 「低濃度エタノール土壌還元消毒の実証圃設置」 実証期間等：R1. 6. 20～11. 30 / ネットワーク会員 2 名、J A 部会員 3 名 ■ 町内事業者人材育成支援事業 [費用弁償等 339, 660 円] (1) 経営者セミナー 開催日：R1. 7. 19、R1. 9. 20、R1. 12. 4（全 3 回） テーマ：“社内コミュニケーション”ほか 受講生：13 事業所 13 名 (2) 新入社員・若手社員合同研修 開催日：R1. 6. 6 テーマ：“仕事に必要なコミュニケーション力を養う” 受講生：3 事業所 6 名 / 役場 14 名 【共通事項】共催：四万十町商工会、講師依頼：高知県移住促進・人材確保センター	
7. 事業の成果	農業者ネットワークでは、会員提案の研修会等を通じて、農業経営に関する意識啓発が図られるとともに、新たな土壌消毒の試験的取組みへつながった。物流販売部会については、産直試験や展示会出展等を通じて、販路開拓に向けて実需者との関係性を深めたほか、個別取引が行われている。生姜部会については、土壌病害発生圃場が増えている中、土壌環境や栽培技術に関する研究志向が高まっている。 町内事業者支援においては、経営者層を対象としたセミナー等を開催し、事業所ニーズを把握するとともに、若手社員のキャリア形成等に寄与できた。	

1.主管課（所）	危機管理課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3.事業名	地域安全推進事業	
4.決算額	2, 3 2 6, 0 2 0 円	
5.事業の目的及び概要	街頭犯罪の発生抑止及び子どもの通学路等の安全を確保するため、街頭防犯カメラの設置を行うとともに、申請のあった地区の防犯灯の整備費用の補助を行い、地域の防犯体制を強化することで安全安心な町づくりの実現を図る。	
6.事業の実施内容	■ 街頭防犯カメラ等設置工事 ①設置箇所等 1箇所（カメラ・録画装置・画像記録装置等一式） 高知銀行窪川支店前看板柱（茂串町 1-31） ②事業費（計） 627,000 円 [2-1-8-15] [県補助金：300,000 円] ○閲覧および利用等 子どもの通学路や交通量の多い場所に設置し、継続的に公共空間を撮影するもので、画像の閲覧・提供については、法令に基づく請求や捜査機関からの要請、個人の生命、身体又は財産を守るため緊急やむを得ないと認める場合に、警察官又は行政機関の職員が立ち会いのもと行う。 ■ 防犯灯設置事業補助金 ①設置数 窪川 42 地区・大正 29 地区・十和 6 地区 新設 32 灯・補修 19 灯・LED化 87 灯 ②事業費（計） 1,699,020 円 [2-1-8-19] 新設 639,020 円（上限 20,000/1 灯） 補修 190,000 円（上限 10,000/1 灯） LED化 870,000 円（上限 10,000/1 灯）	
7.事業の成果	■ 街頭防犯カメラ（こども見守りカメラ）を設置することにより、街頭犯罪の発生が抑制されるとともに、地域の防犯体制も強化され、安全安心なまちづくりが推進された。 ■ 地区の防犯灯を新設・補修・LED化することにより、夜間の街頭犯罪の抑制に繋がった。	

1. 主管課（所）	危機管理課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3. 事業名	消防設備等整備事業	
4. 決算額	52,372,830円	
5. 事業の目的及び概要	火災や風水害、南海トラフ地震などに備えた防災体制の強化・充実を図るため、消防自動車の定期的な更新や消防施設・資機材等の整備を行う。	
6. 事業の実施内容	■消防設備等整備事業 (1) 消防ポンプ自動車整備事業 ①配備箇所 窪川分団（消防ポンプ自動車） ②事業費（計） 25,608,130円 ・車両登録諸費用 : 66,910円〔9-1-4-12〕 ・自賠責保険料等 : 8,720円〔9-1-4-12〕 ・購入費 : 25,520,000円〔9-1-4-18〕 ・重量税 : 12,500円〔9-1-4-27〕 〔過疎対策事業債：24,800,000円〕 (2) 消防設備等整備事業 ①実施内容 耐震性貯水槽整備、消火栓設備等整備 ②事業費（計） 26,764,700円 ・耐震性貯水槽整備工事費：21,243,200円〔9-1-4-15〕（3箇所） （新開町・琴平町・北琴平町） ・消火栓ボックス購入費：3,392,400円〔9-1-4-18〕（20組） ・消火栓設置工事費：2,129,100円〔9-1-4-15〕（4箇所） （一斗俵2ヶ所・富岡・希ノ川） 〔県補助金：1,696,000円、緊急防災・減災事業債：21,200,000円〕	
7. 事業の成果	■ 老朽化した消防団車両を更新することにより、車両の消火性能が向上し、消防・防災力の体制強化が図られた。 ■ 新たに耐震性貯水槽を整備することにより、安定した消防水利が確保され、消防力の向上が図られた。	

1. 主管課（所）	危機管理課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3. 事業名	自主防災育成事業	
4. 決算額	6, 5 3 2, 4 4 0 円	
5. 事業の目的及び概要	災害時への備えや災害発生時の応急活動では、地域住民が自ら行う防災活動が重要となることから、住民の連帯感を育成し、地域の防災力を高める為、各自主防災組織の活動支援を行うとともに、連絡協議会及び各支部の基盤づくりを進め、総合的な自助・共助の意識高揚に取り組む。	
6. 事業の実施内容	※決算科目〔款-項-目-(節)〕 【自主防災組織の活動支援事業】 組織数 87 組織（窪川地区：36、大正地区：22、十和地区：29）※組織率：100% ■ 自主防災組織活動事業補助金 実施内容等：資機材整備、防災訓練等の実施（補助金申請組織：42 組織） 事業費：3, 376, 471 円〔9-1-5-19〕〔防災まちづくり基金：3, 300, 000 円〕 ■ 自主防災組織連絡協議会活動補助金 実施内容等：防災講演会・研修視察等 事業費：2, 623, 121 円〔9-1-5-19〕〔防災まちづくり基金：2, 600, 000 円〕 ■ 地域で支える家具転倒防止対策補助金 実施内容等：家具転倒防止金具等取付への支援（14 件） 事業費：70, 000 円〔9-1-5-19〕〔県補助金：35, 000 円〕 ■ 防災スイッチ 実施内容等：避難のタイミングを住民みんなで考える取り組み（大正地区） 事業費：462, 848 円〔9-1-5-8〕 ■ 各種防災訓練等 ・地区訓練：自主防災組織を中心に避難所開設訓練、初期消火訓練等を実施 ・支部訓練：大正・十和支部において、合同防災訓練や防災学習等を実施 ・津波避難訓練：防災週間及び津波防災の日に合わせて興津・志和地区で実施 昼間避難訓練/興津地区：1 回（225 名）、志和地区：1 回（145 名） 夜間避難訓練/興津地区：1 回（258 名）	
7. 事業の成果	■ 地域住民自らが行う自主防災組織の活動等に対し補助金を交付するとともに活動のサポートを行うことで、組織の活性化や地域防災力の強化を図ることができた。 ■ 地域で支える家具転倒防止対策補助制度では、家具の転倒防止対策を通して、防災意識の向上及び自助の推進に繋げることができた。 ■ 防災スイッチの取り組みは、住民みんなで逃げる地域独自の避難基準を考えることができ、地域で避難を呼び掛け合って早めに避難しようという意識を高めることができた。 ■ 自主防災組織連絡協議会各支部での総合的な訓練や学習機会も定着し、情報共有も図られ、防災活動の強化及び地域の防災力向上に向けた基盤づくりが進んでいる。	

1. 主管課（所）	危機管理課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3. 事業名	津波避難対策推進事業	
4. 決算額	81,391,856円	
5. 事業の目的及び概要	南海トラフ地震対策の一環として、沿岸部（興津・志和地区）の津波に対する避難をより効果的に行い住民の生命を守るため、避難路や避難場所等を計画的に整備する。	
6. 事業の実施内容	※決算科目〔款-項-目-(節)〕 ■ 興津地区津波避難施設整備事業 事業費（合計） 40,304,096円 [緊急防災・減災事業債：29,800,000円] ・ 興津高台用地造成工事 29,843,000円〔9-1-5-15〕 ・ 津波避難路等維持管理工事 10,461,096円〔9-1-5-15〕 ■ 志和地区津波避難施設整備事業 事業費（合計） 41,087,760円 [国補助金：24,147,000円、合併特例事業債：3,600,000円] [過疎対策事業債：11,700,000円、防災まちづくり基金：300,000円] ・ 町道志和大屋敷ヒシヨケ谷線改良工事 26,330,400円〔9-1-5-15〕（H30 繰） ・ 町道志和大屋敷ヒシヨケ谷線仮設撤去工事 950,400円〔9-1-5-15〕（H30 繰） ・ 町道志和大屋敷ヒシヨケ谷線改良工事 6,730,000円〔9-1-5-15〕 ・ 町道志和ヒシヨケ谷線橋梁架設維持管理工事 946,000円〔9-1-5-15〕 ・ 志和地区津波避難路等整備工事 6,130,960円〔9-1-5-15〕	
7. 事業の成果	■ 津波から迅速安全に避難をするため、避難路や避難広場、ヘリポート等の施設整備を町津波避難計画に基づき実施しており、概ね平成30年度には計画していたものについて終了する予定となっていたが、国庫補助金の配分額の減少に伴い、志和地区の一部整備に遅れが生じている。 しかしながら施設利用はできるようになっており、令和3年度末までに残りの避難路等の整備を完了させるとともに、自助としての住民の自主的な避難、地域での共助体制の確立等、地域住民との協議を深め、ソフト対策面も併せた住民啓発を継続して行い、地域の防災力の強化を図っていく。	

1. 主管課（所）	危機管理課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3. 事業名	避難所運営体制加速化事業	
4. 決算額	27,975,649円	
5. 事業の目的及び概要	南海トラフ地震が発生した場合、行政などの公的機関は人命最優先の対応を迫られ、避難所の運営に人員・労力を回せない状況が予想される。そのような中、助かった命を繋いでいくためには、地域住民が中心となって避難所を運営していくことが重要となる。 地域住民の誰もが避難所を運営できるよう、勉強会や訓練を通して課題を整理し、運営マニュアルを策定する。 マニュアル策定後は、避難所運営に必要な資機材を整備する。(上限2,000千円。県費2/3)	
6. 事業の実施内容	【指定避難所数】 1次避難所 163箇所（うち13箇所は2次避難所と兼ねる） 2次避難所 35箇所 ※2次避難所単位でマニュアル、資機材整備を行う。 ■避難所運営マニュアル作成業務 ①作成業務臨時職員賃金 ・臨時賃金 1,623,075円（うち賃金1,408,901円、社会保険料81,284円、厚生年金料124,440円、雇用保険料8,450円）〔9-1-5-7、2-1-1-4〕 ②避難所運営マニュアル作成 7箇所 1. 米奥小学校（体育館） 2. 東又小学校（体育館） 3. B&G 海洋センター 4. 仁井田小学校（体育館） 5. 旧下津井小学校 6. 十和体育館 7. 十川小中学校（体育館） ■避難所における環境整備事業 13箇所 ①資機材整備 26,352,574円（うち消耗品5,753,739円、備品20,598,835円）〔9-1-5-(11・18)〕 1. 窪川小学校（体育館） 2. 窪川中学校（体育館） 3. 七里小学校（体育館） 4. 東又小学校（体育館） 5. B&G 海洋センター 6. 影野小学校 7. 志和防災活動拠点施設 8. 志和コミュニティセンター 9. 田野々小学校（体育館） 10. 大正地域振興局 11. きらら大正 12. 窪川地域子育て支援センター 13. 大奈路集会所 [県補助金：18,070,000円、合併特例事業債：2,200,000円]	
7. 事業の成果	■ マニュアルを作成して訓練を行うことで、避難所運営に必要な資機材の洗い出しも行われた。また、マニュアルを作成する過程で、災害への備えに対する意識が啓発され、地域の防災力向上が図られた。 ■ 避難所運営に必要な資機材をあらかじめ整備しておくことで、発災時の避難所の開設から運営までをスムーズに行うことができる。	

1. 主管課（所）	危機管理課		
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3	日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8	安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(18)	まち・くらしの基盤整備の推進
3. 事業名	防災施設整備事業		
4. 決算額	41,145,000円		
5. 事業の目的及び概要	風水害や地震などの災害に備えるために様々な施設を整備しているが、それぞれの施設の機能をさらに向上させるため、以下の事業を実施する。 ■ 音声告知設備は整備から10年近く経過したことで故障等不具合が発生し、加えて難聴地域も依然として存在しているため、難聴地域の解消及び防災情報伝達手段の多様化を目的として音声告知設備の再整備を行う。 ■ デジタル簡易無線は、不感地域が多く存在する窪川地域、大正地域に中継局を整備し、災害対策本部（庁舎）と不感地域双方の通信の確保、災害時における応急活動の向上を図る。 ■ 河川監視カメラは、風水害時に特に水位の増加が見込まれる志和川において、照明設備を整備し、夜間でも河川の状況が確認できるようにする。 ■ 平常時は避難所備蓄品を収納し、災害時はトイレ（便槽）として利用する埋設型防災備蓄倉庫を整備し、備蓄物資の保管及び避難所のトイレ不足解消を図る。		
6. 事業の実施内容	■ 音声告知設備再構築事業 ①委託業務内容 実施設計業務（基本検討・現地調査・実施設計 等） ②事業費（計） 9,900,000円 [9-1-5-13] [緊急防災・減災事業債：9,900,000円] ■ デジタル簡易無線中継局整備事業 ①事業内容 中継局2基整備（窪川地区轟川山、大正地区御所ノ森） ②事業費（計） 6,710,000円 [9-1-5-15] [県補助金：3,355,000円] ■ 河川監視カメラ整備事業 ①事業内容 照明設備1基整備（志和川河川監視カメラ） ②事業費（計） 924,000円 [9-1-5-15] [防災まちづくり基金：900,000円] ■ 防災備蓄倉庫整備事業 ①事業内容 埋設型防災備蓄倉庫整備（2ヵ所：窪川中・B&G） ②事業費（計） 23,611,000円 [9-1-5-15] [国補助金：11,805,000円、合併特例事業債：11,200,000円]		
7. 事業の成果	■ 音声告知設備再構築事業では、実施設計を実施したことにより、多様な情報発信の方策を検討し、整備に向けて計画することができた。 ■ デジタル簡易無線中継局の整備では、不感地域が大幅に解消され、孤立想定集落や2次避難所との通信が一定可能となった。 ■ 河川監視カメラ照明設備の整備では、風水害時等における夜間の状況把握ができるようになった。 ■ 埋設型防災備蓄倉庫の整備では、備蓄物資の保管場所及び避難所のトイレ不足解消に繋がった。		

1.主管課（所）	町民課	
2.総合振興計画 の位置付け	基 本 方 針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政 策 目 標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施 策 目 標	(7) 子どもを生み育てる環境の充実
3.事業名	乳幼児・児童医療費助成事業	
4.決算額	39,621,943円	
5.事業の目的及 び概要	【目的】 乳幼児（就学前）及び児童（小・中学生）の医療費の自己負担分を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図る。 【事業内容】 子どもの医療費（健康保険が適用されるものに限る）の自己負担分及び入院時食事療養費の自己負担分を町が全額助成する。 【助成対象】 中学校卒業前の子ども（15歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある子ども） ●0歳から就学前の子ども（乳幼児医療費助成）※県の補助金有り ●小・中学生（児童医療費助成）	
6.事業の実施内 容	【対象者数】 ●乳幼児医療 616 人 ●児童医療 910 人 ※内、小学生 578 人 ※内、中学生 332 人 【令和元年度の実績（医療費）】20 節 扶助費 ●乳幼児医療費 17,641,464 円 ●児童医療費 20,858,554 円 ※内、小学生 13,472,265 円 ※内、中学生 7,386,289 円	
7.事業の成果	【成果】 1人当たりの助成額は、平成29年度・23,465円、平成30年度23,205円、令和元年度・25,229円で、令和元年度の助成額は増額した。 医療費の自己負担分を助成することによって、家庭の経済的な負担を軽減するとともに、必要なときに必要な医療が受けられるよう医療機関の受診の確保が図られた。 また、早期に受診・治療することで、病気の重症化の予防を図り、児童の健康の増進に寄与した。 家庭の経済的負担の軽減による子育て環境の充実や、児童の保健向上及び福祉の増進に効果があった。	

1. 主管課（所）	町民課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(7) 子どもを生み育てる環境の充実
3. 事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	
4. 決算額	7, 286, 051 円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 ひとり親家庭等に対して医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。 【事業内容】 ひとり親家庭の医療費（健康保険が適用されるものに限る）の自己負担分及び入院時食事療養費の自己負担分を町が全額助成する。 【助成対象】 18歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある児童及びその児童を養育するひとり親家庭の保護者（養育者）	
6. 事業の実施内容	【対象者数】 ○90世帯（239人） ※内、母子家庭 77世帯（203人） ※内、父子家庭 13世帯（36人） 【令和元年度の実績（医療費）】 ○ひとり親家庭医療費 7,125,761円 ※内、母子家庭医療費支出額 6,515,149円 ※内、父子家庭医療費支出額 610,612円 ○審査支払手数料 160,290円 ○県の補助金 3,643,000円	
7. 事業の成果	【成果】 1人当たりの助成額は、平成29年度28,734円、平成30年度・25,449円、令和元年度・29,814円で、過去3年では最も高くなっており、1人当たりの給付件数が平成30年度10.1回から令和元年度10.6回に増加したことも要因と考えられる。 この事業により医療費の自己負担分を助成することによって、家庭の経済的な負担を軽減するとともに、必要なときに必要な医療が受けられるよう医療機関の受診の確保が図られた。 また、早期に受診・治療することで、病気の重症化の予防を図り、児童の健康の増進に寄与した。	

1.主管課（所）	町民課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(7) 子どもを生み育てる環境の充実
3.事業名	安心子育て支援事業「出産祝い金」	
4.決算額	9,300,000円	
5.事業の目的及び概要	【目的】 次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに健やかな成長を願い、若年層の定住促進および地域の活性化を図ることを目的とする。 【概要】 ふるさと支援基金を財源として、子ども一人につき ・第1子・第2子 … 50,000円 ・第3子以降 … 300,000円 をそれぞれ支給する。	
6.事業の実施内容	【実施内容】 子の出生時において四万十町住民基本台帳に登録されている父、または母が申請することができる。 ただし、現に本町に住んでおり、引き続き町内に居住する意思があることを要件としているため、申請時に定住の意思確認を確実にを行い、支給を決定する。 【令和元年度実績】 ・支給件数 … 71件（71名） 〈内訳〉第1子 … 27名 第2子 … 21名 第3子 … 18名 第4子 … 5名 ・支給総額 … 9,300,000円	
7.事業の成果	【成果】 平成30年度と比較すると、支給総額、第3子以降の支給対象児ともに増加した。（平成30年度実績 … 支給総額：8,800,000円、第3子以降：21件） 本施策を通じて出産・育児にかかる経済的負担の軽減を図り、乳幼児が健やかに成長できる子育て環境の充実に努めた。	

1.主管課（所）	町民課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施策目標	(11) 人権尊重の推進
3.事業名	人権対策推進事業	
4.決算額	338,000円	
5.事業の目的及び概要	【目的】 全ての人の人権が尊重されるよう、四万十町人権教育研究協議会および高知地方法務局等の各関係機関と連携を図りながら、イベント時の啓発活動等を通じて、人権尊重の意識付けに努める。 【概要】 ・人権啓発にかかわるアイテム配布による啓発活動	
6.事業の実施内容	◎ 『じんけんの花』運動 人権週間に町内小学校等12校に、人権擁護委員とともに人権の花を配布し、花を育てることを通して、小さな命を大切に思う心を育てる。 ◎ 人権啓発イベント 四万十町のイベント『米こめフェスタ』と『西部地区産業祭』において、人権啓発標語をデザイン名入れした啓発資料や風船等を配布し人権意識の高揚を図る。	
7.事業の成果	◎ 人権の花の配布や町広報誌への人権課題の掲載により、身近なところから人権について考え、理解と共感が得られ、人権啓発活動について考えることができるきっかけ作りとなった。 ◎ 町のイベントと合同で行う活動もあり、子どもから大人までたくさんの方に参加していただき、全員に楽しんでもらいながら、呼びかけ、活動自体の意味を知ってもらうことができた。	

1.主管課（所）	町民課										
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり								
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち								
	施 策 目 標	(13)	保健・医療環境の充実								
3.事業名	国民健康保険特別会計繰出金（財政調整繰出金）										
4.決算額	20,000,000円										
5.事業の目的及び概要	【事業内容】 平成30年度から都道府県化に伴う制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を市町村と共に運営しているが、当町の国保財政は、令和元年度においても単年度実質収支は赤字となっており、依然、厳しい財政運営となっている。 今後についても、財政状況や基金残高の状況を見ながら、国保税率の改定等の検討も行うが、昨今の景気情勢が落ち込む現状では、国保税率改定による急激な負担増を求めることは非常に困難であることから、令和元年度においても一般会計からの繰入を実施することにより、国保財政の収支均衡、被保険者の経済的負担の軽減、また制度改正に伴う財源の確保を図ったものである。										
6.事業の実施内容	【実施内容と繰入額の算定根拠】 <table><tr><td>1 国保財政赤字補填分（下記2・3を除く）</td><td>0円</td></tr><tr><td>2 特定健康診査等事業費不足分</td><td>9,586,000円</td></tr><tr><td>3 療養給付費等地方単独事業減額分</td><td>10,414,000円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20,000,000円</td></tr></table>			1 国保財政赤字補填分（下記2・3を除く）	0円	2 特定健康診査等事業費不足分	9,586,000円	3 療養給付費等地方単独事業減額分	10,414,000円	合 計	20,000,000円
1 国保財政赤字補填分（下記2・3を除く）	0円										
2 特定健康診査等事業費不足分	9,586,000円										
3 療養給付費等地方単独事業減額分	10,414,000円										
合 計	20,000,000円										
7.事業の成果	【成果】 事業を実施したことにより、健全な国保財政の運営に努めることができ、令和元年度においても国保税の税率を改定することなく、国保財政を運営することができたことは、国民健康保険被保険者の急激な負担増の回避にも繋がった。 また、都道府県化に伴う制度改正により、保険給付に必要な費用を全額、県が町に対して支払うことになったため、安定的な運営や事務の効率化・簡素化にも繋がっている。 今後についても、被保険者は年々減少する一方であるが、国保税の徴収率の向上、医療費適正化の強化等に努め、県と連携を図りながら強固な国保財政基盤の確立を目指していく。										

1.主管課（所）	町民課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(13) 元気で健康に暮らせるまち
3.事業名	特定健康診査等事業費	
4.決算額	14,858,076円	
5.事業の目的及び概要	◆特定健康診査 四万十町国民健康保険被保険者のうち、40歳～74歳を対象とメタボリックシンドローム（※1）に着目した健康診査を実施した。 ※1 メタボリックシンドロームとは… 過食や運動不足などによる肥満が主原因となって高血圧、糖尿病、脂質異常症、循環器障害などが複合的に発症する疾患 ◆特定保健指導 特定健康診査受診者のうち、保健指導実施基準と判定されたものに対して、特定保健指導を実施した。	
6.事業の実施内容	◆特定健康診査 実施方法：各地区での集団健診、医療機関での個別健診、人間ドックとの併用 実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日 健診内容：身体測定・検尿・血圧測定・身体診察・血液検査 ※医師が必要と認めた場合は、心電図検査・眼底検査・貧血検査を実施 ◆特定保健指導 実施方法：各地区での集団指導及び個別訪問による指導 実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日	
7.事業の成果	◆特定健康診査 対象者数：3,655人 受診者数：1,405人 受診率：38.4%(令和元年度目標値：44%) ※平成30年度に引き続き、特定健診の未受診者対策として電話による受診勧奨、かかりつけ医への相談依頼の文書を送り、対象者を年代や受診歴で分けて通知を送るなど、業者委託により行った。また、健康づくり団体による街頭啓発や各家庭への訪問で受診を呼びかけた。 前年に比べ0.19%受診率は上昇した。 ◆特定保健指導 対象者数：193人 受診者数：55人 実施率：28.5%(令和元年度目標値：40%) ※今年度の実施率は昨年度よりも低下した。個別健診受診者の特定保健指導対象者については案内を送付しているが、指導につながっていないケースや、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後、保健指導の方法を検討する必要がある。	

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3. 事業名	あったかふれあいセンター事業	
4. 決算額	59,262,188円	
5. 事業の目的及び概要	四万十町は、中山間地が多く、全国に先がけて人口減少と高齢化が進んでおり、国の制度サービスでは地域の実情に合った対応ができない場合も多くある。また、地域が担ってきた支え合いの力も弱まってきており、地域を支えるための福祉サービスの必要性は大きくなっている。 そのため、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要なサービスを受けることができる拠点として、町内3カ所（窪川、大正、十和）に「あったかふれあいセンター」を整備。地域ニーズの把握や、課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、見守りの必要な方の生活課題に対応した支え合い活動など地域福祉活動の推進を図る。	
6. 事業の実施内容	各センターを拠点とし地域の状況に応じて、集い、訪問、相談、つなぎなど様々な支援を提供。 また、地域に出向いての生きがいサロン（サテライト）も定期的実施。 ■あったかふれあいセンター くぼかわ（窪川）…(株)アクトワンに委託 事業費 21,836,496円 地域福祉コーディネーター1名 スタッフ5名 延べ利用者数（集い）6,162人 【内訳】 ①高齢者5,404人 ②障害者 261人 ③子ども28人 ④その他 469人 ■あったかふれあいセンター やまびこ（大正）…(社福)さくら福祉事業会に委託 事業費 18,171,664円 地域福祉コーディネーター1名 スタッフ4名 延べ利用者数（集い）3,781人 【内訳】 ①高齢者 2,188人 ②障害者 887人 ③子ども 37人 ④その他 669人 ■あったかふれあいセンター 十和（十和）…(特非)さわやか四万十に委託 事業費 19,254,028円 地域福祉コーディネーター 1名 スタッフ8名 延べ利用者数（集い）5,499人 【内訳】 ①高齢者 2,846人 ②障害者 479人 ③子ども 748人 ④その他 1,426人	
7. 事業の成果	高齢者、子どもの見守りや一時預かり、障害者の生活訓練や就労支援、地域住民の集いの場など、地域の様々なニーズに対応する支援サービスを実施。 毎年利用者が増加しており、生活支援や介護予防、健康増進への取り組みにつなげることができた。 (H30年度：延べ15,009人⇒令和元年度：延べ15,442人433人増) 今後も地域の実情に合ったサービスを提供できるよう事業を継続する。	

1.主管課（所）	健康福祉課																																																																																	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり																																																																															
	政策目標	6	元気で安心して暮らせるまち																																																																															
	施策目標	(14)	高齢者福祉の充実																																																																															
3.事業名	四万十町中山間地域介護サービス確保対策事業																																																																																	
4.決算額	12,576,000円																																																																																	
5.事業の目的及び概要	中山間地域で生活する高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、中山間地域における介護事業者の経営の安定化により、介護サービスの充実を図ることを目的とする。 ☆補助対象となる介護サービス…訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハ・通所介護・通所リハ・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） ☆補助対象区分及び基準額 事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上1時間未満である場合または1時間以上である場合、サービス提供に係る所定単位数の15%または35%、特別地域加算対象地域内に所在する小規模事業所が、利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合であって、訪問又は送迎に要する時間が20分未満である場合10%に相当する単位数に10円を乗じて得た額。 常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合、新たに雇用した職員1人につき、サービス提供に係る所定単位数の5%に相当する単位数に10円を乗じて得た額。 ☆小規模多機能型居宅介護サービスについては、訪問又は送迎に要する時間が20分以上1時間未満である場合、サービス提供回数に400円、また1時間以上である場合は900円を乗じて得た額。 常勤の職員を雇用した場合、補助対象区分は上記と同じ、基準額は5%に相当する額。 補助率は、それぞれ町・県2分の1負担。																																																																																	
6.事業の実施内容	○移動に20分以上1時間未満の時間を要するサービスへの助成 <table><tr><td>・訪問介護</td><td>事業所数</td><td>2</td><td>対象者数</td><td>59人</td><td>補助金</td><td>1,650,000円</td></tr><tr><td>・訪問入浴</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>1人</td><td>補助金</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>・訪問看護</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>4人</td><td>補助金</td><td>73,000円</td></tr><tr><td>・訪問リハ</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>6人</td><td>補助金</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>・通所介護</td><td>事業所数</td><td>3</td><td>対象者数</td><td>57人</td><td>補助金</td><td>4,660,000円</td></tr><tr><td>・通所リハ</td><td>事業所数</td><td>2</td><td>対象者数</td><td>29人</td><td>補助金</td><td>2,081,000円</td></tr><tr><td>・地域密着型通所介護</td><td>事業所数</td><td>4</td><td>対象者数</td><td>42人</td><td>補助金</td><td>1,776,000円</td></tr><tr><td>・小規模多機能型居宅介護</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>1人</td><td>補助金</td><td>73,000円</td></tr></table> ○利用者が少ない地域で移動に20分未満の時間を要するサービスへの助成 <table><tr><td>・訪問入浴</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>4人</td><td>補助金</td><td>142,000円</td></tr><tr><td>・訪問看護</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>14人</td><td>補助金</td><td>339,000円</td></tr></table> ○常勤職員の新規雇用への助成 <table><tr><td>・通所介護</td><td>事業所数</td><td>1</td><td>対象者数</td><td>34人</td><td>補助金</td><td>1,630,000円</td></tr></table>					・訪問介護	事業所数	2	対象者数	59人	補助金	1,650,000円	・訪問入浴	事業所数	1	対象者数	1人	補助金	2,000円	・訪問看護	事業所数	1	対象者数	4人	補助金	73,000円	・訪問リハ	事業所数	1	対象者数	6人	補助金	150,000円	・通所介護	事業所数	3	対象者数	57人	補助金	4,660,000円	・通所リハ	事業所数	2	対象者数	29人	補助金	2,081,000円	・地域密着型通所介護	事業所数	4	対象者数	42人	補助金	1,776,000円	・小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	対象者数	1人	補助金	73,000円	・訪問入浴	事業所数	1	対象者数	4人	補助金	142,000円	・訪問看護	事業所数	1	対象者数	14人	補助金	339,000円	・通所介護	事業所数	1	対象者数	34人	補助金	1,630,000円
・訪問介護	事業所数	2	対象者数	59人	補助金	1,650,000円																																																																												
・訪問入浴	事業所数	1	対象者数	1人	補助金	2,000円																																																																												
・訪問看護	事業所数	1	対象者数	4人	補助金	73,000円																																																																												
・訪問リハ	事業所数	1	対象者数	6人	補助金	150,000円																																																																												
・通所介護	事業所数	3	対象者数	57人	補助金	4,660,000円																																																																												
・通所リハ	事業所数	2	対象者数	29人	補助金	2,081,000円																																																																												
・地域密着型通所介護	事業所数	4	対象者数	42人	補助金	1,776,000円																																																																												
・小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	対象者数	1人	補助金	73,000円																																																																												
・訪問入浴	事業所数	1	対象者数	4人	補助金	142,000円																																																																												
・訪問看護	事業所数	1	対象者数	14人	補助金	339,000円																																																																												
・通所介護	事業所数	1	対象者数	34人	補助金	1,630,000円																																																																												
7.事業の成果	中山間地域でも、ニーズに応じて必要な介護サービスが行き届くよう、在宅介護サービス事業への助成を行い、サービスの充実や経営の安定と雇用の創出が図られた。																																																																																	

1.主管課（所）	健康福祉課			
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり	
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち	
	施 策 目 標	(14)	高齢者福祉の充実	
3.事業名	在宅介護手当			
4.決算額	14,040,000円			
5.事業の目的及び概要	下記の条件に当てはまる者が、1か月のうち15日以上在宅において介護を行った場合に支給される。（支給額は月額2万円） ○手当の支給対象者 重度の要介護者※を在宅で3か月以上介護している者 ※重度の要介護者については下記のいずれかに該当する者をいう。 ① 要介護3～5で、障害高齢者の日常生活自立度ランクB2～C2に該当し、かつ、日常生活動作5項目（食事・着替え・入浴・移動・排泄）のうち3項目以上が一部介助又は全介助。 ② 要介護3～5で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢa～Mに該当し、かつ、不適応行動のうち2つ以上が毎日又は2、3日に1回。			
6.事業の実施内容	○ 支給人数 7月支給 69人（窪川 51 大正 6 十和 12） 10月支給 61人（窪川 44 大正 6 十和 11） 1月支給 65人（窪川 47 大正 7 十和 11） 4月支給 64人（窪川 49 大正 5 十和 10） ○ 支給額 7月支給 3,680,000円 10月支給 3,440,000円 1月支給 3,520,000円 4月支給 3,400,000円 計 14,040,000円			
7.事業の成果	家庭において重度の要介護者を介護している者に対し、在宅介護手当を支給することにより、介護者を激励しその労に報いるとともに、在宅福祉の推進の一助となっている。 ※ 平成27年度に月額支給額を1万円から2万円に増額。併せて支給対象者①の要件を緩和（日常生活動作5項目の全てが一部介助または全介助→日常生活動作5項目のうち3項目以上が一部介助または全介助に変更）した。 ※ 令和2年4月から、支給対象となる範囲を要介護2以上に拡大するため、支給人数は増加予定である。 延べ支給額 年4回延べ支給人数 平均支給人数 平成29年度 1,588万円 299人 74.75人 平成30年度 1,504万円 274人 68.50人 令和元年度 1,404万円 259人 64.75人			

1. 主管課（所）	健康福祉課										
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり									
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち									
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実									
3. 事業名	高齢者等外出支援事業										
4. 決算額	13,625,650円										
5. 事業の目的及び概要	高齢者や障害（児）者等、移動手段の限られる者に対し、利用目的を問わない利用券を交付することで、活動の範囲を広め、社会参加の機会を図ること、また引きこもりによる体力低下や認知症の出現を予防することを目的とする。										
6. 事業の実施内容	四万十町内のタクシー会社及びバス会社にて利用できる券（額面100円）を、申請月、住所地から本庁舎（地域振興局）までの距離数に応じて交付。 申請については、対象者の大半が高齢者であることを考慮し、毎年度自動更新とする。受給要件の可否を確認したうえで、3月下旬に利用券を郵送する。 【受給対象者】下記の要件のうちいずれか1つを満たす者 ① 80歳以上の者 ② 身体障害者手帳1級または2級を持つ者 ③ 療育手帳A1またはA2を持つ者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持つ者 ⑤ 65歳以上の運転免許証を返納した者 【交付枚数】企画課発の行政区割地図をもとに、交付区分を決定。 (A) 住所地から住所地の属する合併前の役場（地域振興局）までの距離が5キロ未満の者は月5枚（年間6,000円分） (B) 住所地から住所地の属する合併前の役場（地域振興局）までの距離が5キロ以上10キロ未満の者は年間9,000円分 (C) 住所地から住所地の属する合併前の役場（地域振興局）までの距離が10キロ以上の者は月10枚（年間12,000円分）										
7. 事業の成果	高齢者が大半を占める受給者にとっては利便性の高いタクシー利用が圧倒的に多いが、毎年緩やかにではあるがバス利用者も増加している。 近年多発する高齢者の交通事故に対し、免許返納制度の推奨をはかる警察等の機関から相談があったため、平成29年度より満65歳以上の運転免許証返納者にも配布を行っている。 ◆令和元年度交付数 3,791名分 <table border="0"> <tr> <td>6,000円地区</td> <td>1,525名（91,500枚）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9,000円地区</td> <td>1,291名（116,190枚）</td> <td>交付枚数計</td> </tr> <tr> <td>12,000円地区</td> <td>975名（117,000枚）</td> <td>（324,690枚）</td> </tr> </table> ◆令和元年度利用実績131,378枚（使用率…40.5%） （内訳）タクシー：109,067枚（約83%…昨年85%） バス：22,311枚（約17%…昨年15%） なお決算額については、 【11節】487,850円 【20節】13,137,800円		6,000円地区	1,525名（91,500枚）		9,000円地区	1,291名（116,190枚）	交付枚数計	12,000円地区	975名（117,000枚）	（324,690枚）
6,000円地区	1,525名（91,500枚）										
9,000円地区	1,291名（116,190枚）	交付枚数計									
12,000円地区	975名（117,000枚）	（324,690枚）									

1.主管課（所）	健康福祉課				
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり		
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち		
	施 策 目 標	(14)	高齢者福祉の充実		
3.事業名	配食サービス事業				
4.決算額	一般会計（高齢者） 9, 5 5 7, 0 0 4 円 （障害者） 7 5 4, 2 5 0 円 介護保険事業特別会計（総合事業） 9, 6 1 5, 7 0 0 円				
5.事業の目的及び概要	調理が困難な高齢者等に対して、食事を配達し、安否確認を行う。 ※利用までの流れ 本人・家族・ケアマネジャー等からの希望・申請に対し、地域包括支援センターや担当ケアマネジャー等が調査し、提出資料を基に審査・決定する（ケアプランに組み込まれる）。				
		自己負担額	公費（委託料）		
	令和元年9月まで	300～400 円	350 円		
	令和元年10月から	350 円	協議による (350 円～400 円)		
	総合事業の対象者：要支援・事業対象者の認定を受けており、栄養状態の改善が必要な方もしくは身体上、精神上または環境上の理由により、調理や買い物が困難で見守りや安否確認を兼ねた配食を必要とする方 一般会計：要介護認定もしくは障害のある方で、身体上、精神上または環境上の理由により、調理が困難な方				
6.事業の実施内容	委託先 社会福祉法人 明成会（オイコニア）・（有）西宮物産（しまんと創庫） 配食サービス花音・しまんと町社会福祉協議会（大正・十和）				
		窪川	大正	十和	計
	実人数（人）	216	1	25	242
	延食数（食）	47, 533	28	5, 760	53, 321
7.事業の成果	調理が困難な高齢者等に対して、定期的に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、訪問の際、その安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行うことにより、高齢者ができる限り在宅で自立した生活を営むことを可能としている。				
	ヘルパー事業所の閉鎖が続き、食の確保を配食サービスに頼る傾向は続いている。平成30年度には個人事業所である配食サービス花音が、令和元年度にはしまんと町社会福祉協議会大正支所が配食サービス事業に参入したが、利用希望者の増加が著しく、現在の委託先事業所だけでは対応が困難となっている。 また、配達の人員不足により配食サービスを利用できない地区があることも課題である。				

1.主管課（所）	健康福祉課							
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり					
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち					
	施 策 目 標	(15)	障がい福祉の充実					
3.事業名	重度心身障害児者医療費助成事業							
4.決算額	4 5 , 6 0 8 , 0 9 3 円							
5.事業の目的及び概要	重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分について助成を行う。 助成対象者は ○身体障害者手帳１・２級 ○療育手帳Ａ１・Ａ２ ○１８歳未満で、身体障害者手帳の３・４級かつ療育手帳Ｂ１ ※65歳以上で、新たに重度障害の認定を受けた町民税課税世帯の方は非該当							
6.事業の実施内容	○元年度給付状況							
	区 分		給付件数	給付金額	審査支払手数料	町支出額	現年高額療養費戻入額	H31.4.1対象者数
	46 障 害	入 院	323	12,741,295	19,630	12,760,925	8,002,893	196
		外 来	4,220	20,480,543	263,900	20,744,443		
		歯 科	342	1,257,714	22,100	1,279,814		
		訪 問	6	65,724	390	66,114		
		計	4,891	34,545,276	306,020	34,851,296		
	47 高 齢 障 害	入 院	501	11,405,649	30,680	11,436,333	2,413,197	254
		外 来	5,031	8,747,950	319,605	9,067,555		
		歯 科	273	411,310	17,680	428,990		
		訪 問	20	238,713	1,300	240,013		
		計	5,825	20,803,622	369,265	21,172,887		
		合 計	10,716	55,348,898	675,285	56,024,183	10,416,090	450
46・47 給付費決算額=町支出金額－現年高額療養費戻入額								
○財源内訳（単位：円）								
県補助金		町一般財源		過 年 度 高額療養費	合 計			
20,716,000		20,717,095		4,174,998	45,608,093			
7.事業の成果	医療費を助成することにより、経済的理由からの受診忌避を回避させることができ、重度心身障害者の健康的な生活に寄与ができた。							

1.主管課（所）	健康福祉課											
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり									
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち									
	施 策 目 標	(15)	障がい福祉の充実									
3.事業名	地域生活支援事業											
4.決算額	9, 8 6 1, 4 6 1 円											
5.事業の目的及び概要	障害者等が能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、福祉の増進を図る。											
6.事業の実施内容	○ 意思疎通支援事業 意思の伝達に支援が必要である、聴覚、言語機能、音声機能等の障害者と他者との意思疎通を仲介するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。高知県聴覚障害者協会等への委託により実施している。											
	<table><tr><td>区 分</td><td>派遣回数</td><td>公費負担額</td></tr><tr><td>手話通訳者派遣</td><td>120</td><td>439,936 円</td></tr><tr><td>要約筆記者派遣</td><td>1</td><td>10,000 円</td></tr></table>			区 分	派遣回数	公費負担額	手話通訳者派遣	120	439,936 円	要約筆記者派遣	1	10,000 円
	区 分	派遣回数	公費負担額									
	手話通訳者派遣	120	439,936 円									
	要約筆記者派遣	1	10,000 円									
	○ 日中一時支援事業 日中の活動の場として、宿泊を伴わない日帰りの短期入所を実施し、家族の就労支援、介護負担軽減を図る。											
	<table><tr><td>実人数</td><td>延回数</td><td>公費負担額</td><td>自己負担額</td></tr><tr><td>2</td><td>80</td><td>353,866 円</td><td>444 円</td></tr></table>			実人数	延回数	公費負担額	自己負担額	2	80	353,866 円	444 円	
	実人数	延回数	公費負担額	自己負担額								
	2	80	353,866 円	444 円								
	○ 移動支援事業 屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。											
<table><tr><td>実人数</td><td>延回数</td><td>公費負担額</td><td>自己負担額</td></tr><tr><td>3</td><td>58</td><td>284,150 円</td><td>0 円</td></tr></table>			実人数	延回数	公費負担額	自己負担額	3	58	284,150 円	0 円		
実人数	延回数	公費負担額	自己負担額									
3	58	284,150 円	0 円									
○ 生活訓練事業 59,531 円 地域に在住する障害者の交流の場のひとつとしての位置付けと社会参加支援、地域住民への障害理解や啓発普及を目的とする。 『ほっとサロン』・・・日常生活上必要な訓練・指導等、本人の活動の支援、交流や居場所としての支援等 利用者実数：31 延べ参加者：203 実施回数：45 回 （3 地区合計）												
○ 日常生活用具給付事業 在宅で生活している障害者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。												
<table><tr><td>交付件数</td><td>交付実人数</td><td>公費負担額</td><td>自己負担額</td></tr><tr><td>505</td><td>58</td><td>4,997,904 円</td><td>200,648 円</td></tr></table>			交付件数	交付実人数	公費負担額	自己負担額	505	58	4,997,904 円	200,648 円		
交付件数	交付実人数	公費負担額	自己負担額									
505	58	4,997,904 円	200,648 円									

	○ 地域活動支援センター事業 委託料 3,367,000 円 延利用人数 974 人 障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の場の便宜を供与する。 ○ 自発的活動支援事業 200,000 円 障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等が地域で行う自発的な取り組みを支援する為、Do ネットワークへ委託をしている。 ○ 理解促進研修・啓発事業 106,106 円 地域住民に対して障害者等への理解を深めるため、障害者週間に合わせて、精神障害者ボランティア団体、障害者自立支援協議会委員と協力して障害福祉啓発イベントを実施。 ○ 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 42,968 円 障害者自立支援協議会 地域生活部会において、町内の事業所に対し、障害者雇用に関する意識調査を実施し、地域の障害者雇用に関する課題を抽出した。 調査対象者：四万十町内に事業所がある事業者 344 事業所（無作為抽出） 回収結果：344 事業所中 175 事業所より返信あり（回収率：50.8%） ○ 障害者相談支援 来庁、電話、訪問等により、障害者や家族からの障害や生活に関する相談に応じ、障害福祉サービス等の利用に必要な情報提供や連絡調整などの援助、その他の支援策や権利擁護等に必要な援助、専門機関の紹介などを行う。
7.事業の成果	障害者の特性に応じた事業を実施し、日常生活及び社会生活を送るうえで自立した生活が営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた生活支援サービスを提供することにより、本人や家族等の生活上の負担軽減が図られると共に、障害者の地域生活や在宅生活への支援が図られた。 また、意思疎通支援事業、日中一時支援事業及び日常生活用具給付事業は、利用回数も多く、必要としている方や家族等が必要・適応とするものを提供・支援することができた。 今後もより良いサービスの提供や充実を図るため、各事業の拡充、障害者相談支援体制の充実や手話通訳者・要約筆記者等の養成にも努めていきたい。

1.主管課（所）	健康福祉課																				
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり																		
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち																		
	施 策 目 標	(15)	障がい福祉の充実																		
3.事業名	障害児通所給付事業																				
4.決算額	3, 0 5 0, 6 0 2円																				
5.事業の目的及び概要	障害児通所・入所施設等において、障害のある児童に対する保護・訓練を行い、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。 【支援の種類】 ○障害児通所支援 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 ○障害児入所支援 福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援 ○障害児相談支援 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。																				
6.事業の実施内容	（１）障害児通所給付費等 <table><tr><td>種類</td><td>延人数</td><td>給付費（円）</td></tr><tr><td>児童発達支援</td><td>3</td><td>49,905</td></tr><tr><td>保育所等訪問支援</td><td>4</td><td>76,840</td></tr><tr><td>放課後等デイサービス</td><td>33</td><td>2,669,637</td></tr><tr><td>障害児相談支援</td><td>15</td><td>254,220</td></tr><tr><td>合 計</td><td>55</td><td>3,050,602</td></tr></table>			種類	延人数	給付費（円）	児童発達支援	3	49,905	保育所等訪問支援	4	76,840	放課後等デイサービス	33	2,669,637	障害児相談支援	15	254,220	合 計	55	3,050,602
	種類	延人数	給付費（円）																		
	児童発達支援	3	49,905																		
	保育所等訪問支援	4	76,840																		
	放課後等デイサービス	33	2,669,637																		
	障害児相談支援	15	254,220																		
合 計	55	3,050,602																			
（２）障害児通所給付費の費用負担内訳（単位：円） <table><tr><td>国庫負担金</td><td>県費負担金</td><td>町一般財源</td><td>合 計</td></tr><tr><td>1,525,301</td><td>762,650</td><td>762,651</td><td>3,050,602</td></tr></table>			国庫負担金	県費負担金	町一般財源	合 計	1,525,301	762,650	762,651	3,050,602											
国庫負担金	県費負担金	町一般財源	合 計																		
1,525,301	762,650	762,651	3,050,602																		
7.事業の成果	障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対して、今ある社会資源を最大限に使い、子どもの成長・発達とともに必要なサービスや支援を提供することができた。 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用していただくことにより、障害のある子どもの基本的な生活習慣や集団生活への適応性を養うとともに、福祉の向上を図ることができた。																				

1.主管課（所）	健康福祉課																															
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり																													
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち																													
	施 策 目 標	(15)	障がい福祉の充実																													
3.事業名	障害者自立支援給付事業																															
4.決算額	5 2 4 , 7 1 2 , 2 3 9 円																															
5.事業の目的及び概要	「障害の有無に関わらずすべての人が共に当たり前に暮らせる地域づくり」というノーマライゼーションの考え方のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自分の住みたい場所に住み、必要なサービスや支援を自分で選び利用しながら自立と社会生活への参加の実現を図ることを目的とする。 ○介護給付・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援 ○訓練等給付・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助 ○相談支援・・・計画相談支援、地域相談支援 ○補装具給付																															
6.事業の実施内容	○支給状況 <table><tr><td>事業種別</td><td>延人数</td><td>給付費（円）</td></tr><tr><td>介護・訓練等給付費等</td><td>3,660</td><td>499,405,434</td></tr><tr><td>特定障害者特別給付費</td><td>1,151</td><td>14,488,040</td></tr><tr><td>相談支援</td><td>544</td><td>8,260,450</td></tr><tr><td>小計①</td><td></td><td>522,153,924</td></tr><tr><td>補装具②</td><td>43</td><td>2,558,315</td></tr><tr><td>合 計 (①+②)</td><td>5,398</td><td>524,712,239</td></tr></table> ○費用負担内訳（単位：円） <table><tr><td>国庫負担金</td><td>県費負担金</td><td>町一般財源</td><td>合 計</td></tr><tr><td>262,356,119</td><td>131,178,058</td><td>131,178,062</td><td>524,712,239</td></tr></table>			事業種別	延人数	給付費（円）	介護・訓練等給付費等	3,660	499,405,434	特定障害者特別給付費	1,151	14,488,040	相談支援	544	8,260,450	小計①		522,153,924	補装具②	43	2,558,315	合 計 (①+②)	5,398	524,712,239	国庫負担金	県費負担金	町一般財源	合 計	262,356,119	131,178,058	131,178,062	524,712,239
事業種別	延人数	給付費（円）																														
介護・訓練等給付費等	3,660	499,405,434																														
特定障害者特別給付費	1,151	14,488,040																														
相談支援	544	8,260,450																														
小計①		522,153,924																														
補装具②	43	2,558,315																														
合 計 (①+②)	5,398	524,712,239																														
国庫負担金	県費負担金	町一般財源	合 計																													
262,356,119	131,178,058	131,178,062	524,712,239																													
7.事業の成果	障害のある人や支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスを適切に給付することにより、障害者の自立と社会参加及び社会復帰を促進し、自己実現を図ることができた。 障害福祉サービスには、居宅での生活を支える訪問系サービス、日中においての自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービスがあり、障害のある人それぞれに合ったサービスを提供できるよう努めることができた。																															

1. 主管課（所）	健康福祉課																
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 人が元気で生き生きしている地域づくり															
	政策目標	6 高齢者や障害者に優しいまちづくりの推進															
	施策目標	(15) 障がい福祉の充実															
3. 事業名	障害者医療費助成事業（更生医療、育成医療、療養介護医療）																
4. 決算額	19,107,200円																
5. 事業の目的及び概要	障害者医療 ● 更生医療費の支給 18歳以上の身体障害者が日常生活や社会生活を容易にするため、障害の軽減や機能回復のための医療を指定の医療機関で受ける費用を支給する。 ○代表的な医療例 <table border="0"> <tr> <td>・視覚障害</td><td>白内障</td><td>水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入</td></tr> <tr> <td>・聴覚障害</td><td>感音性難聴</td><td>人工内耳埋め込み術</td></tr> <tr> <td>・肢体不自由</td><td>変形性膝関節症</td><td>人工関節置換術</td></tr> <tr> <td>・心臓機能障害</td><td>洞不全症候群</td><td>ペースメーカー植え込み術</td></tr> <tr> <td>・じん臓機能障害</td><td>慢性腎不全</td><td>腎移植術、人工透析 など</td></tr> </table> ● 育成医療費の支給 18歳未満の身体障害者（そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾病がある児童を含む）の障害を除去・軽減する効果が確実に期待できる治療に対する医療を指定の医療機関で受ける費用を支給する。 ○代表的な医療例 ・聴覚障害・・・先天性耳奇形 → 形成術 ・言語障害・・・口蓋裂等 → 形成術 ・肢体不自由・・・先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など ・心臓機能障害・・・先天性疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術 ・腎臓機能障害・・・人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む） ● 療養介護医療費の支給 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものに対し、医療機関で受ける費用を支給する。 ○対象者 ・(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 ・(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者 ・(3) 改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者		・視覚障害	白内障	水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入	・聴覚障害	感音性難聴	人工内耳埋め込み術	・肢体不自由	変形性膝関節症	人工関節置換術	・心臓機能障害	洞不全症候群	ペースメーカー植え込み術	・じん臓機能障害	慢性腎不全	腎移植術、人工透析 など
・視覚障害	白内障	水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入															
・聴覚障害	感音性難聴	人工内耳埋め込み術															
・肢体不自由	変形性膝関節症	人工関節置換術															
・心臓機能障害	洞不全症候群	ペースメーカー植え込み術															
・じん臓機能障害	慢性腎不全	腎移植術、人工透析 など															

6.事業の実施内容	○支給の状況（更生医療）			
	障害種別	実人員	支給延件数	更生医療費支給額(円)
	心臓機能	23	51	5,280,884
	腎臓機能	47	962	8,860,249
	肢体不自由	0	0	0
	その他	1	1	319,546
	計	71	1,014	14,460,679
	○支給の状況（育成医療）			
	障害種別	実人員	支給延件数	更生医療費支給額(円)
	心臓機能	2	3	217,282
	腎臓機能	0	0	0
	肢体不自由	1	2	150,089
	その他	0	0	0
	計	3	5	367,371
	○支給の状況（療養介護医療）			
	障害種別	実人員	支給延件数	療養介護医療費支給額(円)
	療養介護	5	61	4,279,150
	計	5	61	4,279,150
	●（更生医療、育成医療・療養介護医療）の費用負担内訳（単位：円）			
	国庫負担金	県費負担金	町一般財源	合 計
	9,553,599	4,776,798	4,776,823	19,107,200
7.事業の成果	障害者の医療費軽減により、その自立と社会参加を促すことに寄与した。			

1.主管課（所）	健康福祉課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(15) 障がい福祉の充実
3.事業名	在宅障害者支援事業	
4.決算額	4, 1 4 1, 0 7 3 円	
5.事業の目的及び概要	在宅で生活する障害者等の自立した生活が営めるよう、充実した教育を受けるための支援や家族の負担軽減、安心した日常生活を送るための障害福祉サービス提供するための事業所支援、日中の居場所の提供等を地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施。	
6.事業の実施内容	○長期休暇支援事業 特別支援学校等の長期休暇期間中に地域において障害児の援助を行うことにより、障害児及びその保護者の地域生活を支援する。 （１）委託先 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 委託料 928,155 円 （２）実利用児童数 6 名 （延利用者数 122 人） （内）小学部 3 名、中学部 2 名、高等部 1 名 （３）障害別 知的障害 5 名、重複障害 1 名 （４）実施日数 50 日 ○中村特別支援学校通学支援バス（週初めの登校、週末の下校を支援） （１）通学バス運行业務委託 四万十交通 2,553,000 円、 運行回数 78 回 （２）バス支援員 4 名（同乗支援員は基本 2 名） 支援員賃金 476,652 円 （３）利用児童数 13 名（延利用者数 802 名） （内）小学部 1 名、中学部 5 名、高等部 7 名 ○中山間地域障害福祉サービス確保対策支援事業 148,000 円 障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の支給決定を受けた者のうち、障害福祉サービスの確保が困難な（最寄りの事業所まで 20 分以上かかる）者がいる場合に事業所へ支援する。 （１）対象利用者 3 名 （２）該当事業所 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所 せいぶ ○難聴児補聴器購入費補助金 35,266 円 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。 対象者 1 名 （負担割合 県 1：町 1：申請者 1）	
7.事業の成果	本町には障害児通所サービスによる放課後デイサービス等がない。長期休暇中に家族が見守りできない場合に、柔軟な対応を行うことで充実した時間を過ごす場の提供ができた。 中村特別支援学校通学のために通学バスが運行されことで、家族の時間的、経済的負担が軽減した。また、これらは児童同士の理解や助け合いなど、多様な経験の場にもなっている。 障害のある人それぞれに合ったサービスや補装具等を提供できるよう事業所や対象者へ、必要・適応とするものを提供・支援することができた。	

1.主管課（所）	健康福祉課																										
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり																								
	政 策 目 標	6	元気で安心して暮らせるまち																								
	施 策 目 標	(14)	高齢者福祉の充実																								
3.事業名	高齢者安心生活支援住宅（金上野）管理運営事業																										
4.決算額	2, 2 4 6, 4 5 1 円																										
5.事業の目的及び概要	高齢化が進むなか、支援や介護が必要となっても、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」及び「生活支援」が、日常生活の場で一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）を構築する必要がある。 その中でも高齢者の「住まい」の確保は重要で、自立した在宅生活を送ることが不安になってきた低所得高齢者が、安心して暮らせるようにするため、日常的な生活支援が提供される環境を整備し、低廉な家賃の住まいを提供する。																										
6.事業の実施内容	令和元年度には入居申請者は5名であった。申請書が提出されたのち入居者選考委員会により審査を行い、5名とも入居することとなった。 【入居申請状況】 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>入居申請者数</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>入居決定者数</td><td>3（うち1名辞退）</td><td>5</td></tr><tr><td>退去者数</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>年度末入居者数</td><td>5</td><td>8</td></tr></table>				平成 30 年度	令和元年度	入居申請者数	3	5	入居決定者数	3（うち1名辞退）	5	退去者数	0	2	年度末入居者数	5	8									
		平成 30 年度	令和元年度																								
	入居申請者数	3	5																								
	入居決定者数	3（うち1名辞退）	5																								
退去者数	0	2																									
年度末入居者数	5	8																									
6.事業の実施内容	【管理費の状況】 <table><tr><td>入居者選考委員報酬</td><td>90,000 円</td><td>浄化槽法定検査手数料</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>側溝清掃賃金</td><td>8,500 円</td><td>警備業務委託料</td><td>241,980 円</td></tr><tr><td>選考委員費用弁償</td><td>5,800 円</td><td>浄化槽保守点検・</td><td></td></tr><tr><td>消耗品費</td><td>54,249 円</td><td>清掃委託料</td><td>46,200 円</td></tr><tr><td>光熱水費</td><td>293,622 円</td><td>消防用設備点検手数料</td><td>22,000 円</td></tr><tr><td>修繕料</td><td>12,100 円</td><td>住宅管理運営委託料</td><td>1,467,000 円</td></tr></table> 歳出合計 2,246,451 円			入居者選考委員報酬	90,000 円	浄化槽法定検査手数料	5,000 円	側溝清掃賃金	8,500 円	警備業務委託料	241,980 円	選考委員費用弁償	5,800 円	浄化槽保守点検・		消耗品費	54,249 円	清掃委託料	46,200 円	光熱水費	293,622 円	消防用設備点検手数料	22,000 円	修繕料	12,100 円	住宅管理運営委託料	1,467,000 円
	入居者選考委員報酬	90,000 円	浄化槽法定検査手数料	5,000 円																							
	側溝清掃賃金	8,500 円	警備業務委託料	241,980 円																							
	選考委員費用弁償	5,800 円	浄化槽保守点検・																								
消耗品費	54,249 円	清掃委託料	46,200 円																								
光熱水費	293,622 円	消防用設備点検手数料	22,000 円																								
修繕料	12,100 円	住宅管理運営委託料	1,467,000 円																								
6.事業の実施内容	【家賃等の収納状況】 1,778,314 円（未収金なし）																										
7.事業の成果	農林水産業を中心とした産業で発展してきた本町で生活する多くの高齢者は、国民年金受給者である。特に家族などからの生活援助が受けられない高齢者においては、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの利用は費用的に極めて困難な状況にあるが、この高齢者生活支援住宅は、自立した在宅生活を送ることできる心身状態であれば、所得が少ない高齢者であっても利用できる住宅となっている。 平成 28 年度に完成したこの住宅は平成 29 年度末入居者 3 名であった。 平成 30 年度には 3 件の入居申込があり、3 名とも入居決定を行ったものの 1 名は入居辞退となっている。 令和元年度は 2 名退去したが、5 件の入居申込があり 5 名とも入居決定した。このため、令和元年度末においては入居者数 8 名により全室入居となった。 今後も低所得高齢者のための住まいとして運営を継続していく。																										

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(7) 子どもを産み育てる環境の充実
3. 事業名	母子保健事業（妊婦・乳児一般健康診査、育児相談、母乳相談）	
4. 決算額	17,999,686円	
5. 事業の目的及び概要	妊婦健康診査を定期的に受診することで、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、安全な出産を迎えるため、医師や助産師など専門家のアドバイスを受けながら、積極的な妊娠中の健康管理に取り組んでもらう。 また、妊娠・出産後の女性ホルモンバランスの急激な変化による情緒不安定や、出産への不安、育児の悩みなどによる身体的、精神的負担軽減のため、育児相談および母乳相談を実施する。	
6. 事業の実施内容	【妊婦・乳児一般健診】 高知県下および、宇和島市内の委託医療機関で利用できる妊婦および乳児一般健康診査受診票(妊婦14枚、乳児2枚)を交付。 【育児相談・母乳相談】 毎月、医師、助産師、保健師、栄養士等の専門職による育児相談等を実施。 プライバシーを考慮して個室でゆっくり(15～30分程度)とした時間を確保して、赤ちゃんを通して日常会話をしながら、話しやすい雰囲気の中で、母乳・育児・母自身の健康管理やメンタルヘルスについて指導を行っている。 また、月1回の「母乳相談」ではタイムリーに支援することは困難なため、母乳や産褥期を中心とした不安の強い妊産婦に対して(月に1回程度実施していた訪問を、保健師が対応する中で、助産師の介助が必要と判断した場合に)、在宅助産師に連絡を取り、同伴訪問を依頼し、助産師は、依頼に応じて母乳マッサージや母乳管理に関する助言、指導を行っている。	
7. 事業の成果	【妊婦・乳児一般健康診査受診者数】 妊婦…123名(延べ受診回数…918回) 乳児…1回目 71名 2回目 15名 妊婦・乳児一般健康診査の必要性を認識してもらい、適切な時期に必要な検査を受けることで、健康状態の確認をしてもらうとともに、疾病、異常の早期発見、早期治療に繋がった。 【育児相談・母乳相談】 町内に分娩可能な産婦人科がなく、妊婦健診は町外に通院する妊婦がほとんどである。(十和地域に至っては県境をまたいで愛媛県に受診する妊婦もいる)したがって、妊婦健診以外で妊娠中の体調管理や出産準備等で身近に相談できる(相談しやすい)機関は少なく、この母乳相談が重要な場所となっている。また、産後も新生児のケアや母乳に関する不安を助産師から直接、専門的助言を得られる貴重な場所となっている。 月に1回程度の開催であり、妊産婦の不安が高まった時にタイムリーに支援できないことは課題である。さらに、来所相談であるので、ハイリスク妊婦や集団が苦手な妊産婦の利用につながっていないが、その場合には、訪問や個別対応で助産師とともに対応するなど工夫している。	

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(13) 保健・医療環境の充実
3. 事業名	健診・がん検診事業	
4. 決算額	21,266,969円	
5. 事業の目的及び概要	検診に対する関心と受診意欲を向上させ、疾病の早期発見・早期治療につなげることで、がんによる死亡の減少が期待できる。	
6. 事業の実施内容	【がん検診】 4－1－4：保健事業費〔17,172,281円〕 「健康増進法」に基づき、各地区の集会所や公共施設等で年間通じて実施。 【結核健診】 4－1－2：予防費〔4,094,688円〕 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、65歳以上の住民に対し、肺がん検診と併せて実施。 【受診勧奨】 ◆年度当初に年間日程表を全戸配布。 ◆町民課：国保担当部署と連携して、申込はがきを用いて特定健診・後期高齢者健診と併せてがん検診の申し込みを募る。“電話”による申込受付も随時対応。 ◆「結核・肺がん検診」の受診勧奨の際、受診希望の有無にかかわらず、対象者（欠診届等を除く）に対して、受診票と実施日程を個別送付している。 ◆国の補助事業（新たなステージに入ったがん検診総合支援事業）を活用して、「子宮頸がん・乳がん検診」における一定の対象者（子宮頸がん検診…年度年齢21歳、乳がん検診…年度年齢41歳）に対し、「無料クーポン券」と「検診手帳」を個別送付して、受診の動機付けと関心を高めてもらう。 ◆県の補助事業（がん検診受診促進事業）も活用して、主に働き盛り世代に対して重点的に受診勧奨及び未受診者再勧奨、「大腸がん検診」においては希望者に対して検査容器を個別送付して、利便性の向上に努めている。	
7. 事業の成果	◆がん検診において昨年度では、180人の精密検査対象者が発見されており、がんの早期発見・治療に貢献した。 ◆休日健診は、徐々に受診者数が増えてきている。平日では受診できない方が受けやすくなり、受診機会の向上につながった。 ◆1日で複数の検診が受けられる「セット健診」や、町外でも受けられる「広域がん検診」、検査機関に郵送で提出できる「大腸がん郵送検診」の導入・拡充をすすめ、利便性と受診率の向上に努めている。 ◆「結核・肺がん検診」の受診票を、対象者（欠診届等を除く）に対して個別送付したことで、検診申込者以外の受診者の増加につながっている。	

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(13) 保健・医療環境の充実
3. 事業名	健康増進計画策定事業	
4. 決算額	3,255,000円	
5. 事業の目的及び概要	健康増進法第8条第2項に基づき、令和2年度から5カ年の四万十町民の健康増進に関する施策の基本計画として定める。 また、食育基本法の第18条第1に基づく「食育推進計画」並びに自殺対策基本法の第13条第2項に基づく「自殺対策計画」として位置づけるものとして必要事項を盛り込んだ。	
6. 事業の実施内容	1. 健康増進計画委員会の開催（3回） 132,000円（4-1-1 報償費） 計画の策定、施策の推進を図るため、団体の代表者、行政機関、公募等による委員17名で委員会を組織、計画（案）の策定を行った。 2. 健康増進計画策定業務 3,123,000円（4-1-1 委託料） （1）アンケート集計業務委託 平成30年度に実施した「健康づくりに関するアンケート調査票」の集計、データ化、報告書作成業務を委託。委員会での検討及び計画書の基礎資料とした。 （2）計画策定支援業務委託 計画（案）を策定するため、現状分析、課題の整理、委員会の運営支援等の業務を委託し、円滑な計画策定を行った。 3. 策定した計画の概要 基本理念 「つながる すこやか 四万十暮らし」 4つの分野 「食」「運動」「こころ」「健康管理」 4つの分野ごとに「目標」と「推進の柱」を設定。各分野に評価指標を設定し、委員会において進捗状況の確認を行いながら計画を推進していく内容とした。	
7. 事業の成果	第3期四万十町健康増進計画が策定されたことで、令和2年度から令和6年度までの健康増進に係る施策の方針が定まった。 関連計画と連携して、特定健診等の受診率向上や医療費の削減等を目指す。 ・国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） ・特定健康診査等実施計画	

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(13) 保健・医療環境の充実
3. 事業名	健康づくり事業（健康増進事業）	
4. 決算額	764,505円	
5. 事業の目的及び概要	町民の身体的健康、精神的健康の保持増進と疾病の予防、早期発見、健康不安の解消を目的に、健康づくりを推進する。	
6. 事業の実施内容	1. 健康増進事業 【健康手帳の交付】 健康診査・健康相談等の機会を利用して、健康診査（各種検診）の記録、その他の健康保持のために必要な事項を記載して、自らの健康管理のために役立ててもらうため、40歳以上の希望者に交付している。 【健康教育】 心身の健康について自覚を高め、疾病の発生予防、早期発見・早期治療の重要性と生活習慣の改善、疾病等に関する知識の普及を図るために、住民が多く集まる健診会場や生きがいサロンの場等において健康教育を行った。 【健康相談】 心身の健康に関することや、家庭での健康管理等について、保健師が指導、助言等相談を行った。 2. 健康づくり団体連携促進 健康づくりに関する取り組みの支援と併せて、健康づくり婦人会・食生活改善推進協議会とともに、特定健診・がん検診の受診促進や、活動意欲の維持向上と意思の共有を図る。 ◆受診促進のための個別訪問 - 健康づくり婦人会 窪川 1,462 件 大正 220 件 十和 255 件 計 1,937 件 - 食生活改善推進協議会 窪川 914 件 大正 313 件 十和 355 件 計 1,582 件 ◆合同健診における健診会場での運営補助・受診啓発 - 健康づくり婦人会 窪川 6 回 大正 2 回 十和 4 回 計 12 回 - 食生活改善推進協議会 窪川 6 回 大正 2 回 十和 4 回 計 12 回 ◆街頭啓発活動 - 窪川中心街の量販店や直販所（3か所）で、受診啓発やチラシ配布。 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、3月の街頭啓発は実施できなかったため、啓発グッズを役場窓口に置いて対応した。 3. 「四万十町健康増進計画」に基づいた取り組み 平成27年3月に策定された第2期計画として、「食」「運動」「こころ」「健康管理」の4つの柱を重点に、関係機関と連携しながら推進している。 今年度は、第3期計画を策定した。	

	【食】 地元で採れる豊富な食材を活かし、食生活全体を大切にする取り組みを進める。 ◆食生活改善推進協議会との連携を密にした取り組み。 ◆保育所・学校と連携した食育の推進 ◆災害時における「食」の備えの普及 【運動】 誰もが気軽にできる雰囲気と、地域に合った運動を広めることと併せて、将来介護が必要にならないためにも介護予防に向けた取り組みを進める。 ◆スポーツクラブと連携して、ウォーキング・ノルディックウォークの普及 窪川：7月～10月 ノルディックウォーク無料体験会（四万十緑林公園） 【こころ】 気軽にコミュニケーションがとれる場づくり（環境・活動）や、こころの健康に関する啓発活動を進める。 ※自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人 ◆自殺対策関係機関連絡会を2回（8月・12月）開催し、検討を行った。 8月現状報告 12月自殺対策計画・研修（自殺未遂者の医療連携の取り組み） ※「健康管理事業」及び「健診・がん検診事業」を参照
7.事業の成果	一人ひとりに対する相談支援により、健康不安の軽減や、健康づくりへの行動変容、医療機関への早期受診、早期治療につながった。 また、集団に対する健康教育、啓発活動の実施により、心身の健康づくりへの周知と健康づくり意識の醸成につながっている。 平成28年9月から高知県の「高知家健康パスポート事業」がスタートし、町内でも健診やウォーキングイベント、スポーツクラブ等で、パスポートの取得やヘルシーポイント（※）を配布しており、パスポート取得者も徐々に増えていることから、健康づくりへの意識向上につながっている。 （※）ヘルシーポイント…健康パスポートへ貯めていくポイントで、健診を受けたり、運動施設を利用したりすると交付される。集めることで様々な特典が得られる。（市町村によって異なる。）

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(13) 保健・医療環境の充実
3. 事業名	健康ステーション事業	
4. 決算額	6, 519, 401 円	
5. 事業の目的及び概要	青柳博士による中之条研究に基づく中強度運動健康法を取り入れ、壮年層の健康意識の向上・定着、介護予防等による健康寿命の延伸を図るとともに、医療費並びに介護給付費の抑制を図る。 歩数と中強度の運動時間を計測できる身体活動量計を携帯しウォーキングを行い、毎月1回健康ステーションにおいて活動量の測定、現状説明、健康への助言・相談を行い個々にあった健康づくりを進める。	
6. 事業の実施内容	1. 健康ステーション用備品等整備 3,568,561 円 健康ステーション事業委託料（利用者・歩数等データ管理） 1,521,000 円 パソコン7台、プリンタ等周辺機器一式 1,000,396 円 身体活動量計購入【消耗品費 150 個】 717,200 円 ※介護特会 300 個購入 その他消耗品（電池、トナー、テキスト他） 329,965 円 2. 周知活動等運営経費 2,950,840 円 講師等謝金・健康パスポート事業景品代 495,740 円 宿泊施設借上料 11,900 円 運動指導等委託料 13,200 円 健康ステーションCM番組作成委託料 474,100 円 ハガキ 18,900 円 嘱託職員報酬 1,937,000 円 3. 健康ステーション活動実績 身体活動量計 利用者 293 人（3 月末日） 健康ステーション利用者 1,392 人（9-3 月） 講演会（10/13 講師：青柳先生 127 人受講） 運動指導による生活習慣改善 2 名受講	
7. 事業の成果	・ 特定保健指導対象者に身体活動量計を付けたウォーキング及び3か月の運動指導等を実施。筋肉量を維持した体重減少などの改善が図れた。 ・ 日頃から、自分の健康状態を把握して、一人ひとりが運動や食習慣を見直し実践することで健康づくりにつながった。 ・ 健康ウォーキングを継続していく利用者が増えれば、健康寿命の延伸、要介護状態予防、医療費の削減が期待される。	

1.主管課（所）	健康福祉課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3.事業名	介護保険事業介護認定	
4.決算額	19,242,466円	
5.事業の目的及び概要	介護を必要とする者に対し介護認定を行い、要介護状態に基づいて介護サービスを適用する。 介護認定申請受付後、認定調査員が訪問調査を行う。同時に、主治医意見書提出依頼を行う。訪問調査の結果を基に、国から配布される認定ソフトで一次判定を行う。審査会は一次判定・認定調査の特記事項・主治医意見書を基に審議し、二次判定を行う。二次判定結果を基に町は申請者に対し、結果通知を郵送する。 審査会は高幡広域市町村圏事務組合に委託しており、保健・医療・福祉関係者により審査会が行われている。 適切な調査を行うために、年数回、県主催による認定調査研修が行われており、四万十町からは認定調査員、地域包括支援センター職員及び事務担当職員が積極的に参加している。	
6.事業の実施内容	①介護認定申請受付 ↓ ②介護認定調査＋主治医意見書提出依頼 ↓ ③認定ソフトによる一次判定 ↓ ④介護認定審査会（毎週水曜日実施：高幡広域市町村圏事務組合）にて二次判定 ↓ ⑤認定結果通知（介護保険被保険者証と結果通知の郵送） 令和元年度末時点での認定者数：1,546人 【内訳】 要支援1：209人 要支援2：212人 要介護1：265人 要介護2：291人 要介護3：153人 要介護4：223人 要介護5：193人 （介護保険事業状況報告参考） 認定数のうち、新規認定：235件（前年より10件増加） 【内訳】 要支援1：45人 要支援2：45人 要介護1：57人 要介護2：35人 要介護3：23人 要介護4：20人 要介護5：10人	
7.事業の成果	申請受付後、介護認定調査と主治医意見書の情報をもとに認定ソフトによる一次判定を行い、介護認定審査会による二次判定を行うことで、ソフトによる判定と合議体による判定を行い、厳正な審査を行うことができています。 また、認定調査に関する研修会等にも積極的に参加しており、調査員間での調査項目への捉え方のばらつきをなくすことにも取り組んでいる。 今後も、正確な介護認定と適正な介護サービスの提供を行うことを目指す。	

1.主管課（所）	健康福祉課	
2.総合振興計画 の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3.事業名	介護保険事業保険給付	
4.決算額	2, 415, 105, 030円 〔充当財源の内訳〕 国：694,175,498円 支払基金：652,076,542円 県：356,623,449円 町：301,887,278円 第1号被保険者保険料：353,008,179円 その他：57,334,084円	
5.事業の目的及び概要	介護保険事業における保険給付とは、被保険者に保険事故が発生したときに、被保険者に給付されるサービスです。介護保険事業における保険事故とは、被保険者に係る日常生活の基本的な動作の全部または一部について常時介護を要すると見込まれる状態（要介護状態）及び要介護状態以外の状態で日常生活を営むのに支障がある状態（要支援状態）の2種類があります。 保険給付は、予防の考え方を重視し高齢者ができる限り要介護状態にならないようにすることが重要であり、介護が必要な状態になってもその悪化を防ぐため、高齢者福祉事業など関連施策との連携を図りながら、予防やリハビリテーションの充実・利用等に配慮して行う必要があります。	
6.事業の実施内容	第1号被保険者は、介護（寝たきりなどで入浴・食事や排泄などの日常生活動作への介護）や支援（家事や身支度などの日常生活での支援）が必要な時、介護保険を適用してのサービスを受けることができます。第2号被保険者は、特定疾病のために介護が必要になった場合に、介護保険のサービスを受けることができます。	

7.事業の成果

区 分	H30 介護給付費	R1 介護給付費
① 介護サービス等諸費	2, 118, 671, 762	2, 168, 639, 048
② 介護予防サービス等諸費	48, 496, 349	51, 319, 925
③ その他の諸費	2, 640, 960	2, 636, 820
④ 高額介護サービス費	60, 026, 793	60, 264, 756
⑤ 高額医療合算介護サービス費	2, 446, 151	6, 779, 085
⑥ 特定入所者介護サービス等費	121, 240, 100	125, 465, 396
計	2, 353, 522, 115	2, 415, 105, 030

第1号被保険者数は前年度より85人減少していますが、85歳以上は6人増加しています。また、要支援・要介護認定者は前年度比で、要支援者は18人減少しましたが、要介護者は6人増加し、合計では12人の減少となっています。増加している要支援2～要介護2の方の重度化予防・自立支援がより重要になります。

介護保険給付費は前年度比較において、給付費全体で約61,583千円の増額となっております。増額となった主なサービス費は、介護サービス等諸費ですが、これは主に施設介護サービス費の増に伴ったものです。また、高額医療合算サービス費は前年に比べ約4,333千円の増となっておりますが、これは法改正により算定月が1ヵ月ずれたことにあわせて高額医療合算サービス費自体増額となっております。介護保険給付サービスが必要な被保険者に、必要なサービスを提供するという介護保険の本来の目的は達成できたと考えます。

第1号被保険者の状況

人 数	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
65 歳以上 75 歳未満	3, 077	3, 103	3, 075
75 歳以上 85 歳未満	4, 378	2, 502	2, 439
85 歳以上		1, 838	1, 844
計	7, 455	7, 443	7, 358

要介護・要支援認定者数（注：表中「比較」はH30とR1の比較）

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H30	243	196	260	255	173	226	205	1, 558
R1	209	212	265	291	153	223	193	1, 546
比較	-34	16	5	36	-20	-3	-12	-12

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3. 事業名	介護予防・生活支援サービス事業	
4. 決算額	90,488,266円	
5. 事業の目的及び概要	本事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一つ。 【総合事業の目的】 町が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画により多様なサービス提供を充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行う。 【概要】 ・従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、保険給付から本事業に移行。 ・既存の介護事業所による既存のサービスに加え、民間企業、NPOなど地域の多様な主体による多様なサービスの創出が求められている。	
6. 事業の実施内容	【対象者】 要支援認定者、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられると判定された人）。 【サービス内容】 ①訪問型サービス ＜訪問介護相当サービス＞ 利用者数：延 1,122 人 利用回数：延 6,843 回 ②通所型サービス ＜通所介護相当サービス＞ 利用者数：延 1,560 人 利用回数：延 8,969 回 ＜通所型サービスC（短期集中型デイサービス）＞ 専門職が短期集中的に運動機能や生活機能向上のためのプログラムを実施することで機能回復を図る。 実施回数：週 2 回・3 か月間×8 クール 利用者数：41 人 ③その他の生活支援サービス ＜配食サービス＞ 詳細は別葉、配食サービス事業の成果説明書に記載 ④介護予防ケアマネジメント 上記のサービスが、利用者の心身の状況に応じて適切に提供されるよう、サービス計画書作成等専門的な視点から支援を行う。 ケアマネジメント実施数：延 1,276 件（内訳／包括本所 629 件、包括西部支所 179 件、委託 468 件）	
7. 事業の成果	・要支援認定者、事業対象者に対し、ニーズに合った日常生活上の支援を提供することで、介護の重度化を防ぎ（介護予防）、住み慣れた地域での生活が継続できるようにするための支援をしている。訪問介護相当サービスについては、事業所や訪問介護員の減少により、必要時に利用できないことがあることが課題。 ・通所型サービスC（短期集中型デイサービス）では、要介護状態になる可能性がある虚弱高齢者に短期集中的に専門職が関わることで、利用者の運動機能の維持向上により生活行為の改善がみられた。事業終了後もあったかふれあいセンター等で運動が継続できるようにしており、昨年度の修了者の 6 割は介護保険サービス利用なしで経過している。	

1.主管課（所）	健康福祉課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3.事業名	一般介護予防事業	
4.決算額	13,206,588円	
5.事業の目的及び概要	運動機能低下がみられる者等を対象に筋力運動等を実施し、更なる運動機能の低下や要介護状態となることを予防する。また、地域の通いの場の整備や介護予防に関する講話、地域で活動する体操指導士養成等を行うことで、住民自らが介護予防に取り組み、住み慣れた地域で自立した生活が継続できることを目的とする。	
6.事業の実施内容	①高齢者筋力向上トレーニング事業 運動機能低下がみられる者等を対象に、筋力トレーニング（マシントレーニングの教室（3ヶ月（週2回）を1教室として年3回）を実施。 ＜実績＞実施回数：62回 参加者数：実19人 延410人 ②高齢者運動教室 運動機能低下がみられる者等を対象に、地域の集会所等で「いきいき百歳体操」等の運動教室（3ヶ月（週1回））を実施。教室終了後は、地域で運動が継続できるよう自主グループの立ち上げ支援を行う。 ＜実績＞実施箇所数：2ヵ所 実施回数：24回 参加者数：実21人 延150人 ③口腔機能向上教室 宅老所等の参加者を対象に、歯科衛生士の講話、口腔チェック、かみかみ百歳体操の指導等を行い、日々の口腔ケアを意識的に行うことができるようにする。 ＜実績＞実施箇所数：10ヵ所 実施回数：18回 参加者数：実167人 延303人 ④介護予防啓発教室 宅老所や運動自主グループ、サロン等の参加者に対して介護予防に必要な知識や具体的な行動を伝えることで、高齢者の行動変容を促す。 ＜実績＞実施箇所数：39ヵ所 延べ人数341人 ⑤宅老所運営支援事業 宅老所の新規開設支援及び運営補助（1ヵ所につき年33万円上限）、体力測定等の出向き支援を行う。 ＜実績＞宅老所数：14ヵ所（窪川13ヵ所、十和1ヵ所）利用者数：実213人 延5,659人 ⑥高齢者運動自主グループ運営支援事業 運動自主グループの立ち上げ支援、運動を行うために必要な物品の貸し出し、体力測定等の出向き支援を行う。 ＜実績＞運動自主グループ数：19ヵ所（窪川14ヵ所、大正5ヵ所） 新規開設2ヵ所 ⑦介護予防・生活支援サポーター養成講習 介護予防に関する学習等の講習会を行い、地域で介護予防活動を支える人材を確保する。 ＜実績＞未実施	

	⑧シルバーリハビリ体操指導士養成事業 地域で高齢者に運動の指導を行う「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を通じて、体操の普及と住民主体の地域づくりを進める。 ＜実績＞実施回数：6回×2クール 受講者数：31人 修了者数：25人 ⑨いきいき百歳体操等アドバイザー派遣事業 リハビリテーション専門職が通いの場において運動指導や健康教育を行い、介護予防に効果的な運動の継続を支援する。 ＜実績＞派遣回数：7回 対象人数：53人 ⑩健康ステーション事業 中強度活動と歩数に着目した「メッツ健康法」を採用し、生活習慣病予防や介護予防に取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指す。 ＜実績＞65歳以上参加者数：165人
7.事業の成果	・地域で住民自らが介護予防に取り組むことができる地域づくりを目指し、介護予防の必要性の啓発や地域で運動の指導等を行う担い手の育成を行った。 ・通いの場については、毎年新規のグループができており、住民が主体となった介護予防の取り組みが徐々に広がってきている。一方で、ボランティアの高齢化等で継続が困難なグループもでてきている。

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3. 事業名	包括的支援事業・任意事業	
4. 決算額	92,362,023円	
5. 事業の目的及び概要	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズ等に応じて、切れ目なく提供される必要がある(地域包括ケアの実現)。こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として地域包括支援センターがあり、「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「地域ケア会議の充実」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」等を実施する。	
6. 事業の実施内容	(1) 総合相談支援業務 総合相談支援として、本人、家族その他関係者からの相談に随時対応し、必要なサービスに繋ぐ等関係機関とも連携をとり、支援をしている。 相談件数：延 2,026 件 (2) 権利擁護業務 高齢者虐待や成年後見について、権利擁護ネットワーク会議は総会 1 回、個別支援会議を 4 回開催した。また、介護専門職らを対象に「障害福祉における権利擁護の視点」「地域共生社会に求められる多職種連携と意思決定支援」と題した研修を開催した。 相談件数：権利擁護 実 46 件 高齢者虐待 実 10 件 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 多職種協働及び地域の関係機関との連携により、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。 ・ 四万十町ケアマネジャー連絡会 6 回開催 延 127 人参加 ・ 主任ケアマネジャー（町内に 12 人）連絡会 5 回開催 ・ ケアマネジャーへの指導・支援：延 65 件 困難事例への対応：実 15 人 ・ 給付適正化に向け居宅全ケアマネジャー21 人のケアプラン点検、3 名ヒアリング (4) 地域ケア会議 自立支援型地域ケア会議（高齢者の QOL 向上を目的に、個別事例を通して、多職種からの意見を基に自立支援に資するケアプランへの修正や人材育成、地域支援ネットワーク構築等を図る）を月 1 回開催。助言者に薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(または歯科衛生士)と地域包括支援センター3 職種が参加し、原則要介護 2 までの居宅サービス利用者を対象に検討し、地域課題の抽出等も行った。11 回、19 事例 (5) 在宅医療・介護連携推進事業 切れ目のない在宅医療と介護の連携にむけて、くぼかわ病院、大西病院、大正診療所との入退院調整ルールを運用し、医療機関とケアマネジャー間の連携を継続実施。大正・十和地域の医療体制や資源についての協議も昨年度に引き続き行った。高幡管内で、多職種協働研修を開催し、高幡圏域での顔の見える関係づくりにも繋がった。 住民への啓発は、「フレイル（虚弱）予防」等の講話を各地域サロン等で実施。	

	(6) 生活支援体制整備事業 地域のニーズに応じて、多様な主体が参画し、必要とされるサービスの充実を図ることで、高齢者への支援体制づくりを目指す。 第2層協議体を中心に、地域の情報交換や助け合いについて協議を行った。月1回窪川地域、大正・十和地域で開催。 (7) 任意事業（成年後見制度利用支援事業） 成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、四万十町がその費用を助成する事業。令和元年度の町長申立てのケースは1件で、申立費用は本人が負担。報酬助成の対象者は2件でいずれも後見人である司法書士に、裁判所が決定した報酬と四万十町の基準額との差額を支出した。 ※「認知症施策推進事業」については別途記載。
7.事業の成果	(1) 総合相談支援業務：高齢者等の介護保険や在宅福祉に関する相談が多数を占め、課題解決を図った。支援困難ケースについては必要に応じ関係者とケース会議を行い、高齢者やその家族の生活改善に繋ぐことができた。 (2) 権利擁護業務：権利擁護業務は成年後見制度だけではなく、高齢者虐待と関連した対応や、借金問題や生活困窮、家族関係など様々な要因が絡み合っているケースがある。多職種連携は必須であり、今年度の専門職向けの研修は障害分野と合同で権利擁護の視点や地域共生社会に求められる多職種協働や意思決定支援について、グループワーク等も行いながら共有することができた。 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務：要介護者への支援の要となる地域のケアマネジャーの後方支援として、町内の主任ケアマネジャーとも連携をとり、個別支援やスキルアップを図ることができた。「自立支援」の意識づけも一定行うことができた。 (4) 地域ケア会議：事例の個別課題を自立支援の観点から検討し、提出事例のケアマネジメントの見直しができた。また、事例を通して地域の課題も抽出し、移動支援や集いの場の充実等を関係各課とも共有している。事例の多くが認知症であり、課題の明確化や対応について一定の協議ができた。 (5) 在宅医療・介護連携推進事業：入退院調整ルールは、町内外の入院機能を持つ全医療機関との運用が進んでいる。入退院時の連携がスムーズにいくように、関係者の意見交換等も行うことができた。また、大正・十和診療所との協議の場を持つことで、大正・十和地域包括医療・ケアの推進に向けて課題整理等を行うことができた。 (6) 生活支援体制整備事業：第2層協議体として窪川、大正・十和の2か所で毎月情報交換や地域での取り組みについて協議。行政主導ではなく、多様な主体による自主的なメンバーであり、地域に対する意識も高い。窪川地域では、新しくできた道での街頭見守りを実施。大正地域では、お正月にウォーキングイベントを実施するなど、地域住民中心の取り組みを行うことができた。 (7) 任意事業（成年後見制度利用支援事業）：成年後見の町長申立てにおいて、後見報酬を自己負担できないケースもある。報酬負担が困難な方が当該支援事業を活用することで、後見人による必要な支援を受けることができた。

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3. 事業名	認知症総合支援事業	
4. 決算額	466,658円	
5. 事業の目的及び概要	地域住民に対して、認知症の正しい知識や対応方法等について啓発し、認知症の人や家族への理解の輪を広げていく。 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断、初期対応に向けた支援体制を構築する。 認知症になった人が地域（在宅・施設）で安心して暮らせるように、専門職の認知症ケアの質の向上を図る。	
6. 事業の実施内容	(1) 認知症家族の会（家族介護教室） 家族の会の開催・活動支援。窪川：自主活動後方支援。実施回数 11 回、実人数 13 人、延人数 53 人。大正：自主活動。（休止中）十和：自主活動。 (2) 認知症の啓発活動 ・社協と協働し、認知症サポーター養成講座を実施。実施回数 2 回（学校 2 回）、認知症サポーター養成数 40 人。認知症ミニ講座：実施回数 1 回（一般 1 回）、参加者数 21 人。 ・認知症啓発活動事業検討会：実施回数 1 回 ・認知症講演会：実施回数 1 回 参加者数約 100 人 (3) 認知症ケアパス作成・普及事業 500 冊印刷製本。居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、医療機関、民生委員等に郵送及び配布。 (4) 認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チーム員研修受講：2 人 認知症初期集中支援チーム検討委員会：令和元年度実績報告等について令和 2 年 6 月に実施。 チーム員会議：実施回数 1 回、実人数 1 人、延訪問回数 7 回 (5) 認知症専門職研修 認知症に携わる多職種協働研修会 実施回数：1 回 参加者数 57 人 (6) 認知症カフェ しまんと町社会福祉協議会に委託して実施。 2 ヶ所（窪川・十和）、月 1 回、延人数（窪川 283 人、十和 483 人）平均利用人数（窪川 26 人/回・十和 44 人/回）。	
7. 事業の成果	・認知症の啓発活動として、社協と協働でサポーター養成講座を行い、サポーターは徐々に増加している。認知症講演会は約 100 人の参加があり、住民の方から勉強になったとの感想も多くあった。認知症の人や家族への理解の評価は難しいが、今後はサロン実施等地域で活動するあったかふれあいセンターとも連携しながら認知症啓発を実施する。 ・認知症初期集中支援で対象となったケースは少ないが、認知症に関する相談の多くは総合相談で対応している。できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、早期診断、早期対応の必要性についても住民の方に啓発していく。 ・専門職研修は、「参考になった」と答えた参加者の割合が 90%以上だった。今後も認知症に携わる専門職として必要な知識、技術等の力量の向上を図る機会としていく。 ・認知症家族の会や認知症カフェの実施により、認知症の人や家族の交流、相談の場となっている。認知症カフェは令和元年度に 1 か所増加。大正地域での実施についても検討していく。	

1. 主管課（所）	健康福祉課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	6 元気で安心して暮らせるまち
	施策目標	(14) 高齢者福祉の充実
3. 事業名	地域支え合いネットワーク事業	
4. 決算額	0 円	
5. 事業の目的及び概要	地域の関係機関、関係者等とのネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者に対して、日々の見守りや緊急時の連絡先等を把握しておくことにより、地域全体で高齢者等の生活を支援する。	
6. 事業の実施内容	各地区の区長会及び民生・児童委員協議会に出向き、ネットワークの周知や地域での見守り等を依頼する。見守り台帳登録については、本人や家族、民生委員等からの希望に応じて地域包括支援センター職員が訪問し、かかりつけ医や緊急時の連絡先等を聞きとる。その情報は、本人には「安心カード」に記載して電話の近くなどに保管してもらう。区長、民生委員、社協、警察、消防、あったかふれあいセンター、地域包括支援センターで「見守り台帳」として情報共有する。 見守り台帳登録者： 窪川 296 人、大正 39 人、十和 82 人、合計 417 人	
7. 事業の成果	独居高齢者の体調不良時に、救急搬送を依頼したときにスムーズに本人の基本情報（住所、氏名、生年月日等）を伝えることができる。また、身内など緊急時の連絡先に電話することができるといった効果を上げている。 区長、民生委員に「見守り台帳」を保管してもらうことにより、地域内での見守りを意識してもらうきっかけになる。 高齢者本人にも、日頃の声のかけ合い、助け合いの啓発になる。 昨年の新規登録者は 64 名で主に区長、民生委員からの情報提供によるものだった。 災害時要援護者台帳とデータを統合し、見守り台帳登録者・災害時要援護者台帳登録者または両方の登録者等の情報を確認できるようになっている。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3. 事業名	人・農地問題解決推進事業	
4. 決算額	465,440円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 力強い農業構造を実現していくためには、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を確保していくことが必要であり、集落・地域での徹底的な話し合いを通じて、地域農業の5年後、10年後に抱えるであろう危機を認識・共有するとともに、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化し、地域の危機への備えについて合意形成することが重要である。 このため、地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を目指す。 【概要】 人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、町、農業委員会、農業改良普及所など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針の作成につなげていけるよう取組を推進する。(人・農地プランの実質化)	
6. 事業の実施内容	地域の話し合いに向け、農家対象アンケートを実施するとともに、地図の作成を行った。 ① 農家対象アンケート：対象 2,214 世帯 回収 1,332 票（回収率 60.2%） ② 地図の作成：全 132 集落（窪川 86、大正 25、十和 21） ③ 地域の話し合い：令和 2 年度に実施 【決算】 [11 節] アンケート封筒代 119,817 円 [12 節] アンケート郵送代 345,623 円 【財源】 県補助金：465,000 円 一般財源：440 円	
7. 事業の成果	農家対象アンケートでは、農業委員、農地利用最適化推進委員にご協力いただき 60%を超える回収率となり、後継者の有無や 5 年後の農地利用に対する意向を把握することができた。 また、全集落において地図の作成を行い、令和 2 年度に実施する地域の話し合いに向けた準備が整った。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3. 事業名	新規就農定着推進事業	
4. 決算額	12,847,882円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 次代の農業を担う青年等就農者確保のため、農業後継者及び就農希望者の相談対応から就農後のフォローアップまで一体となった支援を行い、地域の担い手として定着させ、本町の農業振興の活性化を図る。 【概要】 就農相談、就農前の専門農家での研修支援、経営不安定な就農初期の給付金の支援、経営安定化に向けた営農指導支援を行う。	
6. 事業の実施内容	【取組】 事業目的を達成するため、国・県事業のほか、農業後継者や45歳以上の新規就農者に対して、過疎地域自立促進特別事業を活用し、町独自の支援策として、壮年就農給付金と農業後継者支援給付金事業を実施している。 【決算】 ○新規就農推進事業 専門農家研修区分補助金（国費上乗せ分） [19 節] 2,125,000 円 研修 2 名分 52.5 万円（県：351,000 円 町：174,000 円） 受入農家 3 戸 160 万円（県：1,600,000 円） 専門農家研修区分補助金（県単独分） [19 節] 1,650,000 円 研修 1 名分（県：1,100,000 円 町：550,000 円） ○農業次世代人材投資事業（経営開始型） 消耗品費 [11 節] 30,000 円（県：30,000 円） 通信運搬費 [12 節] 20,000 円（県：20,000 円） 給付金 [19 節] 7,272,882 円（県：7,272,882 円） （継続 4 名 2,772,882 円、新規 3 名 450 万円） ○壮年就農給付金 [19 節] 750,000 円（1 名×75 万円） （町：750,000 円） ○農業後継者支援給付金 [19 節] 1,000,000 円（1 名×100 万円） （町：1,000,000 円） 【決算額】 合計額：12,847,882 円（県：10,371,882 円 町：2,476,000 円）	
7. 事業の成果	受入農家による専門的な実践研修や関係機関のサポート、就農初期の給付金支援等により、「就農への不安解消と就農意欲の向上、スムーズな就農」が図られている。年度により事業活用頻度にばらつきはあるが、新規就農者の確保につながる有効な制度である。新規就農者数は前年と比較すると減少したが、四万十町総合振興計画や基本構想推進アクションプログラムの年度目標値は達成できており、一定の定着推進が図られた。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3. 事業名	複合経営拠点支援事業	
4. 決算額	4, 0 1 2, 0 0 0 円	
5. 事業の目的及び概要	地域農業の核となる広域的な法人経営体が、中山間地域の農業を支え、競争力を高める仕組みである中山間農業複合経営拠点の整備に取り組むもの、併せて、高収益の施設園芸や中山間地域に適した農産物の生産を行う等の「稼ぐ取組」と新規就農者の研修事業や庭先集荷、農作業の受託等の「支える取組」を複合経営し、複合経営拠点となるために必要な農業用機械・施設整備等の支援を行う。	
6. 事業の実施内容	【事業内容】 事業実施主体：(一社) 四万十農産 農業用機械 1 件 補助金 2, 750, 000 円 雇用確保支援（ソフト） 補助金 550, 000 円 高収益作物導入支援（ソフト） 補助金 265, 000 円 事業実施主体：(株) 営農支援センター四万十株式会社 農業用機械 1 件 補助金 447, 000 円 【決算】 [19 節] 農業機械・施設補助金 4, 012, 000 円 【財源】 県補助金：3, 028, 000 円 一般財源：984, 000 円	
7. 事業の成果	各拠点が農業用機械を整備したことにより、「稼ぐ取組」と「支える取組」の複合経営を実施していくための体制整備ができた。 【(一社) 四万十農産】 ネギ・水稻・栗栽培に関する営農計画があり、今後も経営面積の拡大が見込まれることから、水稻栽培にかかる農業用機械を整備したことにより、省力化を図ることができた。 【営農支援センター四万十 (株)】 令和元年からスマート農業技術の開発、実証プロジェクトによる実証を開始している。大豆、水稻、生姜栽培における肥料散布作業にかかる農業用機械を整備したことにより作業時間・労力等も短縮できた。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3. 事業名	農業競争力強化農地整備事業	
4. 決算額	11,640,877 円	
5. 事業の目的及び概要	米奥地区や志和地区は、農地の面的な整備はほとんど行われておらず、耕地は不整形且つ狭小で分散しており、農道や用排水路の整備も遅れている。 このため、本事業を実施し、農業基盤整備により、効率よい営農活動が図れるよう、集落の営農組織を強化し、農機具の共同利用、農作業の受委託にて省力化を図り、今後の営農活動に対し有利となる農業基盤の再構築を行う。	
6. 事業の実施内容	【令和元年度の主な事業内容】 〔19 節〕 米奥地区 10,113,477 円（H30 繰 9,636,440 円含む） 区画整理工事 受益地約 11.0ha 測量設計 受益地約 7.8ha 換地 換地計画原案の作成、相続等の代位登記 〔19 節〕 志和地区 1,527,400 円 測量設計 受益地約 6.0ha 換地 従前地調整・換地設計基盤作成	
7. 事業の成果	【米奥地区】 川奥川左岸の区画整理工事が完了し、換地計画原案で決めた場所を基に、新しい農地での農業が開始した。狭小農地から 1 区画 30a を中心とした圃場に拡大を図り、農道や用排水路の整備も行ったことにより、効率よい営農活動を行えるようになった。また、残りの川奥川の右岸のエリアも設計が完了し、区画整理工事が行える状態となった。 【志和地区】 事業のエリアのうち、海側約 6.0ha を令和 2 年度に区画整理工事を行うための測量設計を行い完了し、区画整理工事が行える状態となった。 また、換地では、従前地の調査等を行い、評価の基準を定めた。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	2 新たな地域ブランドで活力あるまち
	施策目標	(3) 多様な産業の展開
3. 事業名	地域まるごと6次産業化推進事業	
4. 決算額	490,785,590円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 6次産業化を推進することで、豊富な地域資源を商品ブランドとして高付加価値化することにより、生産者の所得向上、地域の活性化を図る。 【概要】 町全体の6次産業化を推進するため、町内農畜産物を使用した加工品の製造・販売と、消費者ニーズを生産者に伝える役割を果たす拠点加工施設の整備を行う。	
6. 事業の実施内容	「道の駅あぐり窪川」に豚まん製造の加工場を新設することにより、商品の増産と安定供給が行える生産体制を確立するとともに、主原料である町内産豚肉の付加価値を高めること等を通じて、町内の6次産業化を積極的に推進する。 【令和元年度の主な実施内容】 新加工場の建設（竣工）・農山漁村振興交付金及び高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付決定 【決算】 [9節] 視察旅費 99,800円 [12節] 建築確認申請・完了手数料 70,000円 [13節] 工事監理委託料 4,708,000円 [14節] 視察等駐車料 2,590円 [15節] 新加工場工事請負費 367,875,200円 [18節] 新加工場備品購入費 118,030,000円 【財源】 農山漁村振興交付金（国） 102,010,000円 産業振興推進総合支援事業費補助金（県） 50,000,000円 過疎債 329,400,000円 一般財源 9,375,590円	
7. 事業の成果	町内の豊富な畜産資源を活用した6次産業化の代表格である「あぐり窪川の豚まん」は町内外問わず人気商品であり、近年は特に町外からの需要に対する供給不足による機会損失が生じてきた。 このため、農産物の高付加価値化や農業者所得の向上に寄与するものとして第2次四万十町総合振興計画に位置付け、国及び県の補助事業も活用し令和元年度に従来の加工場の約3倍の製造能力を有する新たな加工場を整備することができた。今後は増産体制の整った新加工場の能力を十分に活用し、事業計画（収支計画）に基づく収益の増加と、それに伴う生産者の所得向上及び地域の活性化を図っていく。	

1.主管課（所）	農林水産課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3.事業名	四万十町レンタル畜産施設等整備事業	
4.決算額	15,930,666円	
5.事業の目的及び概要	【目的】 畜産業の一層の振興を図るため、農業協同組合が行うレンタル畜産施設等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 【概要】 農業協同組合が畜舎を建てレンタルする場合に、整備費用を補助することで、畜産農家の初期投資を少なくし、畜産業の新規就農や規模拡大等への取り組みを支援する。	
6.事業の実施内容	高知県農業協同組合：直立型ケージシステム等一式 （対象農家（株）ブラウン） ・高度化促進事業 補助率 2/3 以内 【決算】 [19 節] 15,930,666 円 【財源】 県補助金：7,965,000 円 一般財源：7,965,666 円	
7.事業の成果	生産性向上を図る養鶏農家へ、高性能なケージシステムを導入したことにより、効率的な採卵が可能となったほか、破卵率の低下につながり、高品質採卵経営を推進することができた。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3. 事業名	四万十町畜産環境対策推進事業	
4. 決算額	4, 7 7 1, 8 5 2 円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 畜産の糞尿処理及び臭気対策を実施することにより、畜産農家の畜糞処理に要する負担や周辺住民の臭気を主とする負担の軽減に繋がり、畜舎の増改築や増頭を行う際に住民理解の醸成に繋がり、畜産振興が図られる。 【概要】 畜糞等から発生する臭気物質の中和及び拡散防止を目的とした、物理的対策資材や化学的資材の購入及び設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 補助率 ・ 10/10 以内 限度額 ・ 5, 000, 000 円	
6. 事業の実施内容	遮蔽壁などの設置、消臭資材などの活用 【決算】 [19 節] 四万十町畜産クラスター振興協議会 4, 771, 852 円 【財源】 県補助金：2, 384, 000 円 一般財源：2, 387, 852 円	
7. 事業の成果	有識者の実践的なアドバイスのもとに臭気対策の実証を行い、環境に配慮した畜産経営モデルを構築するとともに、環境対策資材の普及に努めることができた。 本町の畜産業は県内でも生産の割合が高く、畜産業の振興をする上では施設の新築や増改築により生産性の向上を図る必要がある。臭気対策を行い周辺住民の理解を得られることによって、増産を計画している畜産農家が、畜舎の増改築や増頭の計画をスムーズに推進することに繋がると考えられる。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(2) 林業・水産業の振興
3. 事業名	町有林管理育成事業	
4. 決算額	43,251,885円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 全国的な木材価格の低迷のなか、環境先進企業の協賛金を活用し、町有林の森林整備（作業道開設・間伐等）を適期に実施することで、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森林の育成を目指す。 【対象】 町有林	
6. 事業の実施内容	【箇所及び取組】 ① 森林整備 (窪川地域) 袖ヶ谷山：搬出間伐 9.99ha、作業道補修 579m、立木売却収入 4,115,526 円 ヲス谷口山：改植 3.56ha、下刈 15.98ha (大正地域) シマツ山：搬出間伐 19.51ha、作業道補修 4,651m、立木売却収入 14,835,413 円 ヲリヲ：搬出間伐 17.29a、作業道開設 655m、作業道補修 4,542m、立木売却収入 16,921,388 円 サビコ：防護ネット 1,250m (十和地域) 光志尾山：下刈 1.20ha 立木売却収入 合計 35,872,327 円 ② 協働の森づくり事業 四国電力(株)：交流事業 1 回、コクヨ(株)：交流事業 2 回、キリンビール(株)：交流事業 1 回、CO2 吸収調査委託事業（CO2 吸収証書：高知県） ③ 森林病虫害防除等 窪川地域小室の浜（大字：興津）：薬剤散布 2 回 【決算】 歳出内訳 [11 節] 113,964 円 [12 節] 2,633,145 円 [13 節] 38,351,976 円 [15 節] 2,112,000 円 [27 節] 40,800 円 【財源】 県補助金 217,416 円 ふるさと支援交付金 41,800,000 円 協働の森協賛金 1,203,000 円 一般財源 31,469 円	
7. 事業の成果	間伐や作業道開設など森林整備を進めるに当たり、環境先進企業の協賛金等を活用することで町有林の荒廃を防止し、森林機能の維持・増進を図るとともに、興津の松林については保安林防除事業等を活用し、松林の荒廃を抑え松林の再生にも寄与した。 また、町有林については、森林の適性を図るために SGEC 森林認証制度の管理審査を実施しており、適正な森林管理と現場指導など事業実施にかかる改善と安全衛生管理が担保されている。	

1.主管課（所）	農林水産課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3.事業名	鳥獣被害対策事業	
4.決算額	57,506,545円	
5.事業の目的及び概要	深刻化・広域化している野生鳥獣による農林水産業の被害抑制を図るため、四万十町鳥獣被害防止計画に基づき、農林業者、狩猟者、関係団体と共に、捕獲、防除、狩猟者の確保等の被害防止対策を行う。	
6.事業の実施内容	○捕獲対策 ・捕獲報償金支払 イノシシ 1,746 頭 シカ 1,313 頭 サル 7 頭 カラス 18 羽 カワウ 33 羽 ・くくりわな購入補助 21 人 285 基 ○防除対策 ・侵入防止柵の補助 金網柵 8,866m 電気柵 180m その他 1,349m ○狩猟者確保 ・狩猟免許取得費、初心者講習会及び銃射撃教習受講料の補助 12 人（銃 1 人、わな 11 人） 【決算】歳出内訳 [1 節] 2,097,930円 [7 節] 287,515円（鳥獣被害対策分のみ） [8 節] 46,421,410円 [11 節] 2,347,514円 [19 節] 6,352,176円 【財源】 県 22,712,700円 ふるさと支援基金繰入金 34,700,000円 一般財源 93,845円	
7.事業の成果	捕獲対策を行うことで、イノシシ・シカを見かけることが少なくなったという意見や、農林水産物の被害が減ったという意見をいただいている。 また、侵入防止柵の設置による防除対策を行うことで、野生鳥獣の餌場となる農地の荒廃を防ぐとともに、鳥獣被害対策実施隊や地元組織によるサル追払い活動など、地域ぐるみで防除意識も徐々に高まってきている。 一方、有害鳥獣捕獲従事者数は、狩猟者の高齢化等により徐々に減少傾向であるが、新規狩猟免許取得者への支援を行うことで新たに 12 名の狩猟者を確保することができた。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(2) 林業・水産業の振興
3. 事業名	森林環境譲与税活用事業（木材流通販売促進事業、林業事業体担い手育成支援事業、林内路網改良事業）	
4. 決算額	6, 9 2 5, 2 0 0 円	
5. 事業の目的及び概要	○林内路網改良事業 森林経営計画の認定を受けた森林における、既設作業道の復旧や強化を図る。 ○林業事業体担い手育成支援事業 林業従事者の育成及び確保を目的として、森林組合や林業事業体等が国の緑の雇用事業を活用して人材を雇用する場合に要する経費を支援。 ○木材流通販売促進事業 木材産業振興のため、四万十町産材の普及啓発活動及び販路拡大に取り組む森林組合・林業事業体・製材業者に対し支援。	
6. 事業の実施内容	○林内路網改良事業 民有林 2 か所の路面整備を実施 2, 7 6 4 m（幅員 3 m 未満） ○林業事業体担い手育成支援事業 国の緑の雇用事業を活用している 3 事業体が雇用する経験年数 5 年以内の林業従事者（5 名分）の人件費について、月額 15 万円（国の事業も含めて）を上限に支援を行った。 ○木材流通販売促進事業 町内 2 事業者が取り組んだ普及啓発・販路拡大活動に対し支援を行った。 （内訳） 四万十ヒノキ新商品の開発 150, 000 円 四万十ヒノキ普及啓発活動およびイベントの開催 202, 000 円 【決算】歳出内訳 〔19 節〕 8 2 9, 2 0 0 円（林内路網改良事業） 5, 7 4 4, 0 0 0 円（林業事業体担い手育成支援事業） 3 5 2, 0 0 0 円（木材流通販売促進事業） 【財源】森林環境譲与税	
7. 事業の成果	森林環境譲与税を活用した初年度の取組みとして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条第 1 項で定められている譲与税の使途（森林の整備、人材の育成及び確保、木材の利用の促進）に基づく新たな支援を実施したことにより、未整備森林の解消に向けた新たな一歩を踏み出すことができた。 今後も引き続き森林環境譲与税を活用した新たな取組みを実施しながら、未整備森林の解消を図る。	

1. 主管課（所）	農林水産課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を生かすまち
	施策目標	(2) 林業・水産業の振興
3. 事業名	自伐林業者等育成支援事業	
4. 決算額	7, 5 0 2, 4 9 9 円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 森林整備の促進による原木生産拡大や未利用材などの有効活用に向けて森林所有者、地域組織及び小規模林業を実践する方を対象に、森林整備に必要な林業機械レンタルや購入の費用、間伐や作業道開設に対して支援する。 また林業を実践するうえで必要な知識や資格取得のための講習会等を実施する。 【概要】 ○森林組合委託による各種学科・技能講習の実施 ○林業機械（バックホウ、林内作業車、トラック等）のレンタル費用への支援 ○林業機械の購入に対する支援（補助率 1/2 以内） ○間伐や作業道開設に対する支援（定額）	
6. 事業の実施内容	○自伐林業者育成研修委託事業 森林組合による刈払機やチェーンソー、小型車両運転技術講習や伐採等現地指導を実施。 ・R1 参加者 30 名（講習会参加延べ 63 名） ○補助対象事業 ・林業機械レンタル（バックホウ 8 台、トラック 1 台、林内作業車 1 台） ・林業機械購入（トラック 1 台、チェーンソー 2 台、グラブプル 1 台） ・間伐支援事業 2.93ha（2 件） ・作業道開設事業 2,680m（8 件） 【決算】歳出内訳 〔13 節〕 1, 3 4 1, 7 6 9 円 〔19 節〕 6, 1 6 0, 7 3 0 円 【財源】 ふるさと支援基金繰入金 7, 5 0 0, 0 0 0 円 一般財源 2, 4 9 9 円	
7. 事業の成果	ニーズに合った研修と実践に必要となる技能や資格を取得するための技術講習等を実施することで、自伐林業者の技能向上及び意識の醸成、更には森林整備の促進に寄与した。 ○貯木場等への自伐林業者木材搬出量 H27 : 650 m³ H28 : 790 m³ H29 : 1,160 m³ H30 : 1,125 m³ R1 : 1,243 m³ と順調に推移している。	

1.主管課（所）	にぎわい創出課		
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1	挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3	本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	(6)	交流の促進
3.事業名	地域おこし協力隊推進事業		
4.決算額	56,147,142円		
5.事業の目的及び概要	人口減少や高齢化等の進行が著しいなか、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るために、総務省の地域おこし協力隊推進要綱に基づき実施するもの。 隊員の要件は、生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等から、住民票を事業実施市町村へ移すこととされている。		
6.事業の実施内容	【平成24年度から30年度】 ☐平成24年度採用（2名） ☐平成25年度採用（3名） ☐平成26年度採用（3名） ☐平成27年度採用（8名） ☐平成28年度採用（10名） ☐平成29年度採用（9名） ☐平成30年度採用（5名） 【令和元年度】 ☐採用人数（7名） 最終的に14名の方から応募があり、新しい取り組みである『山間地における高収益作物の振興』を含め、7名の隊員を採用した。 【令和2年度の採用募集に向けた取り組み】 町ホームページや県外説明会等の実施により12名の隊員募集を行い、最終的に13名の方から応募があった。その後、一次選考・二次選考を経て、10名の隊員の採用を決定した。 窪川地域 野地・家地川地区の地域づくり 窪川地域 商店街を中心とした市街地の活性化に向けた仕組みづくり 窪川地域 四万十町の特産品開発 窪川地域 四万十川の川遊びインストラクターと観光振興 大正地域 奥四万十地域を主体とした地域振興 大正地域 大正商店街のにぎわいづくり 十和地域 四万十の風土を活かした農業の展開（2名） 十和地域 商業の振興とベーカリーショップの開業 十和地域 アクティビティ観光の発展支援		
7.事業の成果	令和元年度までの8年間で47名を採用した。これまでに32名が卒業し、19名が定着。隊員の家族も含めて56名の人口の増加に繋がっている。 隊員個人としては、それぞれが地域内で必要な人材として育ちつつあり、目的としている若い世代の移住による地域の活性化につながっている。 今後も、移住施策の一環として、制度の積極的な活用を進めていく。		

1. 主管課（所）	にぎわい創出課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	2 新たな地域ブランドで活力あるまち
	施策目標	(3) 多様な産業の展開
3. 事業名	ふるさと支援推進事業	
4. 決算額	958,408,755円（寄付金受入額） 499,937,897円（事業費） 823,000,000円（基金充当額 過去の寄附金が原資）	
5. 事業の目的及び概要	応援したい地方自治体への寄附を通じて地方創生に参加できる制度という趣旨を踏まえ、四万十町ふるさと支援寄附条例（平成28年3月18日施行）及び同施行規則（平成28年3月31日施行）に基づき、事業を実施している。 令和元年度はより多くの寄附者に支援されることを目標とし、また、特産品である地場産品のPRと地場産品を返礼品に用いることによる町内生産者の売上向上も目標として、生産者のスキルアップや四万十町のファンを増やす取組等に対して積極的に研修等を行った。	
6. 事業の実施内容	令和元年度は、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、特設サイト、さとふる、ふるまるといった主力なポータルサイトを運用し、より多くの寄附を募れる体制を整備した。 また、寄附者（額）を増やすための取組としてWEBサイトの運営、分析、広告と、サイト内のページ制作手法を習得するための研修を行うとともに、リピーターを増やすことを目的とした取り組みとして、同梱物の作成、メルマガ配信及びインスタグラムの運用等を行った。 【具体的な取組】 ① 寄附者等へのお礼状の送付、同梱チラシによる町の情報発信 ② 代表者会の開催（年6回開催） 全体の方向性を協議 ③ 推進企画業務（町からの委託事業） ・WEB ページ研修 ・魅力の伝わるページ制作研修 ④ リスティング広告の実施 年末及び年始にリスティング広告（検索エンジン（yahoo 等）でユーザーがキーワード検索した時に、その結果に連動して広告が表示されること）を掲示し、ふるさと納税を希望する方へ四万十町を強くアピールした。 ⑤ メルマガによる定期的な情報発信の実施 3回/月を基本の配信スケジュールとして寄附金の活用実績などを定期的に配信した。 ⑥ 町内及び町出身者へのふるさと納税のお知らせ お盆休みで帰省する町出身の県外在住者を対象に、四万十町へ納税をしてもらうことを目的とした文書を全戸配布し、ふるさと納税のカタログを回覧した。	
7. 事業の成果	令和元年度寄附金総額：958,408,755円（平成30年度：1,153,867,552円） 令和元年度寄附件数：71,765件（平成30年度：80,596件） 令和元年度寄附金活用額：823,000,000円（平成30年度：1,078,500,000円） [寄附金活用事業] 四万十町ふるさと支援寄附条例の第2条第1項の各号に該当する事業について、寄附金（基金）を財源の一部として実施している。	

1. 主管課（所）	にぎわい創出課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3 本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	(6) 交流の促進
3. 事業名	移住定住促進事業	
4. 決算額	111,073,016円	
5. 事業の目的及び概要	人口減少社会が到来し、本町においても年間約 300 名の人口が減少していることから、移住定住施策の推進を図ることにより、人口減少を抑制し、地域や集落の維持、活性化を目指す。	
6. 事業の実施内容	【にぎわい創出課】 ☐ 中間管理住宅整備事業（54,929,880 円） 平成 30 年度末までに 19 件の整備を行い、令和元年度は繰越 3 件を含む 6 件（奈路・南川口・昭和・見付・北琴平・十和川口）の中間管理住宅を整備した。 ☐ 移住定住促進プロモーション事業（6,124,800 円） 平成 30 年 6 月 1 日に開設した四万十町東京オフィスを活用し、四万十町の PR 及び移住者の増加に取り組んだ。 ☐ その他（8,922,336 円） ・移住促進家賃支援事業補助金（11 件） ・四万十町移住体験ツアー助成金（11 件） ・移住相談窓口の運営、相談対応（相談件数：200 件） ・空き家調査の実施 ・移住希望者への情報発信（町HP等） 等 【建設課】 ☐ 若者定住促進支援事業補助金（23,800,000 円） 新たに住宅を取得または新築する 40 歳以下の者（24 件）に補助金を交付した。 ☐ 家族支え合い居住支援事業補助金（10,000,000 円） 2 世帯以上で居住するために住居の改修を行った者（10 件）に補助金を交付した。 ☐ 空き家活用事業費補助金（7,296,000 円） 住宅確保を図るため所有者が実施する空き家の改修に要する費用（4 件）の一部を補助した。	
7. 事業の成果	移住希望者にとって、四万十町が移住の候補地となるための PR を積極的に行うとともに、移住者を受け入れるうえで必要な住宅を一定確保できたことから、令和元年度の移住者数は、116 組 140 人となっており、総合戦略で掲げる目標数値（20 組 40 人）を上回る成果となった。	

1. 主管課（所）	にぎわい創出課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	2 新たな地域ブランドで活力あるまち
	施策目標	(3) 多様な産業の展開 (4) 雇用の促進
3. 事業名	四万十町企業立地促進事業（コールセンター等立地促進事業を含む）	
4. 決算額	35,664,869円	
5. 事業の目的及び概要	○四万十町企業立地促進事業費補助金（29,509,869円） 本町における企業立地を促進するため、固定資産税相当額を補助する。 ① 減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超え、かつ、4人以上の従業員の雇用を伴う新設 ② 減価償却資産の取得価格の合計額が1,000万円を超え、かつ、2人以上の新たな従業員の雇用を伴う増設 【R元年度助成対象企業】 四万十とまと(株)、(株)四万十みはら菜園、(株)ベストグロ、 四万十あおぞらファーム(株)、(株)南国製菓 ○コールセンター等立地促進事業費補助金（6,155,000円） 将来的に成長が期待できる新分野であるコールセンターに対し、新たな受注獲得に向けた社員の能力向上、設備設置等に係る費用を支援。 事業主体：(株)NIC四万十コンタクトセンター 補助金額（補助率）：6,155,000円（1／2以内） 補助対象経費：家賃、通信機材リース、講師料等	
6. 事業の実施内容	○四万十町企業立地促進事業費補助金 ・四万十とまと(株) 5,445,700円（雇用増加26名） ・(株)ベストグロ 5,068,020円（雇用増加21名） ・(株)四万十みはら菜園 5,655,380円（雇用増加19名） ・四万十あおぞらファーム(株) 2,292,600円（雇用増加5名） ・(株)南国製菓 11,048,169円（雇用増加21名） ○コールセンター等立地促進事業費補助金 事業実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日 補助対象経費：12,311,600円 （内訳） 家賃：828,000円 通信機材リース：2,313,600円 （サーバ、ルータ、電話機、ヘッドセット等） 人材育成経費：9,170,000円 （OJTにかかる東京からの講師派遣経費）	
7. 事業の成果	○四万十町企業立地促進事業費補助金 企業立地による92名の雇用増加につながっている。 ○コールセンター等立地促進事業費補助金 令和2年3月31日現在の雇用者数：37名 稼働から4年が経過し、コールセンターの総売上高（受注額）は、ほぼ計画通りに伸びている。講師の派遣により人材育成を継続的に実施している成果から、クライアントからの高い評価を継続しており、安定した事業運営につながっている。 また、雇用者数に関しては、人手不足の状態が続いているが、年間を通じた採用活動を継続しており、令和元年度は前年度の雇用者数（35名）よりも微増となっている。 人員が増加できれば売上及び収益の増加が図られると見込めることから、事業の目的である産業の発展及び強化並びに安定的な雇用の確保につながっている。	

1.主管課（所）	にぎわい創出課		
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1	挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	2	新たな地域ブランドで活力あるまち
		3	本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	(3)	多様な産業の展開
		(4)	雇用の促進
		(5)	商工業の振興
3.事業名	商工会育成補助金		
4.決算額	11,825,000円		
5.事業の目的及び概要	四万十町商工会が地区内小規模事業者に対して実施する経営支援事業、育成指導事業、商業振興事業、創業支援事業等に要する経費に対し支援を行い、商工業の振興を図る。		
6.事業の実施内容	総事業費	99,276,545円	
	補助金額	11,825,000円	
7.事業の成果	経営指導員等の人件費、事務費、創業支援事業等へ補助し、地域商工業活動の維持・発展と、経営改善普及活動等への支援を行った。		
	○補助金の内訳		
	経営支援事業 人件費	3,725,000円	
	指導事業費（事務費・講習会開催）	300,000円	
	商業振興費（にぎわい交流事業）	612,000円	
	青年部女性部対策費	200,000円	
	創業支援事業費	6,988,000円	
	合計	11,825,000円	
	小規模事業者に対する経営改善普及活動、青年部・女性部活動など商工会活動を支援することにより、地域経済活動の維持、商工組織の団結が図られた。		
	毎月第4土曜日に開催している「しまんとわいわい広場」に関しては、開催場所を窪川地域だけでなく、大正地域にまで広げ、それぞれ隔月で開催したことによって、両地域の中心商店街へ集客を図ることができた。		
創業支援では、国より認定を受けた「産業競争力強化法」に基づく創業支援事業について、専任職員を配置して創業者の掘り起こしと創業への個別相談等の支援を実施することにより、16件の相談と3件の起業につながった。また、チャレンジショップでは、平成30年4月から入居していたチャレンジャーが令和元年6月に町内で新規出店することができ、令和元年9月には新たなチャレンジャーが入居していることから、チャレンジャーの町内への定着、新規起業者の掘り起こしにつながっている。広報・宣伝力強化等をテーマに開催した集合研修では、全5回延べ50名が参加し、創業希望者の育成につながった。			

1.主管課（所）	にぎわい創出課																													
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1	挑戦し続ける産業づくり																											
	政策目標	2	新たな地域ブランドで活力あるまち																											
		3	本物のおもてなしがあるまち																											
		施策目標	(3)	多様な産業の展開																										
(4)	雇用の促進																													
(5)	商工業の振興																													
3.事業名	商工業振興助成金																													
4.決算額	14,180,000円																													
5.事業の目的及び概要	本町における商工業の育成、労働者の福祉向上及び雇用の安定を図るため、四万十町商工業振興条例の規定に基づく助成金により、町内商工業者の支援を行う。																													
6.事業の実施内容	<table><tr><td colspan="2">対象助成金の事業種類</td><td>交付助成金額（円）</td><td>件数</td></tr><tr><td rowspan="2">(3) 空き店舗活用事業</td><td>①空き店舗改修費</td><td>3,528,000</td><td>3</td></tr><tr><td>②地代・家賃補助</td><td>1,222,000</td><td>7</td></tr><tr><td colspan="2">(8) 宣伝・販路拡大事業</td><td>4,966,000</td><td>14</td></tr><tr><td colspan="2">(11) 起業・創業事業</td><td>2,464,000</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">(12) 重点分野拡大事業</td><td>2,000,000</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>14,180,000</td><td>31</td></tr></table>			対象助成金の事業種類		交付助成金額（円）	件数	(3) 空き店舗活用事業	①空き店舗改修費	3,528,000	3	②地代・家賃補助	1,222,000	7	(8) 宣伝・販路拡大事業		4,966,000	14	(11) 起業・創業事業		2,464,000	5	(12) 重点分野拡大事業		2,000,000	2	合 計		14,180,000	31
	対象助成金の事業種類		交付助成金額（円）	件数																										
	(3) 空き店舗活用事業	①空き店舗改修費	3,528,000	3																										
		②地代・家賃補助	1,222,000	7																										
	(8) 宣伝・販路拡大事業		4,966,000	14																										
	(11) 起業・創業事業		2,464,000	5																										
	(12) 重点分野拡大事業		2,000,000	2																										
	合 計		14,180,000	31																										
7.事業の成果	街中や駅前の商店の減少が進む中、空き店舗活用事業により飲食店、ゲストハウス等の開業支援及び多様な業種の事業所の家賃支援により、空き店舗の有効活用及び街中の賑わいの創出に寄与することができた。 宣伝・販路拡大事業及び重点分野拡大事業では、HP・チラシの作成や新たな商品・サービスを提供するための設備導入・施設改修等、起業後一定期間経過した事業所が更なる集客のために行う取組みを支援することで、事業所の成長を後押しし、継続的な経営や事業の拡大につなげている。 起業・創業事業では、起業・創業するに当たってネックとなる備品導入費等の初期投資に対して支援を行っている。加えて、起業・創業希望者が国の有利な施策を受けられるよう、創業支援計画を策定（平成28年1月13日認可、平成30年8月31日変更）し、商工会との連携による各種支援（ワンストップ相談窓口、創業スクール等）を行っている。これらによって、起業・創業のハードルを下げ、起業・創業希望者の掘り起こしや円滑な起業・創業の実現につなげている（令和元年度起業・創業件数：8件 ※本助成金の活用者のみの件数。うち事業者が既存事業とは別の業種で創業したものは2件。）																													

1.主管課（所）	にぎわい創出課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	2 新たな地域ブランドで活力あるまち
	施策目標	(3) 多様な産業の展開
3.事業名	地産外商推進事業	
4.決算額	11,639,593円	
5.事業の目的及び概要	本町の基幹産業である農林畜水産分野では、米や生姜、牛や豚、栗やシイタケ、鮎やうなぎ、ヒノキなど多くの地域資源・特産物がある。仁井田米や四万十ポークなど一定ブランド化が浸透している商品もあるが、地域資源を商品ブランドとして高付加価値化するためには、6次産業化の推進や新たな販売戦略の構築が必要である。また、様々な加工品が開発・製造されているものの、地域内消費が主体で、人口減少等による経済縮小や、外貨を稼ぐという点が困難な地域特性もあり課題は多い。しかし、近年、畜産や加工事業者の世代交代が進み、独自販売や新商品開発に意欲があり、外商に対して関心の高い事業者が育ってきた。 また、最近では、多様な消費活動もみられる傾向があり、外商の可能性は広がりを見せている。そこで、四万十町地産外商室では、地産外商推進計画に基づき、商品の磨き上げによる高品質・ニッチな展開を目指すなど他の商品との差別化を図り、加工による高付加価値化の推進、流通の改善や商談会等への参加・展示販売、販路の開拓・拡大等を目的とした総合的な支援をはじめとし、衛生管理基準の向上など、外商に係る様々な支援を行い、四万十町産品の外商推進を図る。	
6.事業の実施内容	(1) 販路の開拓・拡大等 ○展示商談会等への参加及び事業者支援 町外の展示商談会等における事業者支援（バイヤー顔つなぎ、宣伝等）を実施。 ○四万十町フェアの開催、物産販売支援 都内を中心とした小売・飲食店等での高知県フェア、四万十町フェア開催等による四万十町食材PRと物産販売支援。 阪急梅田駅構内（大阪市）、日本百貨店しょくひんかん（東京都千代田区）での四万十町産品の催事販売支援。 ○四万十町商談会、産地アテンドの実施 四万十町に経営者、バイヤー、シェフ等を招聘（県や町からの招聘）し、町内事業者を集めた商談会の開催と産地アテンドを実施。 ○れんけいこうち広域都市圏関連 れんけいこうち広域都市圏の取り組みとして、地場産品販路拡大推進事業、圏域事業者販売等支援事業などを実施。バイヤーを招聘して高知で行う商談会へは2者の参加を推薦した。また、「まるごとにつぼん（東京浅草）」におけるイベントへの参加、同施設「おすすめふるさと」や「とさのさとあぐりコレット（高知市）」の「れんけいこうちブース」における出品販売の支援、れんけいこうち広域都市圏が取り組むセミナーへの事業者参加案内、れんけいこうちを通じた商材提案などを実施した。 ○第48回ふるさとまつり 11月15日～17日の3日間、高知市鏡川河畔で開催。町内7事業者が参加。 ○バイヤーズガイドの作成 展示会や提案先訪問時に、町産食材の販路拡大に繋げるため、町産食材の魅力をより効果的に案内できるよう四万十町の主要な食材を紹介する「バイヤーズガイド（冊子）」を制作した。（1,000部） (2) 商品力向上支援 ○ブランディングアドバイス、外商力強化支援の実施 事業者の商品開発、外商に関する相談等に対し、専門家による商品のブラッシュアップとマーケティング戦略等に対する指導・助言をいただいた。 ○県、地産外商公社等主催の研修会への案内と参加 県、地産外商公社等が主催する各種セミナー、勉強会等について、事業者案内し、参加取りまとめ等を行い、当日は町も同席して研修を受けた。	

7.事業の成果	(1) 販路の開拓・拡大等 ○展示商談会等への参加及び事業者支援 町外展示商談会等への参加 12回 参加町内事業者 延べ60社程度 新規契約や取引金額の商談結果については、今回、コロナ禍の関係で現時点集計が取れていないが、実際、取引に至った話もあり販路拡大につながっている。また、この場での接点がフランス大使館のパリ祭参加に繋がったケースもあった。 (参考) 平成30年度11社分 新規契約109件、取引金額28,383千円 ○四万十町フェアの開催、物産販売支援 ワタミグループ居酒屋2店舗(東京都)による「四万十町フェア(10月1日～31日)」では、約10品がメニュー化され、四万十町食材知名度の向上に繋がった。(高知新聞記事に掲載) 阪急梅田駅構内での「高知四万十物産展(9月5日～9月17日)」における13日間の売り上げは13,983,435円に上った。また、「日本百貨店しょくひんかん」では8月から四万十町産品のコーナーを設けた催事販売を行い、年間売上額は1,596,351円。 これらの取り組みや、その他四万十町食材PRは、都市圏における四万十町食材・産品の認知向上と購入機会の提供が図られ、継続的な外商の推進となった。 ○四万十町商談会、産地アテンドの実施 産地アテンド9回、町内でのミニ商談会を数回開催。取引先の開拓、四万十町フェアの開催等につながっている。 ○れんけいこうち広域都市圏関係 「まるごとにつぼん「おすすめふるさと」」における展示販売(れんけいこうちブース)では、全国20自治体のPRスペースの中で、高知県で2ブースを使用して出展されており、年間200万人以上が来館する施設でPR効果も狙いながら東京で年間の常設展示販売ができるという、れんけいこうちならではのスケールメリットがあった。そして、月別の売り上げ実績や自治体別のフィードバックを受けられるため、ニーズの分析が可能であり商品の改善等に繋がっている。 また、まるごとにつぼん合同イベント「おすすめふるさと博覧会2019(7/13～15東京浅草にて開催、ふるさと食堂は～7/21まで)」では、町産品から試食3品、ふるさと食堂コラボメニュー食材2品、物産販売1品が採用され、普段のブース販売とは違った角度からの魅力発信・PRができ四万十町産品の認知向上が図られた。 商談会から取引に繋がった事業者もあった。 ○ふるさとまつり 来場者は多くの産品を買い求める傾向があり、町内参加事業者(7社)の売れ行きは好調であった。 (2) 商品力向上支援 ○ブランディングアドバイス、外商力強化支援の実施 四万十町食材及び加工食品の外商力強化支援委託業務として「四万十町外商力向上セミナー」を全2回開催。6事業者が参加。四万十町ブランドのPRと商品の販路開拓・拡大を目指し、都市部の市場ニーズに合致した商品づくりを支援した。(R2年度に第3回、第4回を開催予定)事業者のレベルアップが図られた。 四万十町ブランディングアドバイス業務では、5事業者を訪問し、ブランディングアドバイスを全2回実施。ブランディング手法に対する助言、市場のニーズなどについて専門的な助言、商品の課題把握と改善策の助言をいただき、商品力の向上と地産外商への取組促進が図られた。 ○県、地産外商公社等主催の研修会への案内と参加 参加事業者のレベルアップにつながっており、町職員の知識向上も図られた。 ○町内事業者への効果等 令和元年度の外商成果について調査(アンケート)を実施した。
---------	--

1. 主管課（所）	にぎわい創出課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	
	政策目標	
	施策目標	
3. 事業名	四万十町プレミアム付商品券事業	
4. 決算額	39,898,719円 (うち前年繰り越し分 2,301,000円)	
5. 事業の目的及び概要	令和元年10月1日からの消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等を行う。 商品券のプレミアム率は5千円であり、割引率は20%。 【四万十町における対象者数】 非課税世帯対象者：5,159名…申請手続きが必要 子育て世帯対象者：311名…申請は不要	
6. 事業の実施内容	対象者は①および② ①2019年度住民税非課税者（要申請） ※ただし、以下の該当者は除く ・住民税が課税者の扶養者（生計を一にする配偶者、扶養親族等） ・生活保護の受給者等 ②学齢3歳未満の乳幼児のいる子育て世帯（申請不要） ※2016年4月2日～2019年9月30日までの間に出生の子がいる世帯 交付申請期間：令和元年8月1日から令和2年1月31日 販売期間：令和元年10月1日から令和2年2月28日（町内各郵便局で販売） 商品券使用期間：令和元年10月1日から令和2年2月29日 商品券の内容：1冊につき1枚500円×10枚綴りを4,000円で販売。 商品券の購入可能冊数：1人最大5冊 加入店舗数：205店舗	
7. 事業の成果	申請数：1,366件 （うち11件は生活保護者・死亡・所得変更による非該当等） 申請率：26%（非課税世帯分：申請者÷対象者） 非課税世帯対象者…1,355名 町外からの転入対象者…5名 子育て世帯対象者…311名 上記合計1,671名に対し購入引換券（町内各郵便局に販売を委託）を発行。 販売実績 25,536,000円 使用実績 31,744,000円 全国的に低調に終わったが、これは申請書の提出、購入引換券など購入者にとって煩雑な手続きがあること、低所得者対策であるが購入する原資が必要であること、ほぼ低所得者に限っているため使用するとなれば店側に分かることに起因すると思われる。	

1.主管課（所）	にぎわい創出課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3 本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	(6) 交流の促進
3.事業名	観光拠点施設整備事業	
4.決算額	21,355,448円	
5.事業の目的及び概要	県下で開催される観光キャンペーン「リョーマの休日自然&体験キャンペーン」にあわせ、町内の観光資源の磨き上げと受け入れ体制の拡充を行った。 また、施設の老朽化や管理者の高齢化はじめ今後の運営の見直しが求められる町内のキャンプ場については基本構想・基本計画を策定し、今後の改修に向けた方向性を検討する。	
6.事業の実施内容	窪川地区自然体験型観光推進事業 (1) 松葉川林間キャンプ場基本構想策定 1,000,000円 (2) 松葉川林間キャンプ場基本計画等策定 3,300,000円 大正地区自然体験型観光推進事業 (1) オートキャンプ場ウェル花夢基本計画等策定 3,000,000円 (2) ホビー館改修基本設計 495,000円 (3) 川遊び体験備品整備 948,128円 (うち県・町 709,000円) (4) ヤイロチョウの森整備 6,029,400円 (うち県・町 4,521,000円) 十和地区自然体験型観光推進事業 (1) 三島キャンプ場リニューアル基本計画等策定 2,851,882円 (2) あめご養殖場体験施設整備 385,117円 (うち県・町 270,000円) (3) ブルーベリー農園拡充及びジャム加工施設整備 3,345,921円 (うち県・町 2,416,000円)	
7.事業の成果	キャンプ場をはじめとする観光施設について方向性を見つけ、今後の整備の方向性を定めることができた。 体験型観光を進めるうえで必要な備品が整備され、魅力ある観光商品を作れる体制が整備された。 新たな観光施設を整備したことで、観光消費の向上が狙えるようになった。	

1.主管課（所）	にぎわい創出課		
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1	挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3	本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	（6）	交流の促進
3.事業名	各種イベント助成事業		
4.決算額	15,821,649円		
5.事業の目的及び概要	窪川・大正・十和地区の個性豊かなふるさと資源や文化等の財産を最大限に活かしたイベント等に対し、補助金を交付し、地域イメージの向上、地場産業や文化の振興、町民相互の親睦や広域間交流等、魅力ある地域づくりを促進する。		
6.事業の実施内容	各地区で開催されたイベント等に補助金を交付した。		
	よってこい四万十実行委員会補助金	1,250,000円	
	こいのぼりの川渡し	880,000円	
	金太郎夜市補助金	650,000円	
	窪川まつり補助金	754,000円	
	四万十川まつり補助金	800,000円	
	四万十大正あゆまつり実行委員会補助金	2,379,000円	
	米こめフェスタ補助金	7,376,000円	
	台地まつり補助金	1,200,000円	
	谷干城ミュージカル	532,649円	
	合 計	15,821,649円	
7.事業の成果	四万十町内の豊かな地域資源や文化等の財産を最大限に活かしたイベントを開催することで、地域イメージの向上を図り、町民相互の親睦や広域間交流につとめることができた。		
	主要なイベント入場者数	令和元年度	（H30年度）
	・ よってこい四万十	: 約 5,000人	（約 4,000人）
	・ 窪川まつり	: 約 2,200人	（約 5,000人）
	・ 四万十大正あゆまつり	: 約 1,000人	（約 2,500人）
	・ 米こめフェスタ	: 約 18,000人	（約 18,000人）
	・ 台地まつり	: 約 3,000人	（約 3,000人）
	合 計	: 約 29,200人	（約 32,500人）

1. 主管課（所）	にぎわい創出課																			
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり																		
	政策目標	3 本物のおもてなしがあるまち																		
	施策目標	(6) 交流の促進																		
3. 事業名	観光協会育成補助金																			
4. 決算額	14,468,000円																			
5. 事業の目的及び概要	1. 事業の目的 町内の観光資源を生かし来訪者の町内滞在・滞留を図り、来訪者による消費拡大の経済効果を高めるとともに、観光振興の核組織として育成するため補助金を交付し活動支援を行った。 2. 事業の概要 観光協会の活動に必要な人件費相当、事業費、運営支援他に係る経費に対して補助を行った。																			
6. 事業の実施内容	実績額 14,468,000円 (1) 人件費 9,942,000円 スタッフ3名、事務局長1名分 (2) 事業費 3,696,000円 観光PR、旅行商談会、民泊推進、イベント事業、食PR 他 (3) 運営支援他 830,000円 事務所家賃支援、法人会計等指導費、他																			
7. 事業の成果	指定管理施設である興津青少年旅行村、ふるさと交流センターの来客者数は、シーズン中の天候に大きく影響されるが、昨年度よりも利用者数は増加となった。観光協会が事務局となる各イベントについても、前年度よりも集客ができたため増加傾向となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和元年度</th><th>平成30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興津青少年旅行村（宿泊客）</td><td>2,626人</td><td>1,993人</td></tr> <tr> <td>ふるさと交流センター（利用者）</td><td>2,976人</td><td>2,577人</td></tr> <tr> <td>リバーフェスタ</td><td>600人</td><td>400人</td></tr> <tr> <td>マリンフェスタ興津</td><td>中止</td><td>250人</td></tr> <tr> <td>台地まつり</td><td>3,000人</td><td>3,000人</td></tr> </tbody> </table> (奥四万十観光協議会 報告値)			令和元年度	平成30年度	興津青少年旅行村（宿泊客）	2,626人	1,993人	ふるさと交流センター（利用者）	2,976人	2,577人	リバーフェスタ	600人	400人	マリンフェスタ興津	中止	250人	台地まつり	3,000人	3,000人
	令和元年度	平成30年度																		
興津青少年旅行村（宿泊客）	2,626人	1,993人																		
ふるさと交流センター（利用者）	2,976人	2,577人																		
リバーフェスタ	600人	400人																		
マリンフェスタ興津	中止	250人																		
台地まつり	3,000人	3,000人																		

1. 主管課（所）	にぎわい創出課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3 本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	(6) 交流の促進
3. 事業名	観光周遊促進事業	
4. 決算額	7, 4 5 2, 5 5 0 円	
5. 事業の目的及び概要	町内の観光施設と飲食・宿泊施設が連携することで周遊を促進し、観光消費と滞在増を目指す。 具体的には 1. 海洋堂ホビー館で開催する企画展「北斗の拳フィギュア列伝」にあわせ、町内を周遊する連動企画「春の四万十周遊百裂拳」を開催しシールラリーを実施した。 2. 海洋堂ホビー館で開催する企画展「シン・海洋堂エヴァンゲリオンフィギュア展」にあわせ、町内を周遊する連動企画「シマント補完計画」を開催しシールラリー・AR スタンプラリー等を実施した。 3. 観光列車「志国土佐時代の夜明けのものがたり」運行開始に向けて町内周遊ガイドブックを制作した。	
6. 事業の実施内容	■ 春の四万十周遊百裂拳 周遊企画広報業務委託料 869, 600 円 ・ガイドブック制作、TVCM、SNS 広告配信等 ■ シマント補完計画 周遊企画広報業務委託料 3, 284, 050 円 ・ガイドブック・のぼり旗・シール・ポスター・HP 等制作、SNS 広告配信、 庁舎ふれあいホールフィギュア設置・管理 330, 000 円 オリジナルアイテム制作、AR スタンプラリー運用等 1, 221, 000 円 SNS オリジナル景品制作等 484, 000 円 ■ 観光列車ガイドブック制作 1, 263, 900 円	
7. 事業の成果	海洋堂の持つネットワークを生かして、アニメキャラクターのコンテンツとのつながりにより四万十町の発信が強くなった。 航空会社の航空券とホビー館チケットとのセット販売、高知市の宿泊施設とホビー館チケットのセット販売など、販路のネットワークが拡大した。 周遊企画とすることで、ホビー館単体での入込数増に加え、飲食店や宿泊施設への波及効果があった。	

1.主管課（所）	建設課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3.事業名	吉見川浸水対策事業	
4.決算額	461,386,208円	
5.事業の目的及び概要	平成26年8月に発生した台風11号の降雨により吉見川流域の水位が上昇し、内水排除が困難となったことで甚大な被害を受けた。 これを受けて、国土交通省、高知県、四万十町が連携して「吉見川浸水対策調整会議」を立ち上げ、吉見川の浸水被害の防止・軽減を図るために必要な対策を検討してきた。 「吉見川浸水対策調整会議」により、四万十町では内水対策メニューとしてポンプ場の建設が効果的という結論を得た。 これにより、日本下水道事業団とポンプ場の建設工事の協定を締結し早期完成を目指す。	
6.事業の実施内容	現年 茂串雨水ポンプ場の建設工事委託 230,300,000円 土地借上料 1,086,208円 繰越 茂串雨水ポンプ場の建設工事委託 230,000,000円 今後の実施内容 土木工事 流入渠施設、遊水池施設、放流渠施設、吐口施設、場内整備 建築工事 雨水ポンプ施設 機械設備工事 流入渠施設、沈砂池施設、雨水ポンプ施設 電気設備工事 自家発電施設、監視制御施設、受変電施設、運転操作施設、計装施設	
7.事業の成果	日本下水道事業団と協定を締結し、令和3年3月の竣工を目指し施工中である。 土木工事では遊水地の半分が完成し、放流渠施設、吐口施設は完成している。 建築工事は、建屋を建築中である。 機械設備や電気設備は機器の購入を行った。	

1.主管課（所）	建設課																																														
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3	日本が誇る四万十川流域の環境づくり																																												
	政策目標	8	安全で快適な暮らしができるまち																																												
	施策目標	(18)	まち・くらしの基盤整備の推進																																												
3.事業名	社会資本整備交付金事業																																														
4.決算額	523,593,089円																																														
5.事業の目的及び概要	幅員が狭く一般車両の行き違いに支障をきたしている路線を計画的に改良し、老朽化した舗装の改修等を行い、安全で安心な道路環境を目指す。 道路法の改正に伴い近接目視点検が義務付けられたことにより、橋梁及びトンネルの定期点検を行う。 また橋梁点検により、早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）及び緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）と診断された橋梁の修繕設計及び修繕工事を行う。 大規模地震の発生による落橋や倒壊の防止を図るため、重要施設へ通ずる若井大橋の耐震補強工事を実施する。																																														
6.事業の実施内容	<table><tr><td colspan="4">現年</td></tr><tr><td>窪川</td><td>75,053,600円</td><td>6地区</td><td></td></tr><tr><td>大正</td><td>65,314,457円</td><td>5地区</td><td></td></tr><tr><td>十和</td><td>137,712,942円</td><td>5地区</td><td></td></tr><tr><td>橋梁修繕</td><td>54,834,000円</td><td>10橋</td><td></td></tr><tr><td>耐震補強</td><td>17,500,000円</td><td>若井大橋</td><td></td></tr><tr><td>橋梁点検</td><td>43,890,000円</td><td>51橋</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">繰越</td></tr><tr><td>窪川</td><td>10,017,311円</td><td>2地区</td><td></td></tr><tr><td>大正</td><td>62,367,579円</td><td>5地区</td><td></td></tr><tr><td>橋梁修繕</td><td>56,903,200円</td><td>9橋</td><td></td></tr></table>			現年				窪川	75,053,600円	6地区		大正	65,314,457円	5地区		十和	137,712,942円	5地区		橋梁修繕	54,834,000円	10橋		耐震補強	17,500,000円	若井大橋		橋梁点検	43,890,000円	51橋		繰越				窪川	10,017,311円	2地区		大正	62,367,579円	5地区		橋梁修繕	56,903,200円	9橋	
現年																																															
窪川	75,053,600円	6地区																																													
大正	65,314,457円	5地区																																													
十和	137,712,942円	5地区																																													
橋梁修繕	54,834,000円	10橋																																													
耐震補強	17,500,000円	若井大橋																																													
橋梁点検	43,890,000円	51橋																																													
繰越																																															
窪川	10,017,311円	2地区																																													
大正	62,367,579円	5地区																																													
橋梁修繕	56,903,200円	9橋																																													
7.事業の成果	地域の生活道として重要な町道について、計画的に改良工事を行い地域住民の日常交通の安全及び利便性の向上が図られた。 橋梁及びトンネル点検については、近接目視点検を行い必要な情報の把握ができた。 橋梁修繕については、4橋の修繕工事、15橋の修繕設計を行い、安全で円滑な交通の確保が図られた。 耐震補強工事では、重要施設への進入路となる若井大橋の橋脚1基の耐震化が図られた。																																														

1.主管課（所）	建設課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3.事業名	地域ため池総合整備事業（負担金）	
4.決算額	13,520,712円	
5.事業の目的及び概要	辻ノ川地区・天ノ川地区・奈路地区にあるため池は、老朽化が著しく堤体底部周辺からの漏水が激しいうえ、堤体の断面も不足しており、地震や台風等の出水時には、大変危険な状況となっている。 ため池の堤体を改修することにより、豪雨出水時や地震による堤体の決壊を防ぎ、下流域の災害を防止するとともに安定したかんがい用水の確保を図り、農業経営の安定に努める。	
6.事業の実施内容	県営事業によるため池改修工事 上谷池：堤体工・取水設備 1式 松角池：附帯工 1式 小屋ヶ谷池：堤体設計 1式 下谷池：堤体設計 1式 真弓ノ川池：堤体設計 1式 奈路池：調査業務・用地補償 1式	
7.事業の成果	地震や豪雨出水によるため池の決壊を防ぎ、下流域の人家や農地の被害を防止するとともに安定したかんがい用水の確保により農業経営の安定が図られる。	

1.主管課（所）	建設課																														
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	1	挑戦し続ける産業づくり																												
	政策目標	1	特色ある農林水産業を生かすまち																												
	施策目標	（1）	農畜産業の振興																												
3.事業名	農地耕作条件改善事業																														
4.決算額	83,860,000円																														
5.事業の目的及び概要	本町の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。 このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要である。 このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行い、もって農業競争力の強化を図る。																														
6.事業の実施内容	H30繰越 <table><tr><td>根元原地区①②</td><td>用水路工事</td><td>L=557.4m、</td><td>31,832,800円</td></tr><tr><td>八千数地区①②</td><td>用水路工事</td><td>L=1,022.9m、</td><td>16,293,400円</td></tr><tr><td>影野地区</td><td>区画整理</td><td>A=6,633.3㎡、</td><td>10,335,600円</td></tr><tr><td>影野地区①②</td><td>暗渠排水</td><td>L=1,737.6m、</td><td>9,655,200円</td></tr><tr><td>影野地区</td><td>附帯工事</td><td>一式、</td><td>1,408,000円</td></tr></table> R1 <table><tr><td>親ヶ内地区</td><td>用水路工事</td><td>L=539m、</td><td>10,010,000円</td></tr><tr><td>影野地区</td><td>区画整理</td><td>A=2,200㎡、</td><td>4,325,000円</td></tr></table>			根元原地区①②	用水路工事	L=557.4m、	31,832,800円	八千数地区①②	用水路工事	L=1,022.9m、	16,293,400円	影野地区	区画整理	A=6,633.3㎡、	10,335,600円	影野地区①②	暗渠排水	L=1,737.6m、	9,655,200円	影野地区	附帯工事	一式、	1,408,000円	親ヶ内地区	用水路工事	L=539m、	10,010,000円	影野地区	区画整理	A=2,200㎡、	4,325,000円
根元原地区①②	用水路工事	L=557.4m、	31,832,800円																												
八千数地区①②	用水路工事	L=1,022.9m、	16,293,400円																												
影野地区	区画整理	A=6,633.3㎡、	10,335,600円																												
影野地区①②	暗渠排水	L=1,737.6m、	9,655,200円																												
影野地区	附帯工事	一式、	1,408,000円																												
親ヶ内地区	用水路工事	L=539m、	10,010,000円																												
影野地区	区画整理	A=2,200㎡、	4,325,000円																												
7.事業の成果	水捌けの悪い水田に暗渠排水を設置することで、畑作化による高収益作物への転換が可能となった。また、用水路の整備により、水不足の解消や維持管理労力の軽減が図られる。 農業従事者の高齢化等により苦勞していた農業用施設の維持管理について、労務の削減につながり、農業の有する多目的機能が将来にわたって発揮される。																														

1.主管課（所）	建設課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(18) まち・くらしの基盤整備の推進
3.事業名	住宅整備事業（奥内第1団地）	
4.決算額	74,251,084円	
5.事業の目的及び概要	近年、大規模地震発生の切迫性が指摘されていることや良好な住環境への整備の必要性から順次、老朽化が進んでいる町営住宅の建替えを行っている。 町営住宅奥内第1団地は昭和47年度に建築され46年が経過。耐用年限（準耐火構造の住宅は45年）が経過し老朽化も著しいことから解体撤去を行い、木造平屋建て、2棟3戸とする町営住宅奥内第1団地の建替えを行った。 工事概要 1. 工事場所：四万十町 2. 敷地面積：1,280 m² 3. 延床面積：208.65 m²/3戸（69.55 m²/戸当り）	
6.事業の実施内容	既存の準耐火建築物2棟4戸、延床面積257.84 m²を解体撤去し、木造平屋建、2棟3戸の現地建替えを行った。 住戸形式及び戸数 3LDK 3戸	
7.事業の成果	今回新築した住宅は、「耐震性能」、「劣化軽減」、「維持管理」、「温熱環境」、「空気環境」、「透過損失」、「高齢者等への配慮」について住宅性能評価を受けその性能を明確にし、生活環境の改善が図られている。 また、建築した住宅は全ての木材において町産材を使用し、内装材についても木材を積極的に採用しており四万十町独自の町営住宅が完成した。	

1.主管課（所）	建設課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(19) 安全・安心の確保
3.事業名	住宅耐震化促進事業	
4.決算額	116,409,836円	
5.事業の目的及び概要	■ 次期南海トラフ地震に備え、町民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅の耐震設計及び耐震改修並びに緊急輸送道路沿道建築物や危険ブロック塀の耐震化等を行うことで、安全な住宅を確保でき町民一人一人の命を確保する。	
6.事業の実施内容	※決算科目〔款-項-目-(節)〕 ● 決算の主な内容〔9-1-5-(13)(15)(19)〕 ・ 木造住宅耐震診断委託 事業費 (30 繰) 1,221,948 円/36 件 (R1 現) 1,106,304 円/32 件 ・ 住宅耐震改修設計費補助金 事業費 (R1 現) 11,035,000 円/54 件 ・ 住宅耐震改修工事費補助金 事業費 (30 繰) 51,828,000 円/42 件 (R1 現) 14,421,000 円/13 件 ・ ブロック塀等対策推進費補助金 事業費 (R1 現) 1,543,000 円/8 件 ・ 老朽住宅除却事業費補助金 事業費 (30 繰) 7,684,000 円/8 件 (R1 現) 16,901,000 円/18 件 ・ 沿道建築物耐震化促進事業費補助金 事業費 (30 繰) 9,367,000 円/3 件 (内訳：耐震診断 1 件 解体工事 1 件 工事監理 1 件) ・ ビジネスホテル幸工事損失補償 事業費 (R1 現) 1,302,584 円/3 件	
7.事業の成果	■ 国交付金事業を活用し、個人住宅の耐震化、ブロック塀等の安全対策、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び避難路等に影響がある老朽住宅除却の補助支援を行い、地域防災力の向上が図られた。 近年、日本に地震が頻発していることから、今後も住民の要望等も踏まえ、優先順位及び緊急性を考慮しつつ補助支援をしていき、耐震化率の向上を図る。	

1. 主管課（所）	建設課（国土調査推進室）																						
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり																					
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち																					
	施策目標	(18) まち・くらしの基盤整備の推進																					
3. 事業名	国土調査事業																						
4. 決算額	120,218,535円																						
5. 事業の目的及び概要	国土調査（地籍調査）は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）等に基づき、町土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、地籍の明確化を図るとともに、併せて土地の開発及び保全並びにその利用の高度化に資することを目的として実施している。 地籍調査は、一筆毎の土地について、土地登記簿及び公図に基づき、土地所有者等の立会を得て、土地所有者、地番、地目、筆界を調査するとともに、地籍測量を行い、その結果を調査成果である「地籍簿」及び「地籍図」に取りまとめ、国の認証を受けている。 国の認証後、調査成果は、管轄法務局に送付され、土地登記簿の記載事項が書き改められるとともに、今までの公図に代わり、不動産登記法第14条地図として法務局に備え付けられることとなる。																						
6. 事業の実施内容	本町の地籍調査は、合併前の旧大正町（昭和63年完了）、旧十和村（平成7年完了）で既に事業が完了している為、残る旧窪川町地域において、早期の全域完了を果たすことが事業課題となっている。 このため、平成22年度からは、これまで町直営により実施してきた地籍調査の事業体制・調査手法を見直し、「外注型」の地籍調査事業に取り組んでいる。 令和元年度は、「大字折合の一部（4.89k㎡）※予想面積」の一筆地調査及び地籍測量を行うとともに、南海トラフ対策として沿岸部も平坦部のみであるが、「大字志和の一部（0.26k㎡※予想面積）」の調査を行った。また、平成30年度「大字寺野・檜生原の各一部（5.96k㎡）※実績測定値」の原図作成、面積測定及び閲覧を実施した。令和2年度調査予定である「大字奥神ノ川の一部（4.51k㎡）※予想面積」の一筆地調査の準備である調査素図作成を行い次年度の調査がより効率的に進められるようにした。 今後は、地権者の高齢化や不在地主の増加が一層進むことが予測されることから、一筆地調査の円滑な実施に留意しながら、進捗率の向上に努める計画である。																						
7. 事業の成果	委託先である実行機関において、年々、一筆地調査に関する技術情報が蓄積され、個々の事例に応じた対応が可能となっている。 同時に、調査面積の拡大に伴い、複数の調査班を編成する必要があることから、一定期間内ではあるものの「雇用の創出」にも繋がっている。 なお、令和元年度末現在の調査概要及び進捗率は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>四万十町</th><th>旧窪川町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>642.28k㎡</td><td>278.30k㎡</td></tr> <tr> <td>除外面積</td><td>167.18k㎡</td><td>71.28k㎡</td></tr> <tr> <td>要調査面積</td><td>475.10k㎡</td><td>207.02k㎡</td></tr> <tr> <td>調査済面積</td><td>394.94k㎡</td><td>126.86k㎡</td></tr> <tr> <td>残面積</td><td>80.16k㎡</td><td>80.16k㎡</td></tr> <tr> <td>進捗率</td><td>83.13%</td><td>61.28%</td></tr> </tbody> </table>		区分	四万十町	旧窪川町	面積	642.28k㎡	278.30k㎡	除外面積	167.18k㎡	71.28k㎡	要調査面積	475.10k㎡	207.02k㎡	調査済面積	394.94k㎡	126.86k㎡	残面積	80.16k㎡	80.16k㎡	進捗率	83.13%	61.28%
区分	四万十町	旧窪川町																					
面積	642.28k㎡	278.30k㎡																					
除外面積	167.18k㎡	71.28k㎡																					
要調査面積	475.10k㎡	207.02k㎡																					
調査済面積	394.94k㎡	126.86k㎡																					
残面積	80.16k㎡	80.16k㎡																					
進捗率	83.13%	61.28%																					

1. 主管課（所）	環境水道課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	8 安全で快適な暮らしができるまち
	施策目標	(18) まち・くらしの基盤整備の推進
3. 事業名	十川簡易水道統合・区域拡張事業	
4. 決算額	51,365,591 円	
5. 事業の目的及び概要	十川簡易水道は給水開始から 40 年以上を経過しており、今成簡易水道、小野簡易水道はそれぞれ 30 年以上を経過するなど、老朽化が進み不明漏水の増加や耐震性に不安があるうえ、渇水期の取水量不足により安定した水道水の供給に困難をきたしている。また、取水構造の不備及び老朽化による濁水や土砂の流入、渇水期の水量不足等、維持管理に苦慮している。さらに、給水区域周辺には、水圧不足地域や水道未普及地域等が存在しているため水道の普及更新が要望されている。 以上のような問題を抱える中で、これらの水道事業を統合して、各施設を更新集約化することによって水源の安定性の確保と水質の安全性が向上する。また、維持管理性の向上と耐震性向上に加えて給水区域を拡張し水道未普及地域が大幅に解消される。	
6. 事業の実施内容	事業費 51,365,591 円 内訳 事務費 8,591 円 工事請負費 51,357,000 円 事業概要 配水管布設計 L=990.4m φ100（DCIP-GXダクタイル鋳鉄管） L=323.0m φ50（HIVP塩ビ管） L= 23.0m φ40（HIVP塩ビ管） L= 5.0m φ40（HIVP-RR塩ビ管） L= 13.0m φ30～φ20（HIVP塩ビ管） L=626.4m	
7. 事業の成果	○本年度の整備内容は、十川地区の配水管の布設を行った。 ○本年度の配水管布設工事によって十和地域振興局まで耐震管で接続でき、安全で安定した飲料水を供給できることとなった。 ○本年度の整備により十川簡易水道統合事業は完了となった。	

1.主管課（所）	環境水道課				
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3	日本が誇る四万十川流域の環境づくり		
	政策目標	7	広大な自然・環境と共生するまち		
	施策目標	(16)	自然環境の保全		
3.事業名	合併処理浄化槽設置整備事業				
4.決算額	23,151,000円				
5.事業の目的及び概要	■合併処理浄化槽設置整備事業 生活排水の浄化対策及び公共用生活排水の浄化対策及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道及び農業集落排水施設の処理区域以外の区域において、居住を目的とした住宅へ合併処理浄化槽を設置する者を対象に、条件を付して補助金の交付を行う。				
6.事業の実施内容	■合併処理浄化槽設置整備事業 町広報誌・ホームページ等で周知を行い、住宅への合併処理浄化槽設置者を対象に、条件を付して補助金の交付を行った。				
	令和元年度 補助金額合計：23,092,000円 ・国費：3,939,000円 ・県費：7,020,000円 ・町：12,133,000円				
		令和元年度全体実施状況		左のうち補助対象	
		基数	処理人口	基数	処理人口
	5人槽	43	129	38	115
	7人槽	20	57	20	57
	10人槽	0	0	0	0
合計	63	186	58	172	
補助金額 ○5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 10人槽：548,000円 ○単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え（90,000円/1基） 令和元年度は、5人槽：0基、7人槽：3基、10人槽：0基 ○放流先配管補助金 1,761,000円(16件) ■合併処理浄化槽普及促進協議会会費及び負担金：59,000円					
7.事業の成果	■合併浄化槽設置整備事業 循環型社会形成推進地域計画において、平成27～31年度の設置基数は300基を目標としていたが、5年間での実績は設置基数317基、進捗率は105.66%であった。令和元年度において合併処理浄化槽の普及率は52.5%であり、令和2年度の目標値50%を達成することができた。今後、新たに令和2～6年度で325基の設置を目標として合併処理浄化槽の整備を促進するためにより一層の普及啓発に取り組む。				

1.主管課（所）	環境水道課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	7 広大な自然・環境と共生するまち
	施策目標	(16) 自然環境の保全
3.事業名	四万十川方式維持管理事業	
4.決算額	13,319,830円	
5.事業の目的及び概要	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止のため設置された四万十川方式 13 施設（窪川地区：3 施設 十和地区：10 施設）の浄化機能を発揮させる為、汚泥除去を含めたメンテナンス業務を行う。また浄化機能を調査するために水質検査を実施する。	
6.事業の実施内容	窪川地区（3 箇所）は年 7 回、十和地区（10 箇所）は年 3～4 回と施設の規模及び受益戸数等によりメンテナンスを実施した。 ・維持管理委託料：4,158,978 円 ・汚泥搬出処理委託料：2,886,763 円（窪川地区箇所 3 所） ・水質検査業務：810,000 円 ・電気料：4,247,235 円 ・琴平川公園水道料：11,980 円 ・施設修繕費用 修繕料：795,435 円 ・土砂取り除き・ブロー移設手数料 土砂取り除き手数料：250,100 円 ブロー移設手数料：77,780 円 ・施設周辺草刈 施設周辺草刈：81,559 円	
7.事業の成果	窪川地区小学校 4 年生の社会科見学の一環で簡易な水質検査を行い水質が改善されていることを勉強した。また、浄化機能の調査のため水質検査を実施し、施設への流入・流出水の水質検査を行い流入水よりも流出水の水質が改善されていることを確認した。四万十川方式を導入していない箇所については、BOD、COD とも値が高いと思われるため、今後も合併処理浄化槽の普及啓発等を積極的に行っていく必要がある。	

1.主管課（所）	環境水道課																										
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	3	日本が誇る四万十川流域の環境づくり																								
	政 策 目 標	7	広大な自然・環境と共生するまち																								
	施 策 目 標	(17)	低炭素・循環型社会の推進																								
3.事業名	一般廃棄物の適正処理推進事業																										
4.決算額	4 2 4 , 4 8 7 , 7 0 0 円																										
5.事業の目的及び概要	町内で発生する一般廃棄物の収集・運搬・処理を適正に行うとともに、不法投棄防止やリサイクルのための事業などの取り組みを推進する。																										
6.事業の実施内容	住民の生活環境を保全し、健康で快適な生活を確保するため、町内で発生する一般廃棄物の収集・運搬・処理を行うとともに、分別ルールや不法投棄防止など適正処理について、広報誌・ケーブルテレビ・区長文書等で周知し、住民の環境に対する意識の向上を図った。 ○収集運搬 業務委託料 60,649,000 円 ○令和元年度廃棄物処理施設包括的長期民間委託事業（ごみ・し尿） ごみ 283,381,290 円 し尿 80,457,410 円 計 363,838,700 円																										
7.事業の成果	クリーンセンター銀河でのリサイクル率は、前年度より向上した。 ごみ〔単位：t〕 <table><tr><td>項 目</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>家 庭 系</td><td>4,583</td><td>4,587</td><td>4,714</td></tr><tr><td>事 業 系</td><td>1,185</td><td>1,146</td><td>1,118</td></tr><tr><td>総 量</td><td>5,768</td><td>5,733</td><td>5,832</td></tr><tr><td>総資源化量</td><td>616</td><td>680</td><td>868</td></tr><tr><td>リサイクル率</td><td>10.7</td><td>12.0</td><td>14.9</td></tr></table>			項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	家 庭 系	4,583	4,587	4,714	事 業 系	1,185	1,146	1,118	総 量	5,768	5,733	5,832	総資源化量	616	680	868	リサイクル率	10.7	12.0	14.9
項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																								
家 庭 系	4,583	4,587	4,714																								
事 業 系	1,185	1,146	1,118																								
総 量	5,768	5,733	5,832																								
総資源化量	616	680	868																								
リサイクル率	10.7	12.0	14.9																								

1. 主管課（所）	環境水道課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	7 広大な自然・環境と共生するまち
	施策目標	(16) 自然環境の保全
3. 事業名	不法投棄対策事業	
4. 決算額	1, 6 4 5, 9 2 0 円	
5. 事業の目的及び概要	適切な廃棄物の排出方法の徹底を図り、不法投棄を防止し、生活環境・自然環境を保全することを目的とする。 不法投棄の未然防止の啓発及び対策等を行い、不法投棄監視体制を構築する。	
6. 事業の実施内容	不法投棄防止看板の設置及びパトロールを実施しているが、不法投棄が多発している町道沿いに、物理的な対策として、不法投棄防止対策ネットを設置する。 一般財団法人家電製品協会の不法投棄未然防止事業協力に応募し助成金を受ける事業として、不法投棄防止対策ネット設置工事を行った。 【不法投棄防止対策ネット設置工事】 ・設置箇所：四万十町東川角地区（町道窪川平串線沿い） ・施工延長：124. 0m ・設置完了日：令和元年9月6日 ・助成額：822, 960 円	
7. 事業の成果	不法投棄防止対策ネットを設置することにより、物理的に投棄する事ができなくなり、不法投棄は減少している。 ネット設置により投げ捨てごみがなくなっても、定期的なパトロール・ネットの破損等がないかを確認する必要がある。 不法投棄防止の為に町が具体策をとっている事のアピールにもなり、不法投棄抑止効果も期待される。	

1. 主管課（所）	環境水道課		
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	3	日本が誇る四万十川流域の環境づくり
	政策目標	7	広大な自然・環境と共生するまち
	施策目標	(16)	自然環境の保全
3. 事業名	環境学習実施事業		
4. 決算額	97, 111円		
5. 事業の目的及び概要	現地において体験・学習することで、四万十町の置かれている状況を学び、環境に対する意識をさらに高めることで、学校や家庭に於いても、環境の大切さを実践することを目的とする。		
6. 事業の実施内容	■小学生・中学生・高校生及び地域住民に対して環境学習を行った。クリーンセンター銀河では、ビデオ視聴を交えてごみの受入れ状況や分別の仕方、分別作業、焼却の状況及びリサイクルの大切さ等、四万十町のごみの実態を学習した。 ■若井グリーンセンターでは、し尿・汚泥処理場の処理状況を搬入からの流れについて順を追って説明し、微生物や薬品等を使用し浄化することによってきれいな水に戻るということを学習した。 ■四万十川方式は、現地にて施設の仕組みについて資材等を利用し説明し、汚れの度合いを測る簡易水質キット（パックテスト：15,552円）にて、流入水と流出水を実際に測定し、生活雑排水をきれいにして川に流していることを学習した。 ■台地祭りや西部地区産業祭等で、ごみの分別方法、温暖化対策等について環境啓発を行った。（エコグッズ代金 81,559円）		
7. 事業の成果	小学生・中学生・高校生に対して環境学習を行うことにより、ごみの正しい分別の仕方や、リサイクルの大切さなどを現場において体験・学習し、環境に関心を持てることができた。（①若井グリーンセンター、②クリーンセンター銀河、③四万十川方式等の環境学習会、④イベント）		
	実施日	参加人数	研修場所
	5月21日	17	① ②
	6月21日	12	②
	6月6日	22	①②③
	6月7日	52	①②③
	6月25日	26	①②③
	11月9日	約80	④
	12月1日	約60	④
	計7回	269	

1.主管課（所）	学校教育課					
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり			
	政 策 目 標	4	まちの将来を担う人を育むまち			
	施 策 目 標	（8）	教育環境の充実			
3.事業名	四万十町キャリアアップ事業					
4.決算額	1, 2 4 9, 4 2 6 円					
5.事業の目的及び概要	【目的】 学校が地域特性や特殊性を踏まえ、学校毎に児童又は生徒・保護者・地域・教職員が共に連携して実施する自主的・主体的な活動を推進する。 【概要】 各学校において実践される独自の取り組みに対して、補助金を交付する。					
6.事業の実施内容	総合的な学習の取組を推進するため、全学校に児童生徒数に応じた補助金を交付した。 各学校ではその補助金を活用した独自の取り組み（児童又は生徒・保護者・地域・教職員が共に連携して実施する自主的・主体的な活動）を計画・実施した。 【各学校で実施した事業内容】 あいさつ運動、職場体験活動、自然体験活動、世代間交流活動、美化活動、広報活動、地域との連携活動、ボランティア活動、防災学習、開かれた学校づくり、地域・家庭の教育力向上を目指す取組、情操教育、道徳教育の充実など					
	小 学 校				中 学 校	
	学 校 名	補助金額	学 校 名	補助金額	学 校 名	補助金額
	仁井田小学校	60, 000	東又小学校	71, 000	窪川中学校	147, 000
	影野小学校	57, 000	興津小学校	58, 000	興津中学校	64, 000
	七里小学校	65, 390	田野々小学校	68, 000	大正中学校	72, 996
	米奥小学校	56, 000	北ノ川小学校	59, 000	北ノ川中学校	66, 000
	窪川小学校	146, 000	十川小学校	66, 000	十川中学校	73, 000
	川口小学校	60, 000	昭和小学校	60, 040		
	小学校計			826, 430	中学校計	422, 996
	合 計			1, 249, 426 円		
	7.事業の成果	各学校においては児童又は生徒・保護者・地域・教職員が連携し、地域や学校の教育課題の検討及び課題解決のための取り組みがされた。 今後もキャリア教育が効果的になされるように支援を行う必要がある。				

1.主管課（所）	学校教育課			
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり	
	政 策 目 標	4	まちの将来を担う人を育むまち	
	施 策 目 標	（8）	教育環境の充実	
3.事業名	四万十町校内研究支援事業			
4.決算額	2, 9 8 8, 2 5 9 円			
5.事業の目的及び概要	【目 的】 町内の小・中学校の学力向上を推進するため、学校が学力向上における課題と改善方策を認識し、課題解決等に向けて自主的・主体的に行う研究や取り組みを支援する。学校単位で取り組む事業であるため、効率的に教員の意識改革・指導力向上につながる。 【概 要】 各学校において、独自の研究・取り組みに対して、補助金を交付する。 事前に学校長ヒアリングを実施し、必要性和有効性を判断し、補助対象を決定する。			
6.事業の実施内容	各学校において、講師招聘による研修会の開催・先進校での視察研修の実施・その他学力向上につながる取組など、独自に検討した内容に対して補助金交付し、支援を行った。			
	学校名	補助金額	学校名	補助金額
	仁井田小学校	57,100 円	田野々小学校	204,000 円
	影野小学校	286,554 円	北ノ川小学校	8,600 円
	七里小学校	200,980 円	十川小学校	232,369 円
	米奥小学校	121,595 円	昭和小学校	125,158 円
	窪川小学校	444,250 円	窪川中学校	304,402 円
	川口小学校	228,040 円	大正中学校	359,440 円
	東又小学校	336,551 円	北ノ川中学校	25,920 円
	興津小学校	53,300 円		
合 計		2, 9 8 8, 2 5 9 円		
7.事業の成果	学校単位で、各校の課題に応じた自主的・主体的な研究や取り組みを行うことで、教員の意欲と指導力、学校のチーム力が向上し、また、課題などの解決策・改善策が導き出されることにつながり、将来的には児童生徒の学力が向上する取組となった。 県内研修についても補助対象としており、県内への研修へ行く機会が増加し授業力の向上を図ることができた。			

1. 主管課（所）	学校教育課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(8) 教育環境の充実
3. 事業名	学校適正配置推進事業	
4. 決算額	0 円	
5. 事業の目的及び概要	【目的】 少子化に伴い学校の過小規模化が進行する中、「四万十町の将来を担う子供たちが、よりよい教育条件、教育環境の下で教育を受けること」を基本に、「地域における学校の役割」も考慮した一定規模の集団による教育力を生かす教育環境の整備を図るため、学校適正配置計画を推進する。 【概要】 適正配置計画に基づく学校の統廃合を推進する。なお、現行の適正配置計画は、平成 20 年 9 月に策定され、これまで 10 年が経過しているおり、児童生徒数も大きく減少しているため、適正配置計画の見直しについても行う。	
6. 事業の実施内容	【適正配置計画の推進】 <u>令和元年 7 月</u> 『第 2 期四万十町立小中学校適正配置計画』を策定及び公表 <u>令和元年 9 月 24 日・26 日・30 日</u> <u>・10 月 2 日・3 日・8 日・10 日・15 日・17 日・21 日・24 日・29 日</u> 『第 2 期四万十町立小中学校適正配置計画』に関する保護者説明会の開催 <u>令和元年 11 月 22 日・29 日</u> <u>・令和 2 年 1 月 20 日・23 日・24 日・27 日・28 日・29 日</u> 町政懇談会の開催 <u>令和 2 年 1 月 15 日</u> 地域向け説明会の開催（北ノ川小中学校体育館） <u>令和 2 年 2 月 3 日・10 日・28 日・3 月 4 日</u> 大正中学校校区・北ノ川中学校校区の保護者を対象に説明会や協議 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以後、説明会や協議を実施できなかった。	
7. 事業の成果	「第 2 期 四万十町立小中学校適正配置計画」を遂行することで、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備する。これにより、学校が適正規模となり、適正な教職員配置が確保され、子ども達に対する教育の質の向上等を図ることができる。 また、教育活動で一定規模の人数を要する活動（運動会や球技等の団体スポーツ、音楽の合奏など）が制限されることなく実施が可能となるとともに、団体活動の中で必要な社会性等の非認知的能力の醸成が期待され、多くの交友関係も構築することが可能となる。 【令和 2 年度の動き】 新型コロナウイルス感染症対策として、町内小中学校は、3/4～3/24 と 4/21～5/6 の期間、休業としたことや今後も感染症対策の継続が必要であることから、予定していた子どもたちの交流や学校行事等が実施できない状況にあるため、四万十町学校適正配置等推進本部会（5 月 7 日開催）において、北ノ川中学校と大正中学校の統合時期を 1 年延期し、令和 4 年 4 月とすることを確認した。 興津地域には、1 月に今後の予定等を含めて説明を行い、保護者は子どもたちのことを最優先し、ご理解をいただいたと認識しているところである。3 月には興津中学校校区の保護者への説明を予定していたが、新型コロナウイルス感染症への対策が必要となったことから、予定どおり進めることができなかった。少し予定は遅れているが、興津中学校と窪川中学校については、計画どおり令和 3 年 4 月に統合するよう準備を進めている。	

1.主管課（所）	学校教育課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(8) 教育環境の充実
3.事業名	英語力向上対策事業	
4.決算額	477,326円	
5.事業の目的及び概要	【目的】 町内全中学校でGTEC（グローバルテストオブイングリッシュコミュニケーション）検定（「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能を測るスコア型英語テスト）を行い学習状況について細かく可視化、個人の学習状況や学校の学習状況に合わせて指導し、生徒の英語力向上と意欲を高める。 【概要】 全国学力テストがない町内中学2年生全員を対象にGTEC検定を行う。	
6.事業の実施内容	町内中学2年生101人を対象にGTEC検定を行った。 【内容】 「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能を、現実に関わりうる状況や場面において、実際に英語でコミュニケーションをとることができる力の習熟度を絶対的・客観的な尺度で測定を行った。 【4技能の内容】 READING（読む）：英文読解の能力を多角的に測定する。 速読的な読解力では、特に情報検索、概要把握する力が焦点・リアルな英語素材文を出題。 LISTENING（聞く）：即応性、情報選択、要点理解など多角的にリスニング能力を測定する。 実践的なコミュニケーション力を問う出題としてリスニングの出題割合を重視し現実の場面や状況設定で使える課題を出題。 WRITING（書く）：読み手に、自分の主張がどれだけ伝わるかを測定する。 実践的な出題。 SPEAKING（話す）：相手に、自身の主張や情報がどれだけ伝わるかを測定する。 リアルな場面設定で、音読から意見展開まで幅広い力を診断。	
7.事業の成果	生徒の英語力の実態や課題について調査・研究し、分析したデータに基づき、各指導内容について工夫や改善を行った。 令和2年度から小学校5・6年生の外国語の教科化に合わせて小学校6年生を対象にGTEC検定を行い、小・中学校での英語教育の連携に繋げ、児童生徒の英語力の向上を図る。	

1.主管課（所）	生涯学習課		
2.総合振興計画の位置付け	基 本 方 針	2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政 策 目 標	4	まちの将来を担う人を育むまち
	施 策 目 標	7	子どもを産み育てる環境の充実
3.事業名	幼児教育無償化		
4.決算額	23,268,300円（推計値）		
5.事業の目的及び概要	少子化対策の観点から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。		
6.事業の実施内容	令和元年5月、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月より保育所・認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちと、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料無償化が全国的にスタートした。 保育料の無償化に伴い実費徴収することとされた副食費（1人あたり4,500円/月）については、町の方針により無償とすることとした。		
7.事業の成果	無償化により3歳以上児の多子世帯軽減分も含まれ町単での自主財源が軽減化された。 無償化された利用者負担額の目安（令和元年度10月～令和2年3月） ○3～5歳児 公立 11,595,000円（延べ630名） 私立 11,577,300円（延べ570名） 計 23,172,300円（延べ1,200名） ○0～2歳児（住民税非課税世帯） 公立 48,000円（延べ6名） 私立 48,000円（延べ6名） 計 96,000円（延べ12名） 合計 23,268,000円 ※令和元年9月時点の児童数及び保育料を基準として算出した推計値（実際の数字とは異なる。）		

1. 主管課（所）	生涯学習課、十和町民生活課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	4 まちの将来を担う人を育むまち
	施策目標	(7) 子どもを産み育てる環境の充実
3. 事業名	小鳩保育所移転整備事業	
4. 決算額	158,567,201円	
5. 事業の目的及び概要	施設の老朽化や園庭狭小、送迎車両の乗入駐車場がない等の課題がある小鳩保育所について移転新築事業を行う。また、浸水被害の危険性や今後予想される大規模地震災害等の避難路が確保できない等の問題を解決し、安心安全な保育所運営が行えるように環境改善を図る。 平成29年度 用地交渉・不動産鑑定評価 平成30年度 農地転用手続・用地購入・ワークショップ・基本設計・用地測量 令和元年度 実施設計・発掘調査・地質調査・用地造成・本体工事 令和2年度 本体工事～竣工・移転 令和3年度 旧保育所活用等協議	
6. 事業の実施内容	◎平成30年度繰越分 ・建築申請手数料 34,000円 ・実施設計委託料 9,900,000円 ・地質調査委託料 464,400円 ・用地造成工事費 43,285,000円 ・支障物件等移転補償金 1,563,801円 ◎令和元年度分 工事請負費 ・小鳩保育所移転整備事業（建築主体）69,000,000円 ・小鳩保育所移転整備事業（機械設備）17,556,000円 ・小鳩保育所移転整備事業（電気設備）16,764,000円	
7. 事業の成果	小鳩保育所移転整備事業については、農地転用手続が予定より時間がかかったことにより遅れていた用地造成工事を実施した。建築主体、木材購入、木工、電気設備、機械設備、厨房機器については、令和2年1月16日に入札を行い、このうち建築主体、木材購入については、令和2年1月27日に契約議案を上程・可決され、その他の工事についても契約を行った。建築の分離発注は、今回初めて取り組む事案となる。 現在は、令和2年11月末の完成に向けて、それぞれ工事を行っている。	

1.主管課（所）	生涯学習課	
2.総合振興計画 の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施策目標	(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進
3.事業名	文化的施設整備事業	
4.決算額	11,759,267円	
5.事業の目的及び概要	町の文化の中心的な役割を果たす施設として、図書館機能・美術館機能・展示機能・コミュニティ機能の4つの機能を有する複合型の文化的施設を整備し、町民の知識と芸術文化の向上を図るとともに、これからの文化を生み出す場として、まちと人にひらかれた拠点となることを目指します。 【文化的施設の5つの役割】 ①人とまちをつなぐコミュニティの場 ②子どもたちが自分の居場所を見つけられる場 ③最新の情報と技術を活用した多様な文化・芸術体験の場 ④想像／創造体験を通じた自己表現の場 ⑤STEAM教育に基づく試行錯誤の場 【コンセプト】※目的を達成するための概念 ◆図書館、美術館、展示、コミュニティを核とする文化機能の融合 ◆広域なまち全体にひらかれ、各地をつなぐ ◆施設をともに支えるサポーター団体の設立と運営 ◆実空間と情報空間をつなぐ情報システムの導入	
6.事業の実施内容	○「四万十町文化的施設基本計画」を策定 5,314,000円（繰越事業） ○文化的施設検討委員会の開催（7回） ○渡辺梓さん、猪谷千香さんをお招きし町民向けの講演会を開催（各1回） ○指宿市立指宿図書館長をお招きして研修会を開催（1回）	
7.事業の成果	○検討委員会、講演会、研修会等を開催し、「四万十町文化的施設基本計画」を取りまとめることができた。 ○公開型のプロポーザルを実施し、基本設計業者の選定を行った。 ○前年度と比較し文化的施設の整備に対する町民の関心は高くなってきたが、まだ十分とは言えない。「基本構想」及び「基本計画」も策定されたので、更に周知に努め、多くの町民に関心を持ってもらうことが課題となる。	

1. 主管課（所）	生涯学習課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施策目標	(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進
3. 事業名	重要文化的景観集落見直し調査	
4. 決算額	4, 8 6 6, 1 1 1 円	
5. 事業の目的及び概要	四万十町は国の重要文化的景観地区に選定されており、保護活用事業を取り組むことにより四万十町全体の豊かな自然と地域の人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を、町民が価値を認識し、守り、発展・創造するとともに、地域の自然と一体となって歴史、文化を積み重ねてきた人々の生活と開発行為等の経済活動との調和を図り、それを保全しながら地域資源として活用する意識をはぐくみ高めることを目的としている。 令和元年度は、重要文化的景観の中の重要構成要素と選定されている6つの集落を形成するにあたって、さらに重要とされる建造物を特定し、今後その保存と公開活用を適切に図るため、調査を行う。	
6. 事業の実施内容	重要な構成要素となっている6集落の悉皆調査を実施し、集落の中での文化的景観の重要な構成要素として不可欠な家屋等建造物や工作物を特定する調査を行った。	
7. 事業の成果	「大正中津川集落（本村・森が内）」「轟集落」「小野集落」「上壱斗俵集落」「下壱斗俵集落」「市生原集落」の6つの集落を調査したところ、8件の重要な構成要素になりうる物件が見つかった。この8件の物件について、四万十町重要文化的景観整備管理委員会で協議し、承諾を得られたもののみ、次年度詳細調査を行う。	

1. 主管課（所）	大正地域振興局 地域振興課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施策目標	(10) 住民主体の地域づくりの推進
3. 事業名	大正地域まちづくり推進協議会	
4. 決算額	71,100 円	
5. 事業の目的及び概要	大正地域では、少子高齢化と山間部に散在する集落など地理的要因による問題が数多く存在している。 福祉、教育、まちづくり、子育て、生活環境、担い手といった課題を住民相互が理解し、地域全体の問題として共有し、自主的、主体的に取り組むコミュニティが重要となっていることから、地域が一体となって地域の資源、特色、個性を活かしたまちづくりを目指して取り組む。 大正地域の持続的な発展及び次代の後継者の育成等を目的として、「大正地域まちづくり推進協議会」の運営を行う。	
6. 事業の実施内容	大正地域まちづくり推進協議会では、公的団体等と公募による委員（計 9 名）で地域振興や地域課題等について、令和元年度中に 2 回の会議を開催した。 当初は 3 回の会議を予定していたが、令和 2 年 3 月に予定していた会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送った。 まちづくり推進協議会のメンバーは、PTA 会長や商工会青年部長、区長会長（40 代）、農協や社会福祉協議会等など、主に 30～50 代の世代で構成している。 会議では、少子高齢化による山間部集落等の人口減少や、後継者不足等による商店街の衰退がみられる大正地域の現状から、多くの地域住民が「このままではいけない。自分たちが住んでいるまちを何とかしたい。」という思いを持っており、まちづくり推進協議会として、地域に何が必要かということを中心に協議を重ねた。 委員 9 名（公的団体等 6 名・公募委員 3 名） 4 月 10 日 ・地域資源・観光資源の有効活用について 1 月 27 日 ・大正地域のまちづくりについて 委員謝金 70,000 円 費用弁償 1,100 円	
7. 事業の成果	「全国的にも有名な四万十川をはじめとする地域資源や観光資源を活用したまちづくりを進めるべきでは。」ということで、委員から幅広く意見を集め、意見集約したものを町に提出した。 委員は 30～50 代の年齢層が多く、地域の活性化や地域リーダーの育成等が期待できるとともに、メンバーの情報交換のネットワークの動きにもつながっている。 また、推進協議会のメンバーが四万十町の行政課題等に対しての関心や理解度を深めることができる。 【町長に提出した提言等】 「地域資源や観光資源を活用したまちづくりに関する提案」 （情報発信の仕組みづくりや道の駅等の観光施設の充実と連携、四万十川をはじめとする地域資源や観光資源を生かした特色あるまちづくりの推進等）	

1. 主管課（所）	十和地域振興局 地域振興課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	1 特色ある農林水産業を行かすまち
	施策目標	(1) 農畜産業の振興
3. 事業名	四万十の栗再生プロジェクト推進事業	
4. 決算額	666,000円	
5. 事業の目的及び概要	平成21年度から、旧JA高知はた（現：JA高知県）北幡ブロック管内の栗生産者や関係企業等が連携して「四万十の栗再生プロジェクト」を立上げ、先進地の栽培方法の試行や新植等を行いながら栗の産地化に取り組んでおり、その一つとして、岐阜県から栗の剪定士を誘致し、平成28年度から3カ年計画で、生産者に対して剪定を初めとした栽培指導等を行ってきた。 しかし、老木・高木化した園地でのカットバックによる再生作業は、傾斜地も多く危険性が高いため進んでいない。本来、既存園地を再生するには2～3年かけてカットバックし、翌年以降から段階的に本格的な剪定作業に移行していくのが手順である。 このため、令和元年度は、カットバックや剪定・整枝を行うことで低樹高化と隔年結果の防止を図ることを目的に、栗の剪定班の設置による園地の受委託を進め、品質向上と生産量の増加を目指すものである。	
6. 事業の実施内容	○四万十町柚子・栗園保全管理事業補助金 実施主体：四万十の栗再生プロジェクト協議会 （事務局／JA高知県北幡営農センター） 実施内容：栗の剪定班設置による受委託作業への補助事業 補助金額：666,000円 （事業費1,000,000円×補助率2／3以内） 事業内容：受託園地数19、受託園地面積279a	
7. 事業の成果	四万十の栗再生プロジェクト協議会により、栗の剪定班設置による園地の受委託を進め、カットバックや剪定・整枝を行うことで低樹高化と隔年結果の防止を図った。 天候等によって年度別に生産量にバラつきはあるものの、令和元年度のJAへの全体出荷量は前年度より増加しており、徐々に生産量は増加傾向にある。 （大正及び十和地区の販売量…H27：15.3t、H28：18.5t、H29：28.5t、H30：15.5t、R1：21.8t） 引き続き、生産数量の増加とともに、生産農家の技術と生産意欲の向上を図ることで産地再生に向けた取り組みを進めていく。	

1. 主管課（所）	十和地域振興局 地域振興課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3 本当のおもてなしがあるまち
	施策目標	(6) 交流の促進
3. 事業名	四万十川アドベンチャーパークプロジェクト事業	
4. 決算額	64,504,656円	
5. 事業の目的及び概要	体験型観光施設として、清流四万十川を横断する県内初のジップラインを整備することにより、全国的に見ても訴求力のある施設として発信し、十和地域及び四万十町全体の観光入込客数の増加に繋げる。	
6. 事業の実施内容	事業内容：四万十川ジップラインの整備 設置場所：十和川口地区 道の駅四万十とおわ敷地内（スタート地点は十川地区） 施設概要：支柱間延長 L＝195.0m×2本 町道からH11.0m 河川からH＝25.0m 事業費：64,504,656円 [内県補助：31,630,000円] 【委託料】計 7,098,000円 ・基本計画・設計・実施設計費 6,790,000円 ・河川横断測量 308,000円 【請負工事費】計 53,289,046円 ・本体工事 25,857,031円 ・基礎構造物及び駐車場等 26,785,000円 ・受付事務所 647,015円 【備品購入費】計 4,117,610円 ・安全用具類 3,620,212円 ・受付事務所施設及び会計用 497,398円	
7. 事業の成果	本施設は、十和地域のご成婚の森から、道の駅四万十とおわの敷地内に四万十川を横断するスタイルで整備したものである。 高知県内初のジップラインであり、四万十川上空を横断する爽快さ、また、2本のワイヤーロープを並列に設置したことで、友達・親子・夫婦・恋人同士と一緒に滑走し、同じ時間に同じ形式を共有・体験できる施設として、魅力あるものとなった。また、片方向という条件を生かし、使用者はスタート側まで川船を利用することも本施設の魅力となっている。 一部繰越事業を経て施設を整備後、当初はゴールデンウィーク前のオープンを目指していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止からオープン時期を延期し、令和2年6月27日にグランドオープンとなった。 今後は、町内の新たな体験型観光拠点「四万十川アドベンチャーパーク」として、既設のご成婚の森等とも連携をさせながら、訪れる観光客に四万十川の魅力を直に体感・体験していただくことで、道の駅の滞在時間の延長とともに、交流人口の拡大を図る。	

1. 主管課（所）	十和地域振興局 地域振興課	
2. 総合振興計画の位置付け	基本方針	1 挑戦し続ける産業づくり
	政策目標	3 本物のおもてなしがあるまち
	施策目標	(6) 交流の促進
3. 事業名	三島キャンプ場再生計画基本計画策定業務	
4. 決算額	2, 8 5 1, 8 8 2 円	
5. 事業の目的及び概要	三島キャンプ場は、四万十川最大の中州がある三島に位置し、両岸に沈下橋がある県内でも珍しいロケーションである。鮎釣りにも絶好の場所であり、また、昭和ふると交流センターが行うラフティングのスタート地点にもなっている。 しかしながら、施設整備から30年以上が経過した現在、老朽化が著しく維持管理費用がかさんでいる状況である。バンガローのデザインについても現在の流行からは遅れが目立つ。管理団体である三島観光組合も構成員である住民の減少や高齢化が進んでいる。 一方で、Iターン移住の若者を中心としたラフティング事業所がキャンプ場に隣接して事業を展開しており、両者の連携も期待できる。 本業務は、今後は単に宿泊場所の提供にとどまらず、周辺の食や体験施設との連携、インターネットを活用した情報発信に積極的に取り組むことによる誘客及び周遊促進による消費拡大を図ることを目的に、ハード・ソフト両面を整備するため、基本計画の策定及び基本設計の作成を行うものである。	
6. 事業の実施内容	業 務 名：三島キャンプ場リニューアル基本計画策定・基本設計作成 ※ 委託事業により実施 ○ 策定した「基本計画」の概要 ・地域や関係団体と連携した事業戦略の作成 ・料金体系の改善案、稼働率の向上、付加サービスの提供による収益改善の可能性 ・外国語及びハンディキャップへの対応 ・インターネットを使用した予約サービス提供の提案 ・イメージ図の作成 策定にあたり、指定管理者である三島観光組合、キャンプ場に隣接しラフティング体験等を提供する団体を含めた打ち合わせを計4回開催し、協議を重ねた。ハード面では、水害対策を主体とした建物を建築、ソフト面では、地元や十和地域出身者のみならず地域の暮らしに共感する人が、年に幾度となく帰ってくる（訪れる）組織を構築する。 ○ 作成した「基本設計」の概要 ・現地及び建築物のデザイン（案）及び概略図 ・概算工事費の積算 造成、既存施設の解体、バンガロー等新規建築についての設計を行った。 施設内には、既存管理棟の代わりとしてビジターセンターを新規建築することにより、宿泊者間だけでなく地域住民との活発な交流が期待できる。	
7. 事業の成果	本業務において、現状分析、課題の洗い出し、ターゲット層の設定などを行い、新しい運営コンセプトを『四万十の暮らしに一番近いキャンプ場 ～ふるとアウトドアツーリズム～』と定め、他の施設との差別化を打ち出した。 また、事業収支シミュレーションを行ったことで、他の体験型観光施設との連携についても計画・推進できるようになった。 今後、施設整備にあたっては、一部懸案となっている用地取得と、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、これに対応できる施設となるよう再検討が必要と考えている。	

1.主管課（所）	十和地域振興局 地域振興課	
2.総合振興計画の位置付け	基本方針	2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
	政策目標	5 生きがい・誇りを持てるまち
	施策目標	(10) 住民主体の地域づくりの推進
3.事業名	十和地域まちづくり推進協議会	
4.決算額	120,150円	
5.事業の目的及び概要	十和地域では、少子高齢化と山間に散在する集落など地理的要因による問題が数多く存在している。 福祉、教育、まちづくり、子育て、生活環境、担い手といった課題を住民相互が理解し、地域全体の問題として共有し、自主的、主体的に取り組むコミュニティが重要となっていることから、地域が一体となって地域の資産、特色、個性を活かしたまちづくりを目指して取り組む。 十和地域の持続的な発展及び次代の後継者の育成を目的として、平成29年3月に設置した「十和地域まちづくり推進協議会」の運営を行う。	
6.事業の実施内容	まちづくり推進協議会委員 10名（公的団体等6名・公募委員4名） 第1回協議会(10/24) ・新たに本協議会が協議する議題について（協議） 第2回協議会(12/18) ・アウトドア交流について ・市街地再生基本構想における教育・保育推進ゾーンについて ・市街地再生基本構想における医療・福祉充実ゾーンについて 第3回協議会(1/29) ・市街地再生基本構想における医療・福祉充実ゾーンについて ・市街地再生基本構想における駅前開発ゾーンについて 【委員謝金】120,150円	
7.事業の成果	令和元年度は、四万十町市街地再生基本構想を基に、十和地域の計画策定に向けて本協議会の意見を反映させるべく、ゾーン別の協議を重ねてきた。 (※市街地再生基本構想は旧町村ごとゾーン分けされており、それぞれの地域の生活や商業の基盤として必要な整備方針を示すことにより、高齢化や災害対策に対応し、かつ利便性や文化的に優れたまちづくりを目指すものであり、基本構想のもと個別の施策を展開することになっている。) 具体的には、十川エリアは「商店街振興ゾーン」と「教育・保育推進ゾーン」について、昭和エリアは「アウトドア・交流促進ゾーン」と「医療・福祉充実ゾーン」について協議を実施した。 令和元年度は、全ゾーンの協議と町長への意見書提出には至らなかったが、本協議会の目的である十和地域の持続的な発展及び次代への後継者の育成という観点からすると、会の進行やテーマ設定に至るまで委員発議による自由な意見交換を行っていることや、委員らが行政課題に対して関心度・理解度を深めることができる場であることから、事業の成果はあったと言える。 令和2年度も引き続き本協議会での協議を重ね、ここで出される意見を参考に計画策定を目指していく。	